

上三川町

こども計画

2025～2029

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月

上三川町

はじめに



町民の皆さまには、将来の地域社会の主人公でもある子どもたちを育む良好な環境整備に対しまして、温かいご支援とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、本町は、これまで子どもたちが輝き笑顔で過ごせるよう子育て支援に係る問題と真摯に向き合ってまいりましたが、近年の急速な少子化の進行とそれに伴う人口減少が、社会経済をはじめ子どもたちを取り巻く社会環境にも多くの影響を与え続けており、子育てへの不安を抱えている家庭は少なくありません。また、児童虐待や子どもの貧困は深刻化し、対応していかなばならない課題はなお一層山積しています。

このような中、国が新たに定めた「こども基本法」に基づく「こども大綱」が施行され、これまで個別に推進していた子ども・子育て施策を全体的かつ統一的に推進する新しい体制が示されたことを踏まえ、本町においても、次代を担う全ての子どもたちが心身ともに健康で、安全安心に育っていくためのまちづくりを目指し、新たに「上三川町こども計画」を策定したところでございます。

本計画は、「こどもが輝き 家族が笑顔に 地域でつながるまちづくり」を基本理念に、これまでの「第2期子ども・子育て支援事業計画」を継承しつつ、「子どもの貧困対策推進計画」及び「子ども・若者計画」を包含して一体的に策定し、子ども施策を総合的に推進する内容となっております。子どもや子育て家庭への支援を充実し、子どもの健やかな成長を守り、安心して産み育てられる環境づくりにつなげてまいります。

結びに、計画策定にあたりまして、アンケートやパブリックコメントなどを実施してまいりましたが、ご協力いただきました町民の皆様、そして、計画策定にご尽力いただきました上三川町子ども・子育て会議委員の皆様には、あらためまして感謝申し上げますとともに、今後、上三川町こども計画の計画推進に向け、町民の皆様の益々のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

令和7年3月

上三川町長 星野光利

もくじ

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	子ども・子育てに関わる社会情勢及び国の動向	3
第3節	こども計画に関わる法制度等の改正	7
第4節	子ども・子育て支援事業計画に関わる法制度等の改正	9
第5節	上三川町こども計画の概要	11
1	計画の位置づけ	11
2	計画の期間	12
3	計画の策定体制	13
第2章	上三川町の子どもを取り巻く状況	14
第1節	データからみる町の状況	14
1	人口、世帯の傾向	14
2	子どもの数の傾向	17
3	ひとり親世帯の傾向	20
4	婚姻状況の傾向	21
5	就労状況の傾向	25
6	教育、保育施設の傾向	27
7	小学校、中学校の傾向	30
8	放課後児童クラブの傾向	32
第2節	アンケート調査からみる町の状況	34
1	調査の概要	34
2	調査結果	37
第3節	施設等調査からみる町の状況	76
1	調査の概要	76
2	調査の結果	77
第4節	第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	80
第5節	現状と傾向、課題のまとめ	81
	現状と傾向、課題1 未就学児童の保育ニーズの高まりへの対応	81
	現状と傾向、課題2 就学児童生徒の居場所づくりへの対応	81
	現状と傾向、課題3 子どもたちとその保護者や家族の悩み・不安への対応	81
	現状と傾向、課題4 生活困窮家庭とその子どもへの対応	82
	現状と傾向、課題5 発達や虐待、いじめ、ヤングケアラーなどへの対応	82

第3章 計画の基本的な方向性 83

第1節 計画の基本理念 83

第2節 計画の基本目標 84

基本目標1 誕生前から幼児期までの支援 84

基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援 84

基本目標3 18歳以降の若者への支援 84

基本目標4 課題や困難を抱える子どもや家族への支援 85

基本目標5 子育て当事者への支援 85

基本目標6 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり 85

第3節 施策の体系 86

第4章 施策の展開 87

基本目標1 誕生前から幼児期までの支援 87

施策1 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療 87

施策2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実 89

施策3 幼児教育・保育の質の向上 91

施策4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援 92

基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援 94

施策1 学童期・思春期の保健対策 94

施策2 生きる力を育む教育と多様な学びの機会の充実 96

施策3 子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実 98

基本目標3 18歳以降の若者への支援 101

施策1 就労、生活基盤安定のための支援 101

施策2 結婚・出産の希望をかなえる支援 102

施策3 悩み・不安を持つ若者やその家族に対する相談体制 104

基本目標4 課題や困難を抱える子どもや家族への支援 105

施策1 子どもの貧困の解消に向けた対策 105

施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進 107

施策3 児童虐待防止対策、ヤングケアラー対策の充実 108

施策4 障がい児施策の充実 110

施策5 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもたちへの支援 112

施策6 権利に関する普及啓発 113

基本目標5 子育て当事者への支援 114

施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 114

施策2 家庭や地域の教育力、コミュニティ力の向上 115

施策3 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備 116

基本目標6 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり 118

施策1 子どもの安全の確保	118
施策2 子育てを支援する生活環境の整備	119
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	120
第1節 第3期上三川町子ども・子育て支援事業計画とは	120
第2節 教育・保育提供区域の設定.....	120
第3節 量の見込みの基本的な考え方と町の将来人口の推計.....	121
1 量の見込みの基本的な考え方	121
2 町の将来人口の推計（住民基本台帳によるコーホート変化率法に基づく推計）	121
第4節 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策	122
1 1号認定（3～5歳児で幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を利用）	123
2 2号認定（3～5歳児で保育所、認定こども園（保育所部分）を利用）	123
3 3号認定（0～2歳児で保育所、認定こども園（保育所部分）、特定地域型保育事業を利用）	124
第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	125
1 利用者支援事業.....	125
2 地域子育て支援拠点事業.....	126
3 妊婦健康診査.....	126
4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	127
5 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	127
6 子育て短期支援事業	128
7 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	129
8 一時預かり事業.....	129
9 延長保育事業（時間外保育事業）	131
10 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	132
11 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	133
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	135
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	135
14 子育て世帯訪問支援事業	136
15 児童育成支援拠点事業.....	136
16 妊婦等包括相談支援事業	137
17 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	137
18 産後ケア事業.....	138
第6節 その他の基本的な取組.....	139
1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	139
2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	139
第6章 計画の推進に向けて	140
第1節 関係機関等との連携	140

第2節	計画の進捗状況の点検・評価	140
資料編	141
第1節	計画策定の経過	141
第2節	上三川町子ども・子育て会議条例	142
第3節	上三川町子ども・子育て会議委員名簿.....	144

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

● 少子化の進行

日本の総人口は、平成 20（2008）年に 1 億 2,808 万人のピークをむかえ、その後は減少傾向のまま推移しており、今後も増加傾向に転じることはない予測です。

また、年少人口といわれる 0～14 歳の子どもの人口を総人口で割った割合は長く減少傾向にあり、さらに、人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の 1 つである合計特殊出生率も低下傾向にあります。特に、平成 2（1990）年に公表された「1.57 ショック」では、これまで合計特殊出生率が戦後最低だった昭和 41（1966）年の 1.58 を下回り、平成元（1989）年に 1.57 となったことで、「少子化」が注目されるようになりました。

● 働く女性の増加

一方、日本の女性の社会進出と活躍は、高度経済成長期以降のバブル景気を経て、昭和 60（1985）年の「男女雇用機会均等法」成立を転機にめざましく進展し、年々小さい子どもをもつ、子育て世帯の母親の就労者も増え続けています。それに伴い、共働き家庭が増えても、核家族化の進行で親族からの育児の手助けは望めず、また、長引く経済不況もあいまって、経済的な理由から、ますます子育て世帯の母親が就労せざるを得ない状況になっていることもあり、今日まで全国的に保育のニーズは高まり続けています。その結果、保育所（園）の定員を超えて入所（園）ができなくなる待機児童問題が注目され、平成 27（2015）年前後から社会全体で“待機児童ゼロ”に向けた取組が進められてきました。

● 子育て家庭の困難状況

近年では、出生数等の減少もあり、待機児童数は徐々に減少していますが、人材不足や物価高騰など家計をひっ迫する社会的要因はいまだに多いことから、今後も共働き家庭が減ることは考えにくく、引き続き、保育環境の整備を進めていく必要があります。

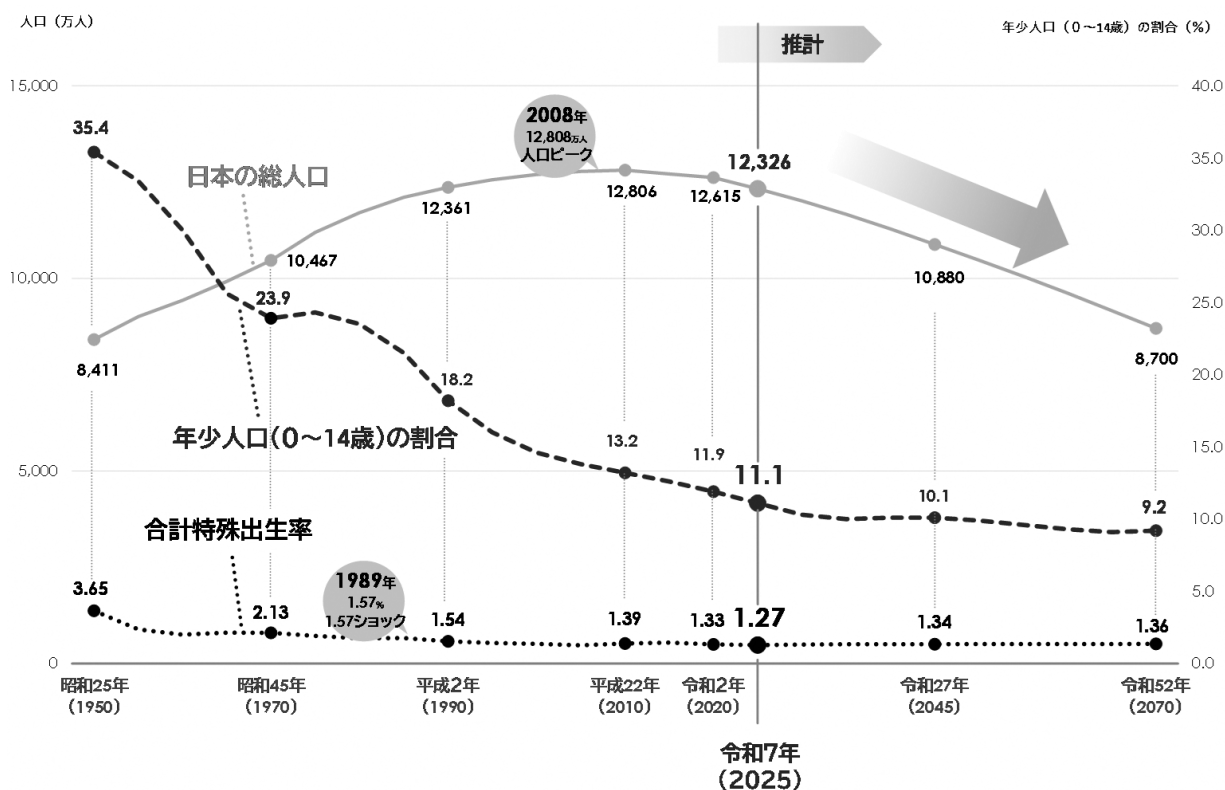
また、共働き家庭等の増加により、就学後の子どもたちの居場所づくりや、家庭での養育と教育を支援する取組の重要性はさらに増すと思われます。そのため、子どもが安全・安心に育つ環境づくりとともに、子どもの保護者（家族）が心身の余裕を持って子育てできるよう周囲のサポート体制と支援制度の充実を図り、地域、学校、行政機関等がさらに連携を強め、まちが一体となって子育て環境の充実を進めていくことが求められます。

● 「上三川町こども計画」の策定

本町では、平成 27 (2015) 年度に「上三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、町内の待機児童問題の解消に向けた教育・保育施設の整備や支援制度・体制の構築のほか、各種子育て支援施策の取組を計画的に推進してきました。その後、令和 2 (2020) 年 3 月に「第 2 期上三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取組内容の見直しとさらなる充実を図ってきました。

第 2 期計画が令和 6 (2024) 年度で計画期間を満了すること、また、国が新たに定めた『こども基本法』に基づく『こども大綱』が施行され、これまで個別に推進していた子ども・子育て施策を全体的かつ統一的に推進する新しい体制が示されたことを踏まえ、本町においても、次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健康で、安全・安心に育っていくためのまちづくりを推進するために、新たに「上三川町こども計画」を策定することとしました。

■ 日本の人口推計及び年少人口、合計特殊出生率の推計



資料：昭和 25 (1950) 年～令和 2 (2020) 年の人口及び年少人口 (0~14 歳) の割合、合計特殊出生率は、国勢調査の実績値、令和 7 (2025) 年以降の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計で、令和 2 (2020) 年までの国勢調査の実績値をもとにして算出された令和 5 (2023) 年時点の公表データ

合計特殊出生率とは：人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の 1 つです。その年次の 15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっています。

第2節 子ども・子育てに関わる社会情勢及び国の動向

● 子どもたちや家庭への支援の充実

前述（第1節 計画策定の趣旨）のとおり、全国的に少子化が進む中、核家族化の進行、女性の社会進出と活躍、経済不況などを背景に共働き家庭が増加することで、保育の需要と必要性は高いままとなっています。そのため、各市町村には、それぞれの実情を踏まえた上で、引き続き未就学の子どもたちの教育・保育提供量の充実を図ることに加えて、就学後の子どもたちの学校と家以外の居場所の確保と機能の充実が求められています。

また、特に支援の必要性が高い子どもの発達や障がい、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどの子ども自身の悩みや不安のほか、保護者（家族）の養育・教育力の低下やダブルケア、虐待、経済的生活の困窮、心身の障がい、ひとり親家庭などの子育て当事者の悩みや不安にも対応した、きめ細かな支援の充実を図るための法制度の整備が進められています。

● 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

市町村子ども・子育て支援事業計画と法制度の関連をみると、平成 24（2012）年に「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、第1期の「子ども・子育て支援事業計画」が各自治体で策定され、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」が新制度として実施されました。また、平成 30（2018）年にはすべての子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができる環境を整備していくことが必要であるとして、「幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正」に伴い基本方針が改正され、これを踏まえ市町村第2期「子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。

● 子ども・子育てに関連する各種法制度の施行

そのほかの子ども・子育てに関連する主な法制度の動向としては、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するための「少子化社会対策基本法」が平成 15（2003）年 9 月に施行され、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における取組を促進する「次世代育成支援対策推進法」が平成 17（2005）年 4 月に施行されました。

さらに、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、分野を超えて社会総がかりで、子ども・若者の育成・支援の取組を推進する「子ども・若者育成支援推進法」が平成 22（2010）年 4 月に施行され、平成 26（2014）年 1 月には子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るための取組を推進する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。

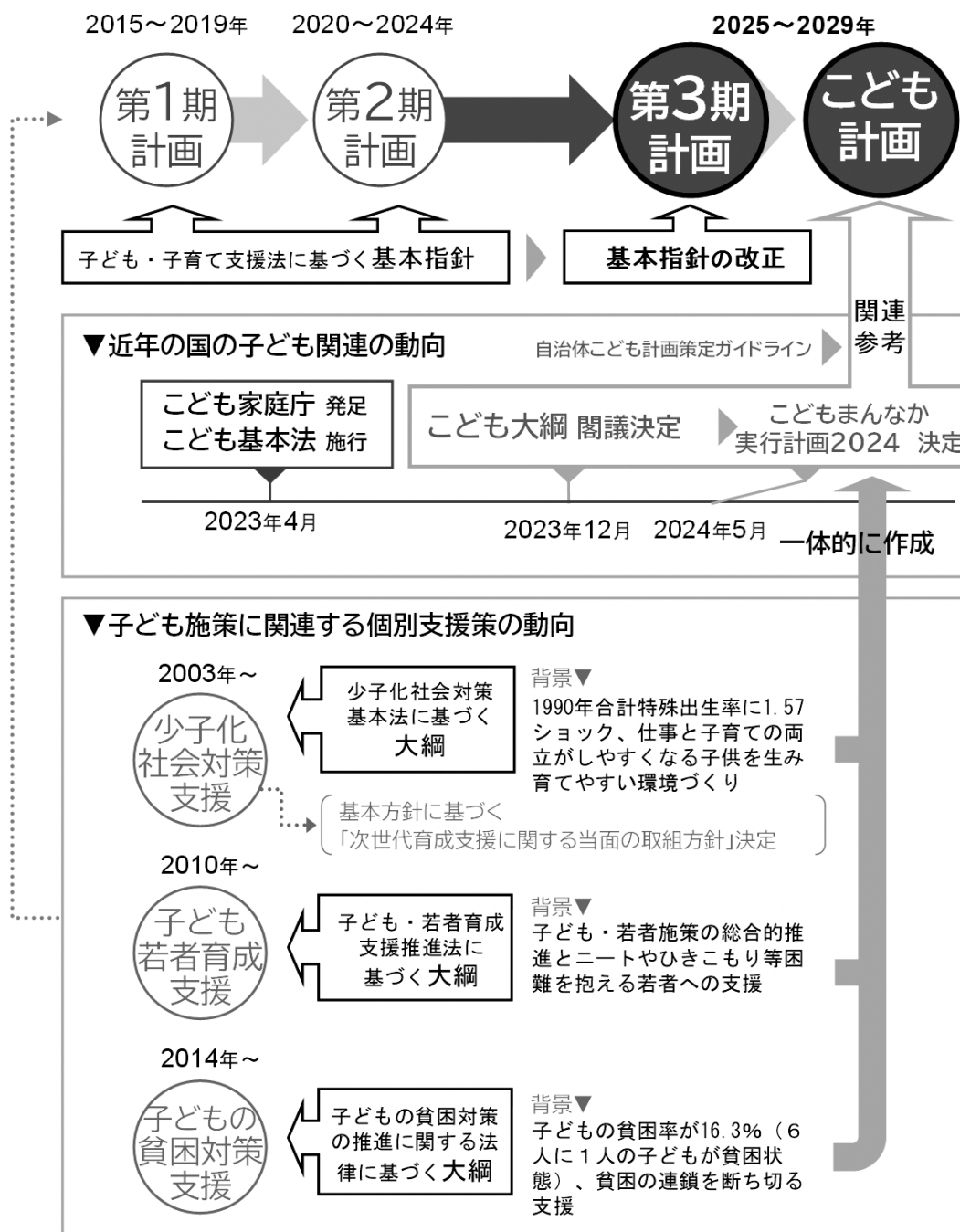
● こども基本法の施行

その後、国は令和5（2023）年4月にこども家庭庁を創設し、同時に施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行、同年12月には前述の3法「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。

加えて、令和6（2024）年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像であり、いわばこども版骨太方針とする「こどもまんなか実行計画2024」を閣議決定しました。

■子ども・子育て支援事業計画関連法制度の動向

▼子ども・子育て支援事業計画及びこども計画 策定経緯



(参考)こども計画関連の法制度概要

○ 子ども・子育て関連3法

平成 24 (2012) 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいいます。

各法では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設や、認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、地域の実情に応じた子ども・子育て支援などについて明記し、教育・保育事業提供量の確保に向けた施設整備や地域子ども・子育て支援事業の充実にに向けた取組を推進することとしています。

このうち、「子ども・子育て支援法」は、令和 6 (2024) 年 6 月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、③共働き・共育での推進などが盛り込まれました。

○ 少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法

少子化の抑制を目的とした取組を推進する「少子化社会対策基本法」は、平成 6 (1994) 年に当時の文部省、厚生省、労働省、建設省の 4 大臣合意のもとに始まったエンゼルプラン（正式名称は「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」）が始まりで、その後、平成 11 (1999) 年に閣議決定した少子化対策推進基本方針に基づく重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について定めた新エンゼルプランを経て、平成 15 (2003) 年 9 月に「少子化社会対策基本法」が施行されました。

さらに、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を、社会全体で整備する時限法として「次世代育成支援対策推進法」が平成 17 (2005) 年 4 月に施行されました。これに基づき、国・自治体・事業者が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指しています。同法は、時限立法ではありながら、令和 6 (2024) 年の改正により令和 17 (2035) 年まで延長しています。

○ 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」は平成 22 (2010) 年 4 月に施行されました。

同法をもとにした取組では、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会の実現に向け、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、分野を超えて社会総掛かりで、子ども・若者の育成・支援の取組を推進しています。

○ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は平成 26（2014）年 1 月に施行されました。

同法は、令和元（2019）年 6 月に改正案が成立し、その目的に“子どもの将来のみならず、「現在」も改善すること”を明記し、基本理念を“児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの意見が尊重されること”、としました。

さらに、令和 6（2024）年 6 月に、超党派の議員立法による「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が国会において成立し、名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、基本理念に「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことが明記されるなど抜本的な変更が行われました。

第3節 こども計画に関わる法制度等の改正

(1) こども基本法の施行

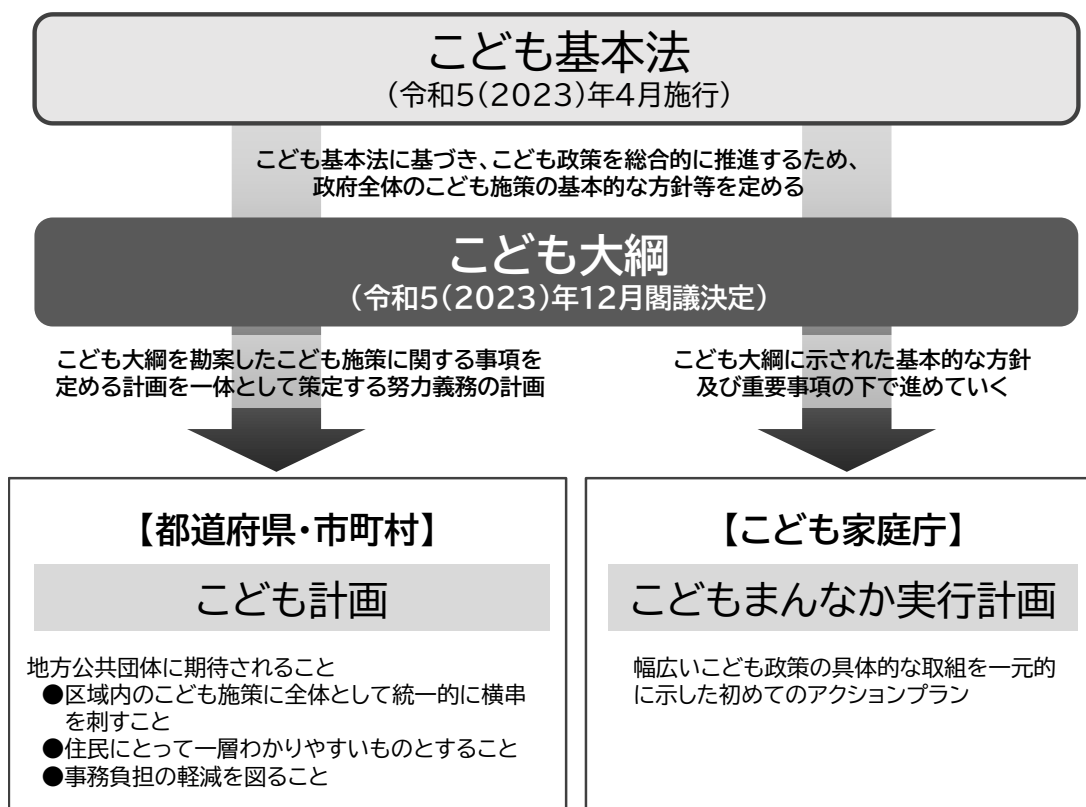
こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4(2022)年6月に成立し、令和5(2023)年4月に施行されました。

同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

■ こども施策の推進に向けた6つの基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

■ こども基本法とこども大綱、こどもまんなか実行計画2024(次ページ参照)の関係性



(2)こども大綱及びこどもまんなか実行計画2024

こども大綱は、令和5（2023）年4月1日に施行された「こども基本法」の基本理念にのっとり、こども政策を総合的に策定・推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるものとして、令和5（2023）年12月22日に閣議決定されました。また、令和6（2024）年5月31日には、こども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項のもと、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」が、こども政策推進会議において決定しました。

■こども大綱におけるこども施策に関する6つの基本的な方針

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

■こどもまんなか実行計画2024におけるこども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4)こどもの貧困対策
- (5)障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要事項

- (1)こどもの誕生前から幼児期まで
- (2)学童期・思春期
- (3)青年期

3 子育て当事者への支援

- (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2)地域子育て支援、家庭教育支援
- (3)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4)ひとり親家庭への支援

第4節 子ども・子育て支援事業計画に関わる法制度等の改正

(1) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て関連3法」のうちの1つです。令和5（2023）年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、関係する内容を改正する案が令和6（2024）年10月に施行されました。

■子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策
(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 <ul style="list-style-type: none">● 児童手当について、支給期間を中学生までから高校生年代までとする、支給要件のうち所得制限を撤廃する、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。● 妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。
(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 <ul style="list-style-type: none">● 妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。● 保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。● 産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。● 教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。● 施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。● 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。● ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。● 基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。
(3) 共働き・共育での推進 <ul style="list-style-type: none">● 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。● 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。
2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設
こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。
3. 子ども・子育て支援金制度の創設
<ul style="list-style-type: none">● 国は必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。● 医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。● 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8（2026）年度から令和10（2028）年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。● 令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下、「基本指針」という）は、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項と子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備や、その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的として策定された、いわば子ども・子育て支援事業計画策定のガイドラインです。

同基本指針は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う必要があることから「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下、「改正法」という）が、第208回国会において成立したもので、令和6（2024）年4月1日に施行されました。

また、この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。

■基本指針の改正案の概要

1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み(事業需要量)を設定する際の参酌基準を設定する。
2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進すること等を規定。
3. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、基本指針への位置付け等を行う。
4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針への位置付け等を行う。
5. 産後ケアに関する事業の追加
地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
○その他所要の改正
その他の関係法令の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

第5節 上三川町子ども計画の概要

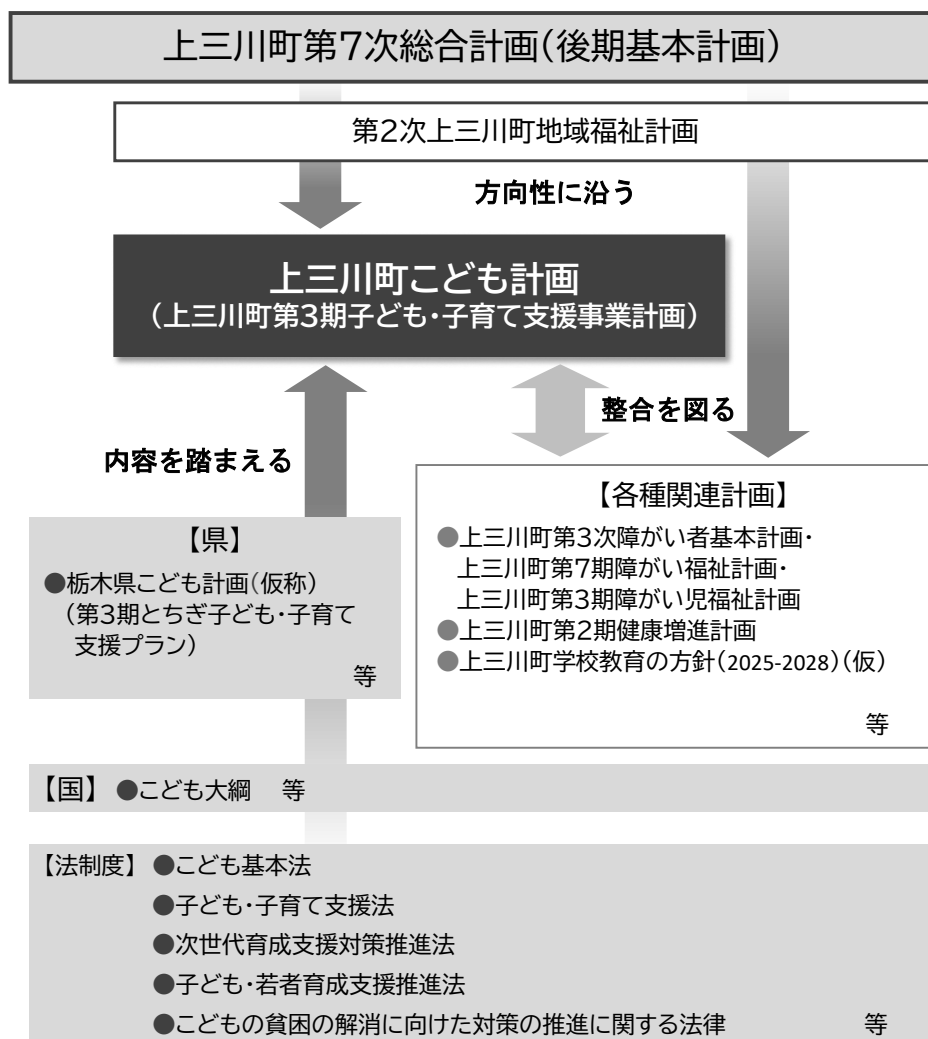
1 計画の位置づけ

上三川町子ども計画（以下、「本計画」という）は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村子ども計画」として策定するものです。

また、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する①「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律（令和6（2024）年6月に改正案として『こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律』に変更）第10条第2項に規定する②「市町村計画」及び、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく③「市町村行動計画」、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく④「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定し、子ども施策を全体的かつ統一的に推進するものです。

さらに、町の最上位計画である「上三川町第7次総合計画（後期基本計画）」のもと、地域における福祉活動等を積極的に推進し、地域共生社会を目指す「第2次上三川町地域福祉計画」をはじめ、町の各種関連計画と整合を図るとともに、県の「（仮称）栃木県子ども計画（第3期とちぎ子ども・子育て支援プラン）」の内容を踏まえて策定するものです。

■本計画と個別計画等との関係性



2 計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度の 5 年間とします。

■第 3 期計画の計画期間

令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 上三川町第 7 次総合計 画（平成 28（2016）～ 令和 7（2025）年度） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 後期基本計画 （令和 3（2021）～ 令和 7（2025）年度） </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">次期計画</div>						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第 2 次上三川町地域福祉計画 （平成 29（2017）～令和 8（2030）年度） </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">次期計画</div>						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 前期計画 </div> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 10px; text-align: center;"> 上三川町こども計画（本計画） （令和 7（2025）～令和 11（2029）年度） </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 次期計画 </div> </div>						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 上三川町第 3 次障がい者基本計画 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> （令和 6（2024）～令和 11（2029）年度） </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">次期計画</div>						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 上三川町第 7 期障がい福祉計画 ・上三川町第 3 期障がい児福祉計画 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> （令和 6（2024）～令和 8（2027）年度） </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">次期計画</div>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 上三川町第 2 期健康増進計画（令和元（2019）～令和 12（2030）年度） </div>						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 前期計画 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 上三川町学校教育の方針（2025-2028） （令和 7（2025）～令和 10（2028）年度） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 次期計画 </div> </div>						

3 計画の策定体制

本計画は、「上三川町子ども・子育て会議」から意見を聴取し、未就学児保護者や小学生保護者、並びに妊産婦を対象としたアンケート調査により、本町の子ども・子育てに関する状況やニーズ等の把握を経て策定しました。

(1) 上三川町子ども・子育て会議

本会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、子どもの保護者や子ども・子育て支援事業者などで構成された合議制の機関であり、構成員である有識者や専門家、子育て当事者から意見を聴取しました。

(2) ニーズ調査の実施

本調査は、本計画の策定にあたり、妊産婦及び未就学児から小学生までの保護者の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況と利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

(3) 事業所等アンケート調査・ヒアリング調査の実施

本調査は、本計画のうち、特に子どもの貧困対策推進計画の策定にあたり、保育・教育の現場並びに日頃から相談支援等を実施している機関に対して、本町の生活困窮家庭の実態や必要な支援等について把握することを目的に実施しました。

第2章 上三川町の子どもを取り巻く状況

第1節 データからみる町の状況

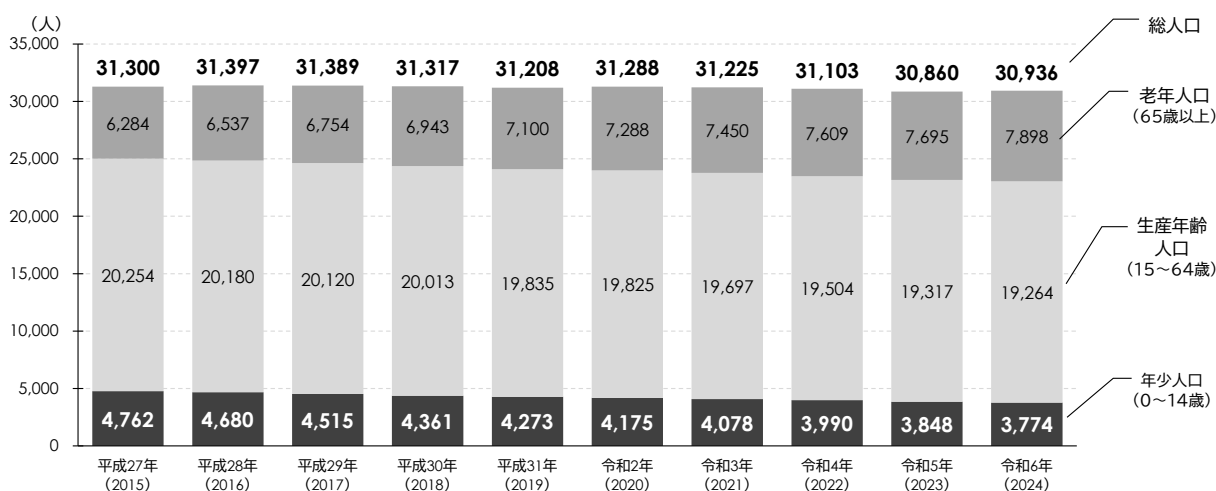
1 人口、世帯の傾向

(1)人口の推移

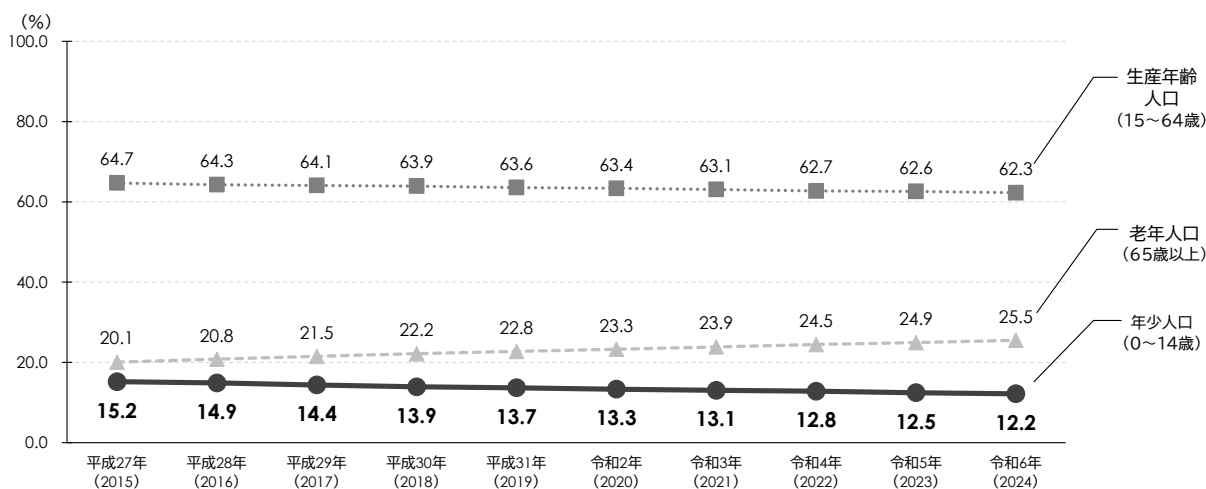
町の総人口は、おおむね横ばいで推移しており、平成27（2015）年の31,300人から大きな増減はなく、令和6（2024）年では30,936人となっています。

年少人口（0～14歳）の推移をみると、平成27（2015）年の4,762人から減少傾向で推移しており、令和6（2024）年では3,774人となっており、総人口のうち12.2%を占めています。

■上三川町の人口推移（年齢3区分別）



■上三川町の人口割合の推移（年齢3区分別）



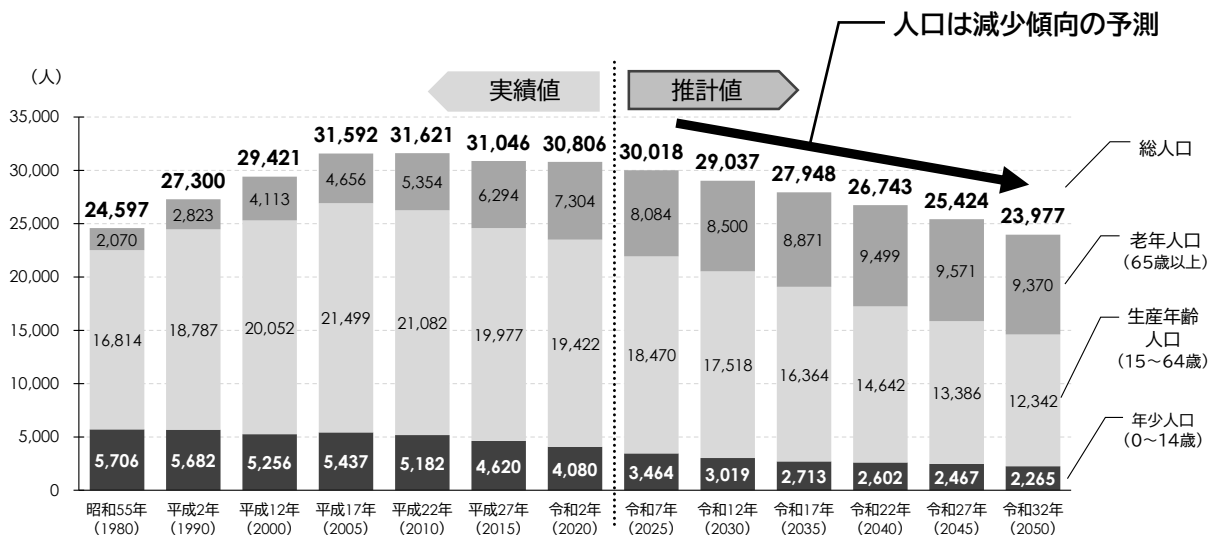
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2)人口の推計

町の人口推計について、国勢調査の統計データをベースにした国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計をみると、総人口は令和7（2025）年以降減少傾向で推移し、令和32（2050）年では23,977人となる予測です。

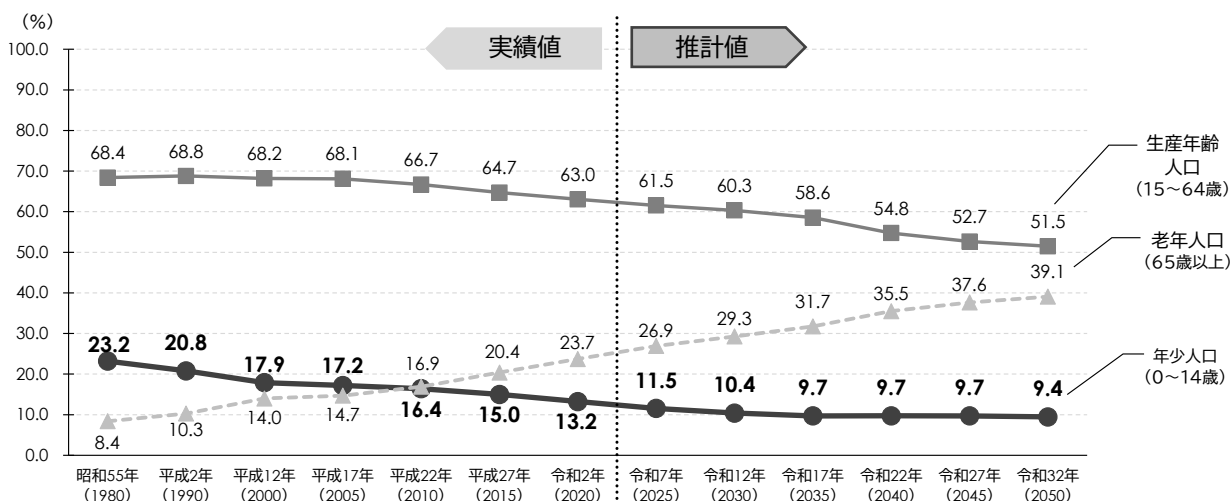
年少人口（0～14歳）の推移をみると、令和2（2020）年の4,080人が、令和32（2050）年には2,265人まで減少し、総人口のうち9.4%を占める予測です。

■上三川町の人口推計（年齢3区分別）



注) 総人口は、「不詳」を加えた値のため、各年齢区分の合計と一致しません。

■上三川町の人口割合の推計（年齢3区分別）



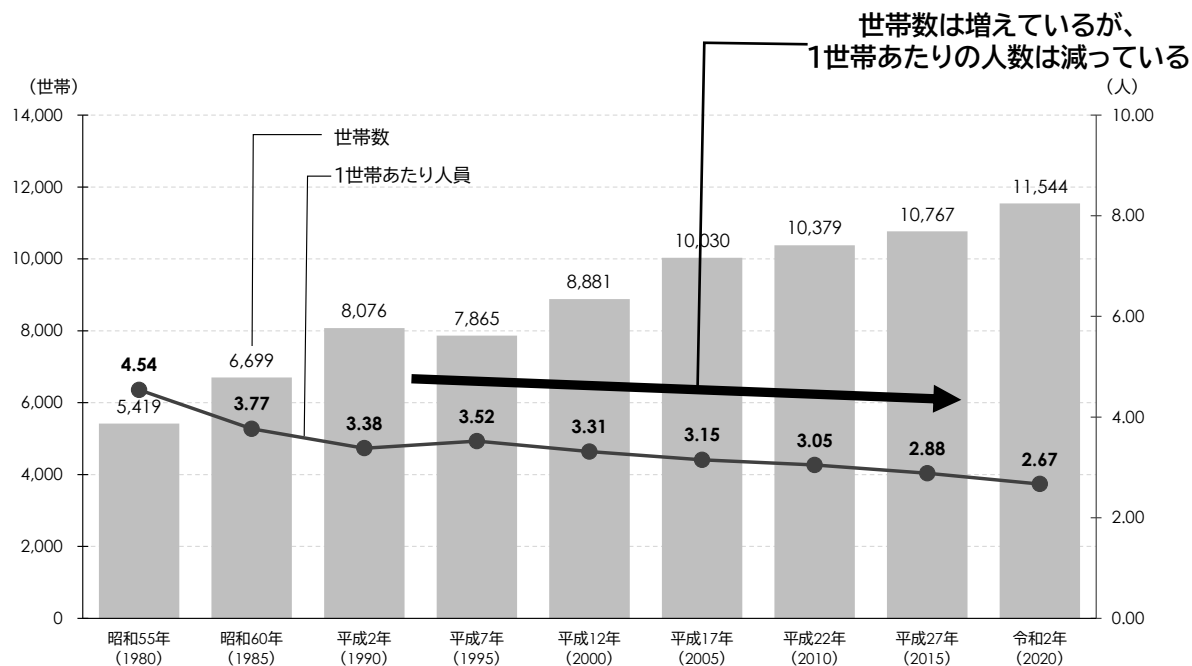
資料：昭和55（1980）～令和2（2020）年の人口は、国勢調査の実績値（各年10月1日時点）、令和7（2025）年以降の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計で、令和2（2020）年までの国勢調査の実績値をもとにして算出された令和5（2023）年時点の公表データ

(3) 世帯数の推移

町の世帯数は増加傾向で推移しており、令和2（2020）年には11,544世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年には2.67人となっています。

このことから、核家族化が進行していることが示唆されます。

■上三川町の世帯数、1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

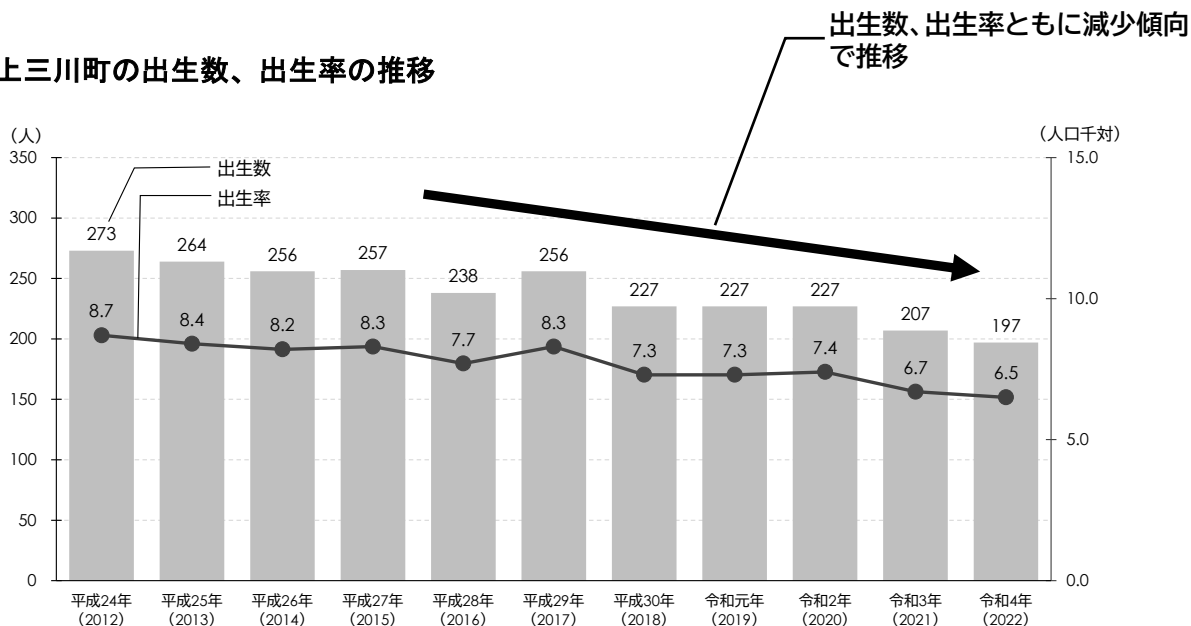
2 子どもの数の傾向

(1) 出生数の推移

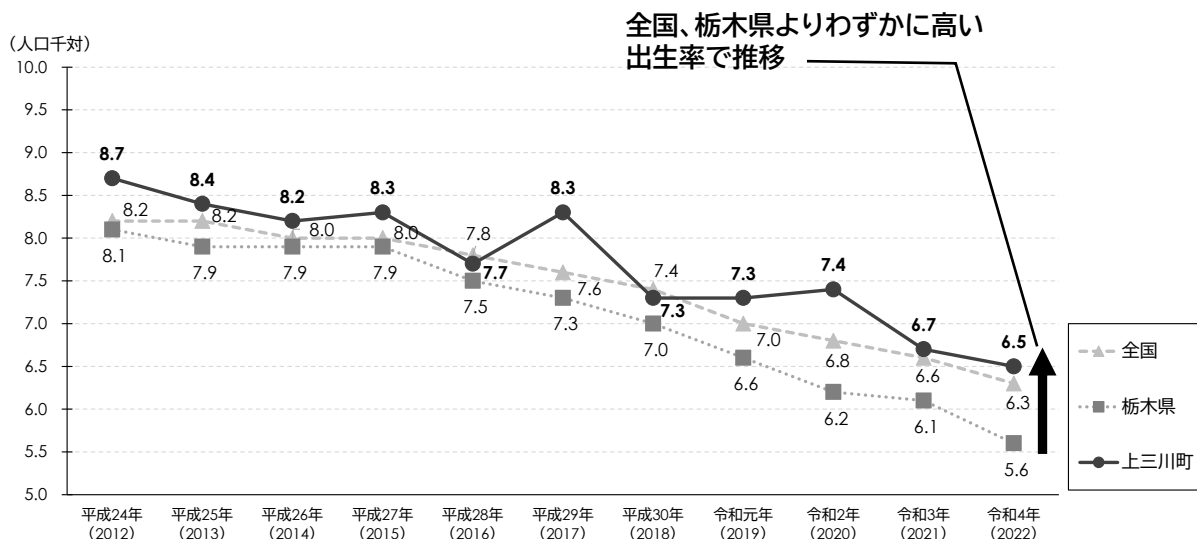
町の出生数は、おおむね減少傾向で推移しており、平成 24 (2012) 年の 273 人から令和 4 (2022) 年では 197 人となっています。また、出生率もおおむね減少傾向で推移しており、平成 24 (2012) 年の 8.7 から令和 4 (2022) 年では 6.5 となっています。

町の出生率を全国、栃木県と比較してみると、全国と栃木県よりわずかに高い値で推移しています。

■上三川町の出生数、出生率の推移



■全国、栃木県、上三川町の出生率の推移

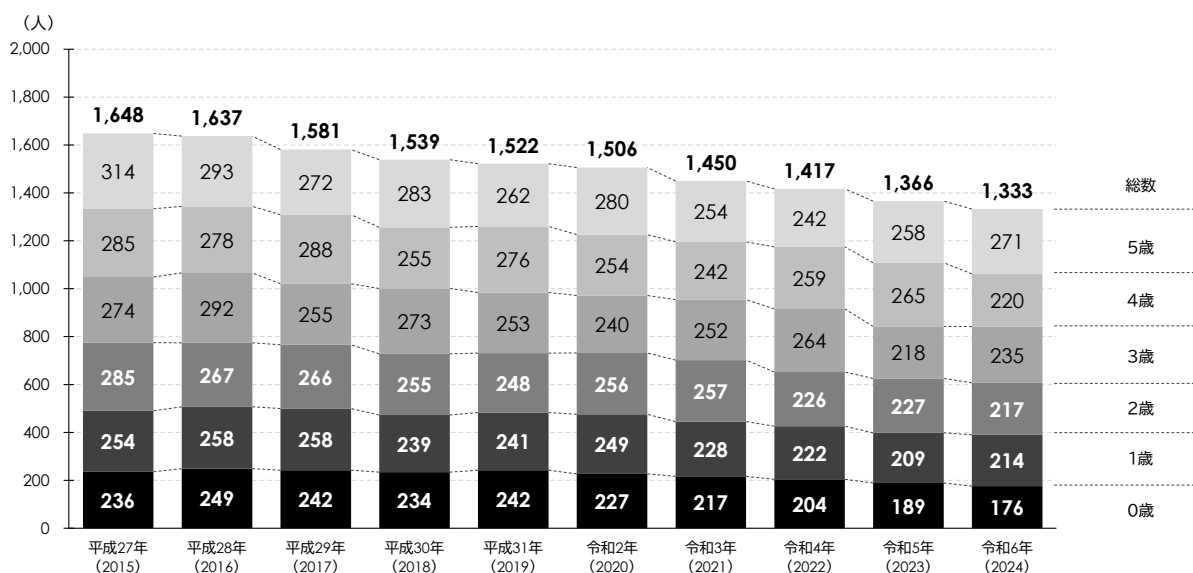


資料：栃木県保健統計年報（各年 10 月 1 日時点）

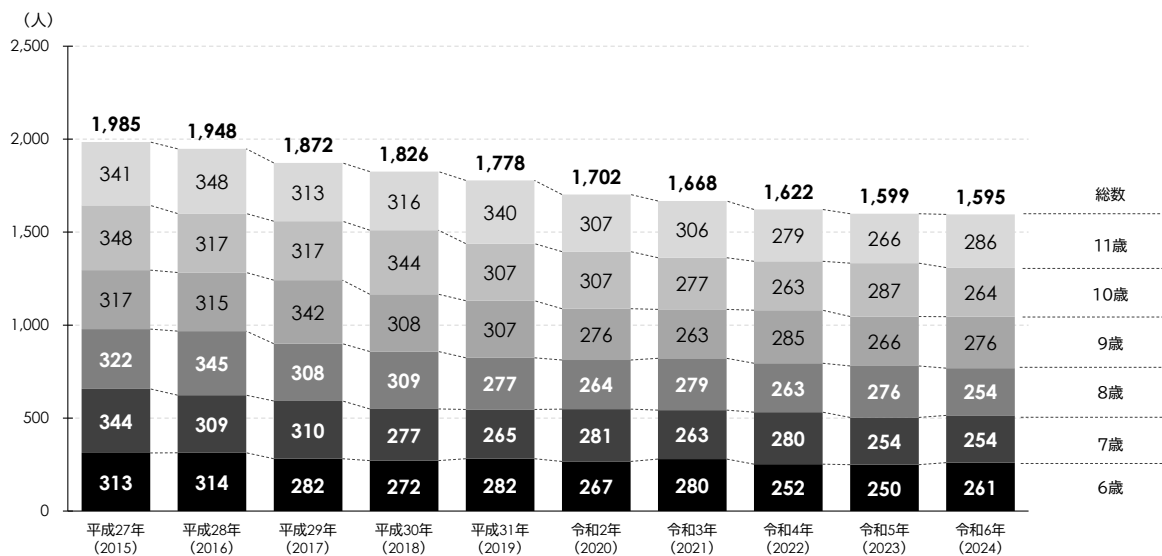
(2) 未就学児童数・就学児童数の推移

町の未就学児童数及び就学児童数の推移をみると、どちらも減少傾向で推移しています。未就学児童では、平成27(2015)年の1,648人から令和6(2024)年は1,333人まで減少、就学相当児童では、平成27(2015)年の1,985人から令和6(2024)年は1,595人まで減少しています。

■上三川町の未就学児童数の推移



■上三川町の就学相当児童数の推移

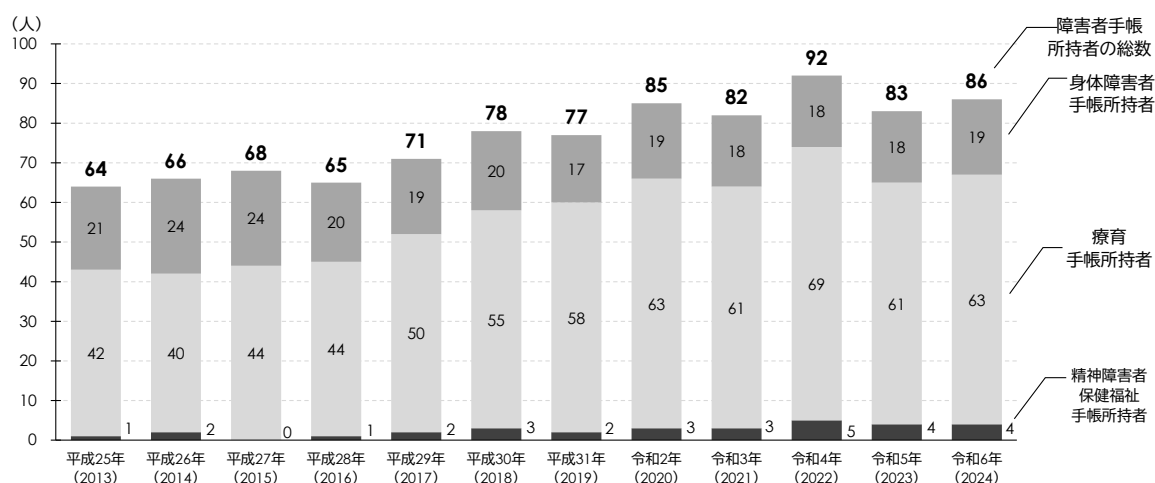


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

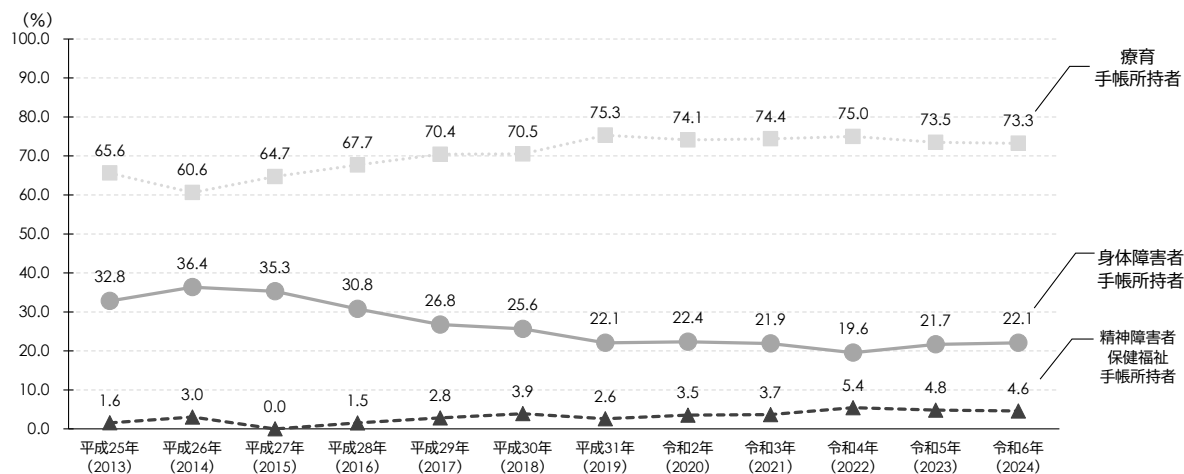
(3) 18歳未満の障害者手帳所持者数の推移

町の18歳未満の障害者手帳所持者数は、平成25(2013)年からおおむね増加傾向で推移しており、令和6(2024)年は86人となっています。障害者手帳所持者のうち、特に療育手帳所持者の増加が顕著で、平成25(2013)年の42人から令和6(2024)年は63人まで増加しています。

■上三川町の18歳未満の障害者手帳所持者数の推移



■上三川町の18歳未満の障害者手帳所持者割合の推移



資料：健康福祉課（各年4月1日時点）

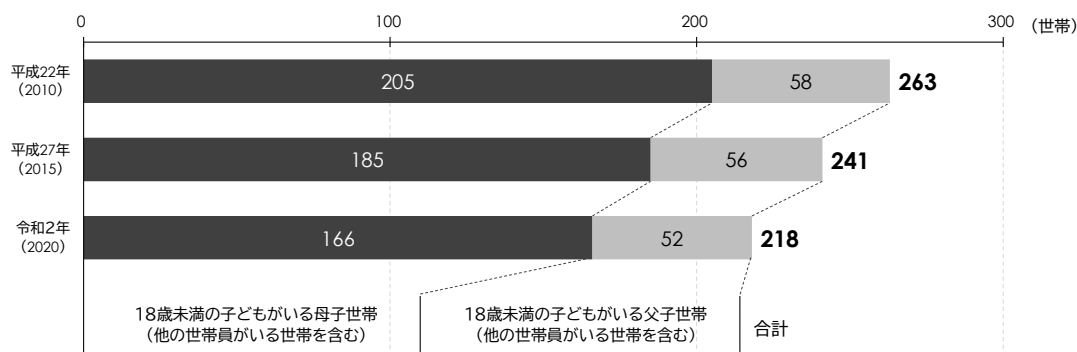
3 ひとり親世帯の傾向

(1) 18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯の推移

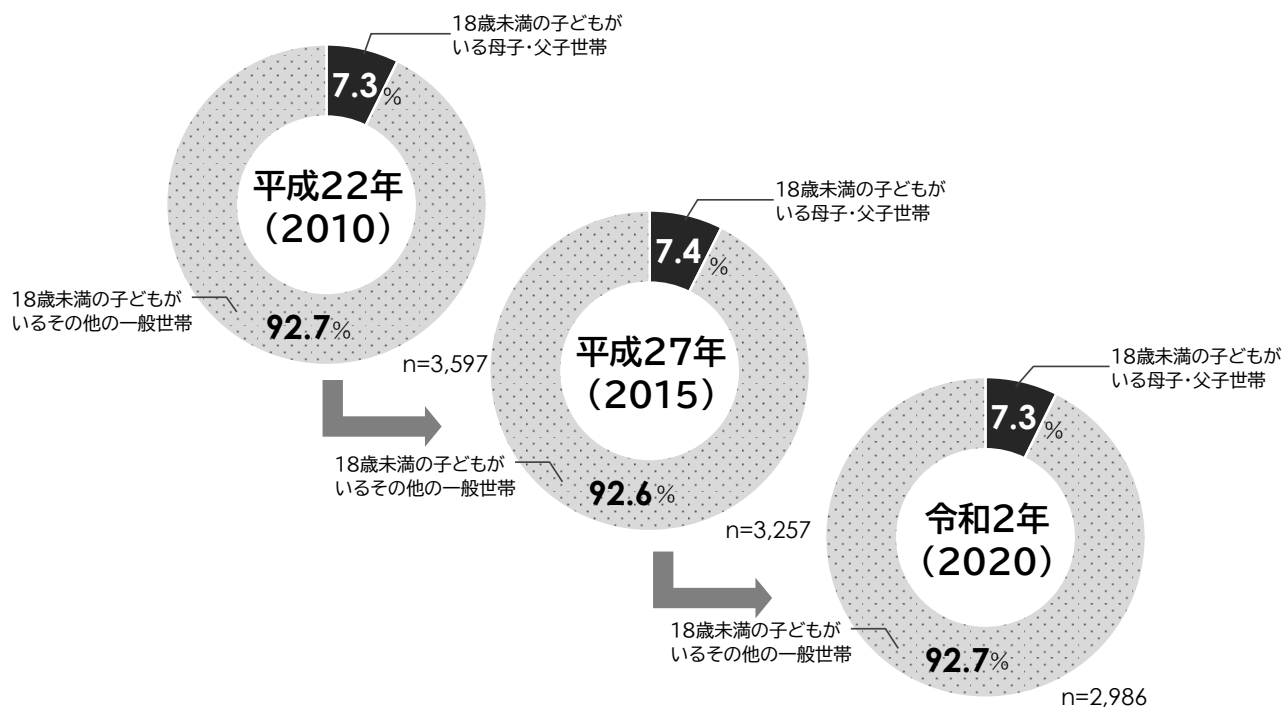
町の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の推移をみると、平成22（2010）年の263世帯から令和2（2020）年には218世帯に減少しており、その内訳は、母子世帯が166世帯、父子世帯が52世帯となっています。

しかし、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める母子・父子世帯の割合は、平成22（2010）年の7.3%から令和2（2020）年まで同程度の割合で推移しています。

■上三川町の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯の推移



■上三川町の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

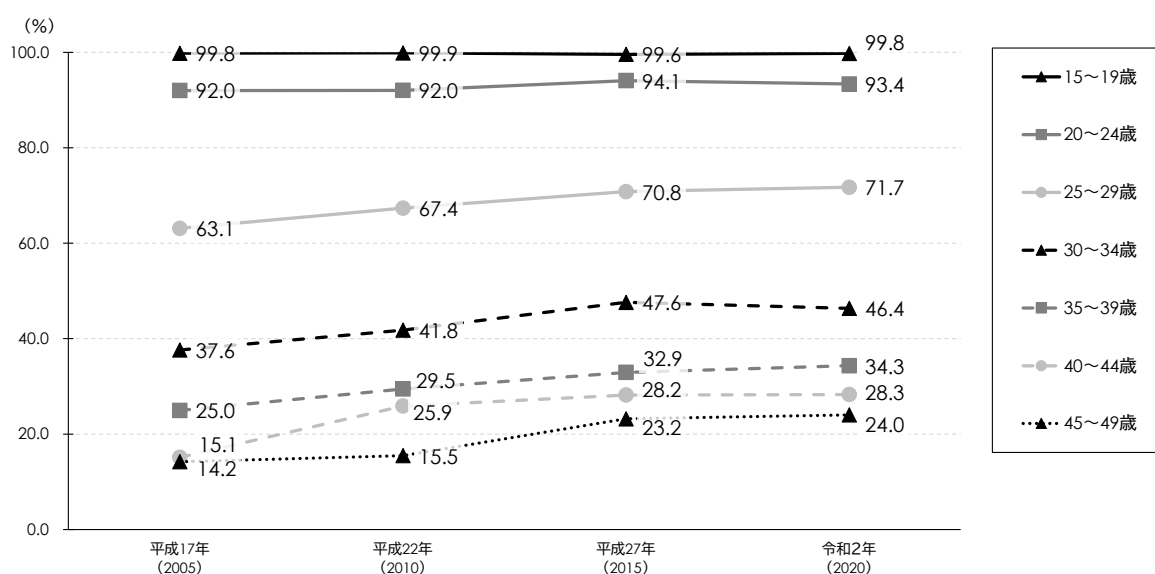
4 婚姻状況の傾向

(1) 年齢別、未婚男女の割合の推移

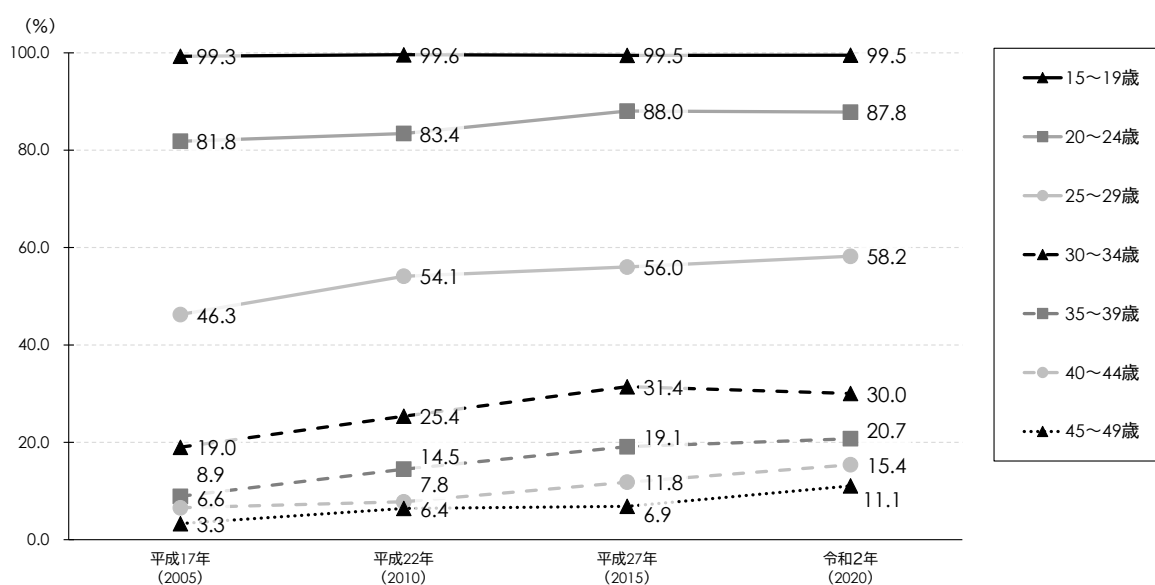
町の年齢別、未婚男女の割合の推移をみると、男女ともに15～19歳を除くすべての年齢層で増加の傾向がみられます。平成17(2005)年から令和2(2020)年にかけて10%以上増加がみられた年齢層は、男性では40～44歳、女性では25～29歳、30～34歳、35～39歳となっています。

また、令和2(2020)年の町の年齢別、未婚男女の割合を全国、栃木県と比較すると、いずれの年齢層でも全国、栃木県よりわずかに低い値となっています。

■上三川町の年齢別、未婚男性の割合の推移

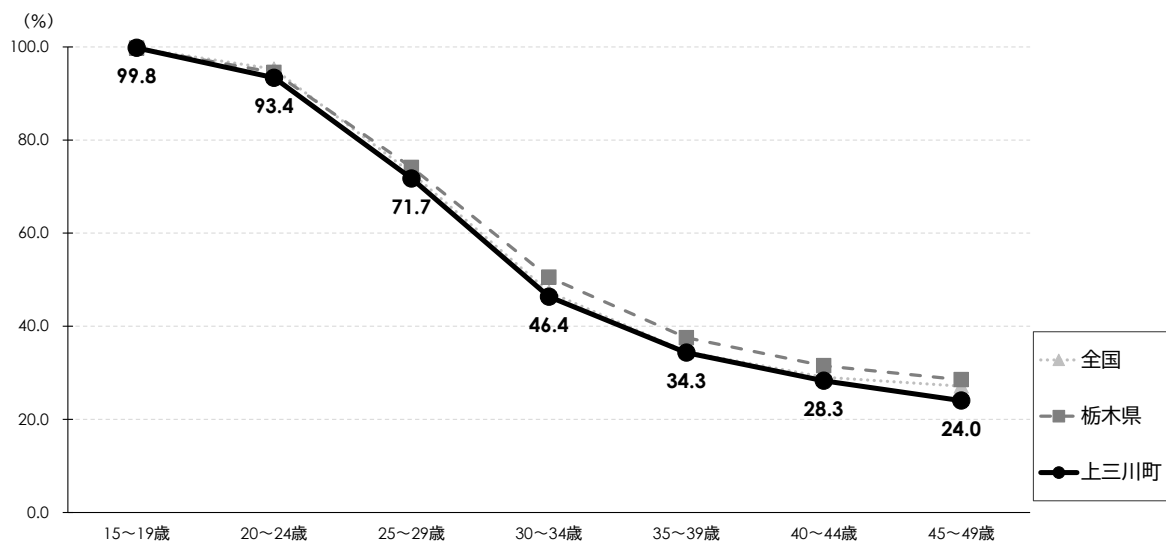


■上三川町の年齢別、未婚女性の割合の推移

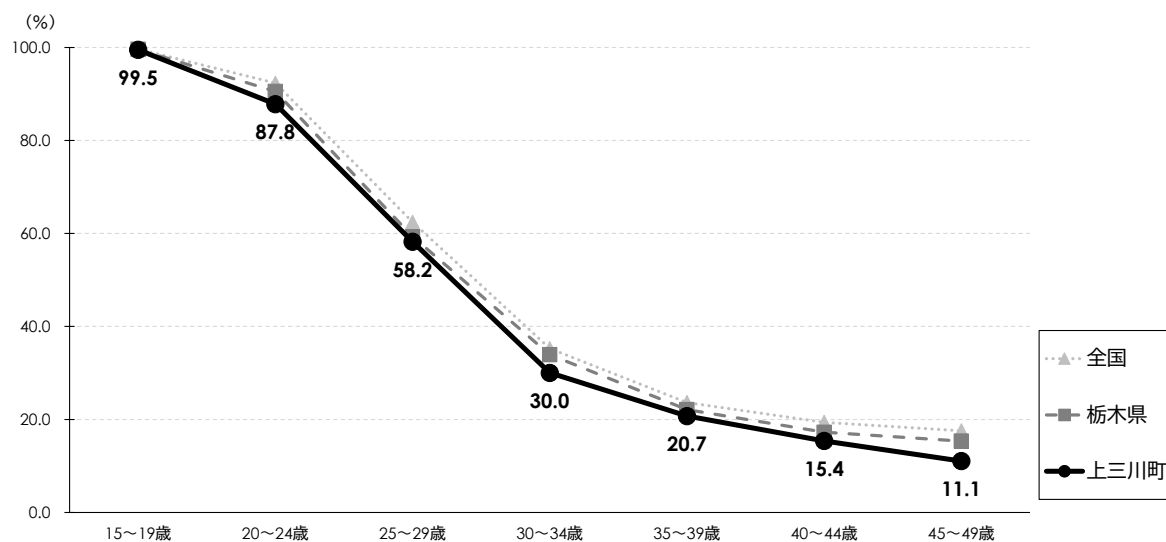


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

■全国、栃木県、上三川町の年齢別、未婚男性の割合の推移



■全国、栃木県、上三川町の年齢別、未婚女性の割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

(2) 婚姻、離婚の推移

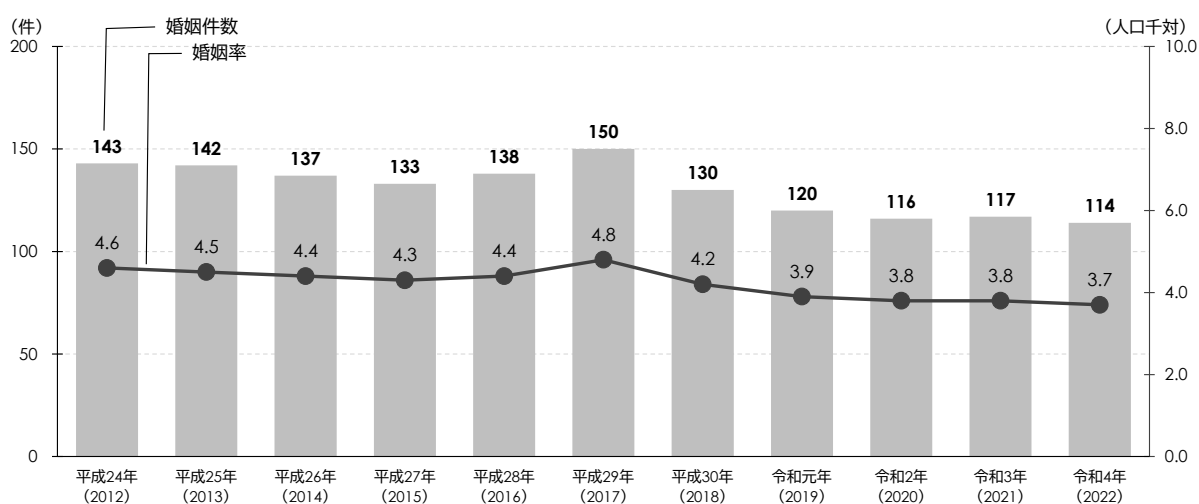
町の婚姻件数と婚姻率は、おおむね減少傾向で推移しており、平成 24 (2012) 年の 143 件 (4.6) から令和 4 (2022) 年には 114 件 (3.7) まで減少しています。

離婚件数と離婚率は、増減を繰り返しながら推移していますが、平成 24 (2012) 年の 55 件 (1.8) から令和 4 (2022) 年には 45 件 (1.5) まで減少しています。

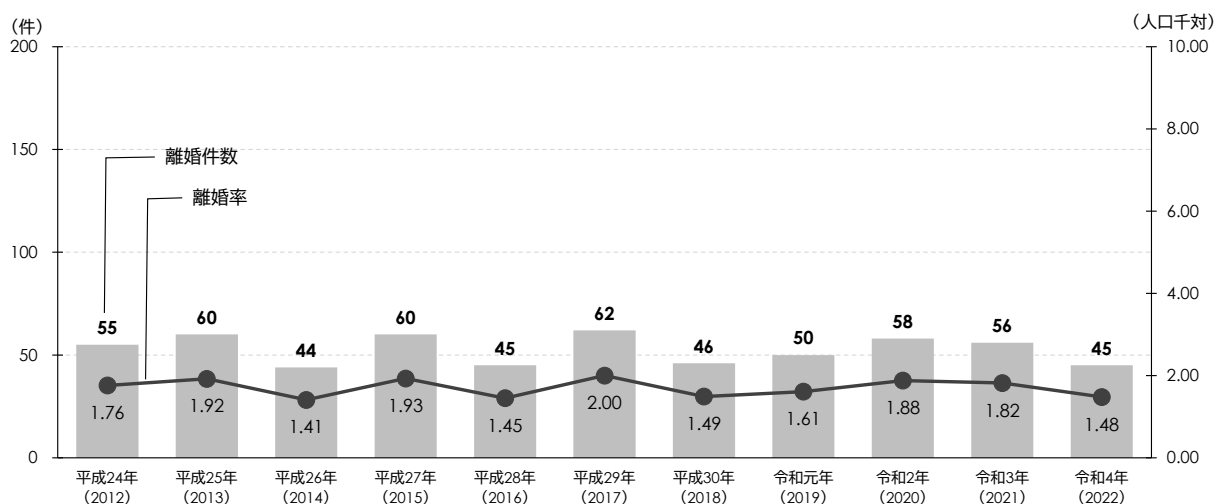
婚姻率と離婚率を全国、栃木県と比較すると、町の婚姻率は全国、栃木県と比べてわずかに低い値で推移してします。

離婚率は年により全国、栃木県と比べてわずかに増減していますが、いずれの年でも 1 以上の差はないことから、おおむね同程度の値で推移しているといえます。

■上三川町の婚姻件数、婚姻率の推移



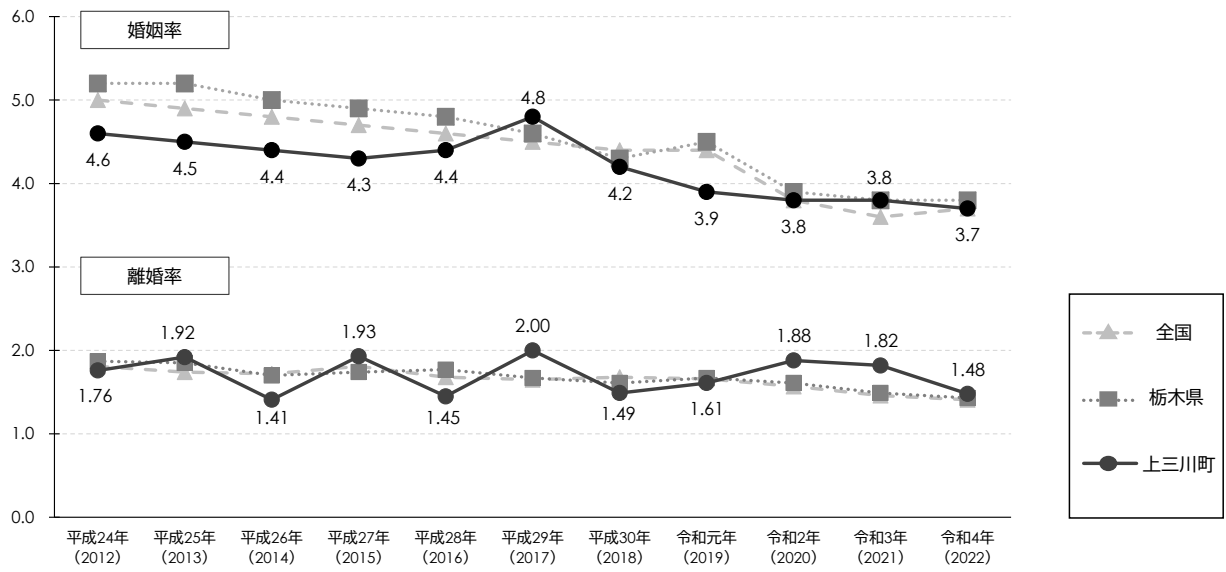
■上三川町の離婚件数、離婚率の推移



資料：栃木県保健統計年報（各年 10 月 1 日時点）

■全国、栃木県、上三川町の婚姻率・離婚率の推移

(人口千対)



資料：栃木県保健統計年報（各年10月1日時点）

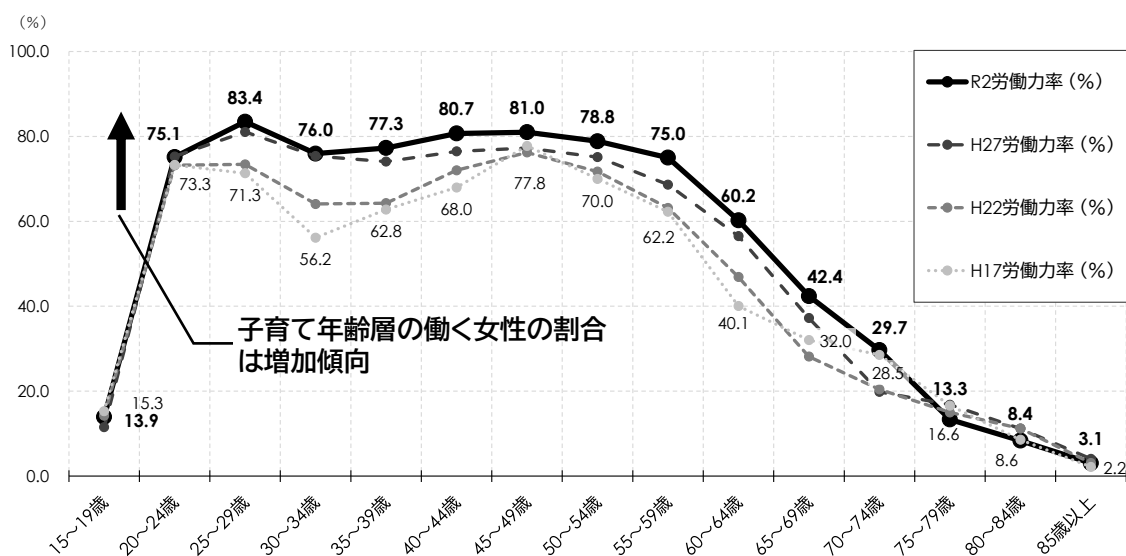
5 就労状況の傾向

(1) 年齢別女性の労働力率の推移

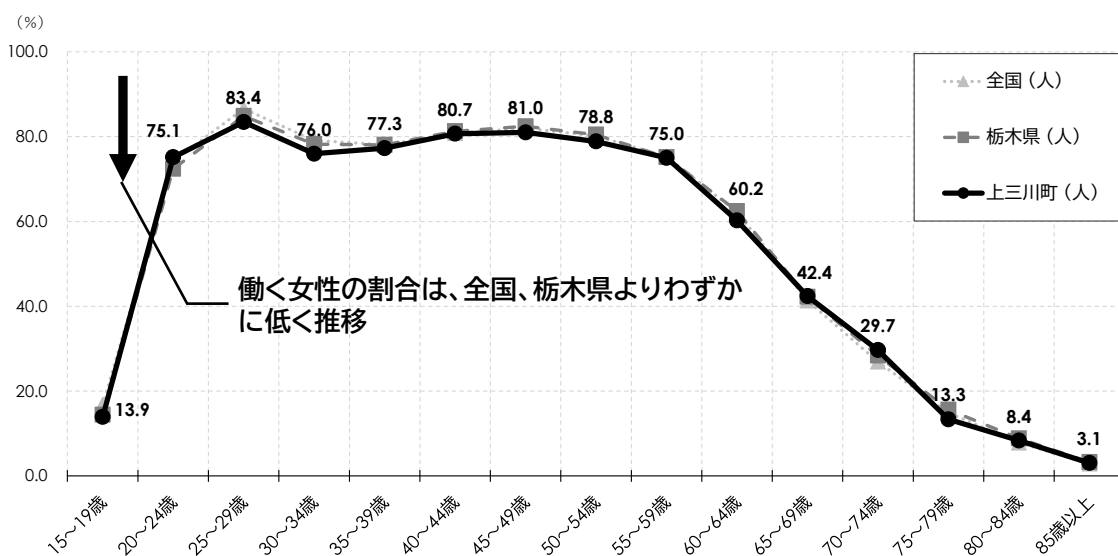
町の年齢別女性の労働力率（就労している女性の割合）をみると、平成17（2005）年から令和2（2020）年にかけて、15～19歳を除くほとんどすべての年齢層で増加の傾向がみられます。特に、結婚、出産、育児期の年齢層にあたる20～40歳代は大きく増加しています。

令和2（2020）年時点の町の年齢別女性の労働力率を全国、栃木県と比較すると、おおむね同じ傾向ですが、20～40歳代はわずかに低い値となっています。

■上三川町の年齢別、女性の労働力率の推移



■全国、栃木県、上三川町の年齢別、女性の労働力率（令和2（2020）年時点）

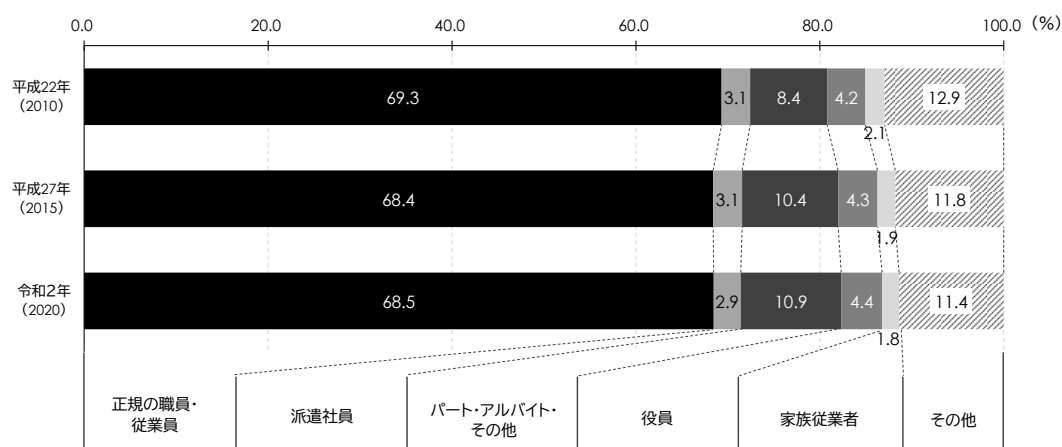


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

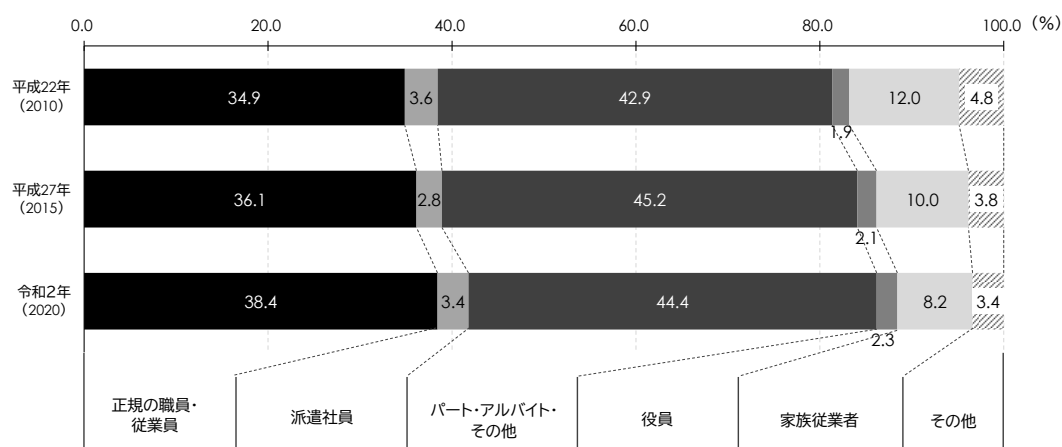
(2)地位別従業者数の割合の推移

町の男性、女性の地位別従業者数の割合の推移をみると、平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年にかけて、男性では「正規の職員・従業員」が7割弱を占めて最も多く、その他の区分も含めて年の経過による大きな変動はみられません。一方、女性では、「パート・アルバイト・その他」が4割以上を占めて最も多くなっていますが、「正規の職員・従業員」と「役員」の割合が平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年にかけて、わずかに増加で推移し、その他の区分の割合は減少傾向となっています。

■上三川町の男性の地位別、従業者数の割合の推移



■上三川町の女性の地位別、従業者数の割合の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

6 教育、保育施設の傾向

(1) 保育所(園)、認定こども園(保育所(園)部分)の推移

町の認可保育所(園)は令和4(2022)年度に1か所減って6か所となり、入所(園)児童数はおおむね横ばいで推移していますが、令和3(2021)年度の574人から令和4(2022)年度には74人減って500人になり、令和5(2023)年度は496人となっています。

なお、入所(園)児童数は各年度とも定員数を下回って推移しています。

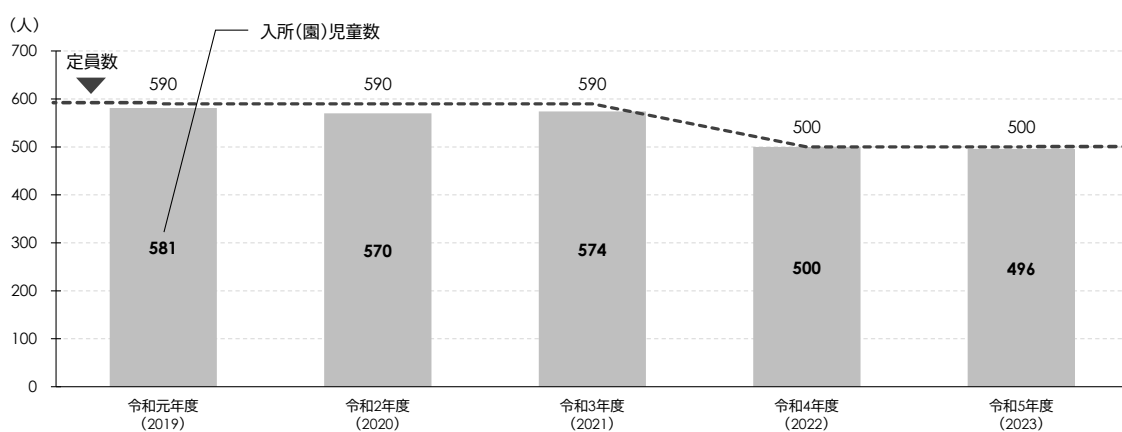
町の認定こども園(保育所(園)部分)は、保育所(園)から認定こども園に移行した園の影響により、令和4(2022)年度に1か所増えて2か所となり、認定こどもの園のうち保育所(園)部分を利用している入所(園)児童数はおおむね横ばいで推移していますが、令和3(2021)年度の98人から令和4(2022)年度には97人増えて195人になり、令和5(2023)年度は200人となっています。なお、入所(園)児童数は各年度とも定員数をわずかに上回って推移しています。

町の特定地域型保育事業は令和2(2020)年度に1か所、令和5(2023)年度に1か所増えて計3か所となり、入所児童数は令和4(2022)年度まで20人未満で推移し、定員を下回っていましたが、令和5(2023)年度に39人まで急増し、定員36人を上回りました。

町の企業主導型保育事業は令和5(2023)年度まで1か所を維持し、入所児童数は年度によって増減していますが、おおむね10人前後で推移しており、令和5(2023)年度は9人で、定員12人を下回っています。

町の0～2歳(3号認定)の入所(園)児童数の推移をみると、令和元(2019)年度の331人から令和5(2023)年度には373人まで増加しています。これを3歳以上(2号認定)の入所児童数を含めた全入所(園)児童数に占める割合でみると、令和元(2019)年度の47.4%から令和5(2023)年度には50.1%となっており、増加の傾向がみられます。

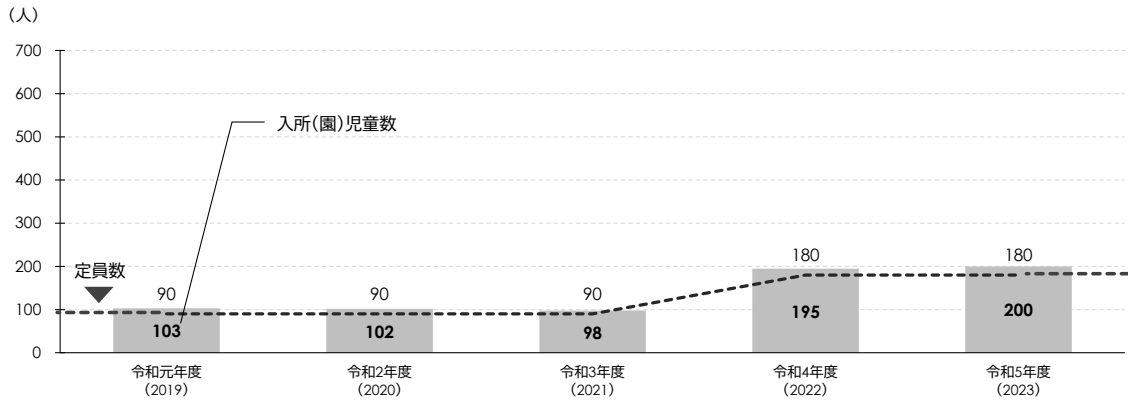
■上三川町の認可保育所(園)の定員数と入所(園)児童数の推移



	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
施設数	7か所	7か所	7か所	6か所	6か所

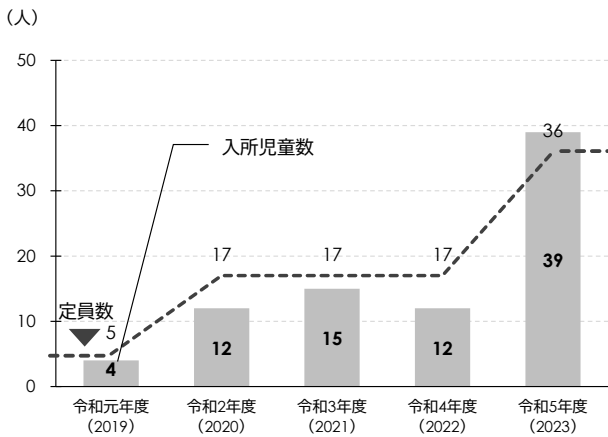
資料：子ども家庭課(各年度末時点)

■上三川町の認定こども園（保育所（園）部分）の定員数と入所（園）児童数の推移



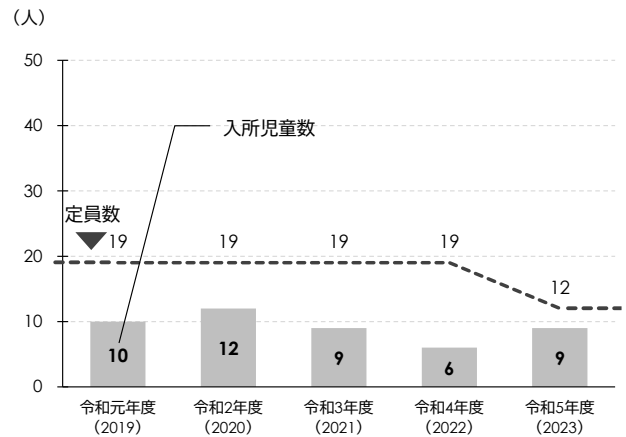
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
施設数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所	2 箇所

■上三川町の特定地域型保育事業の定員数と入所児童数の推移



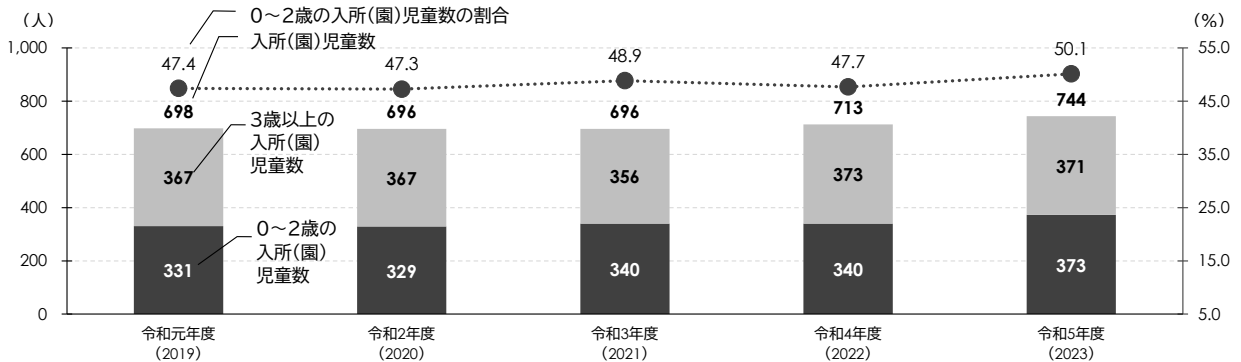
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業数	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所

■上三川町の企業主導型保育事業の定員数と入所児童数の推移



	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
事業数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

■上三川町の0～2歳（3号認定）の入所（園）児童数、割合の推移



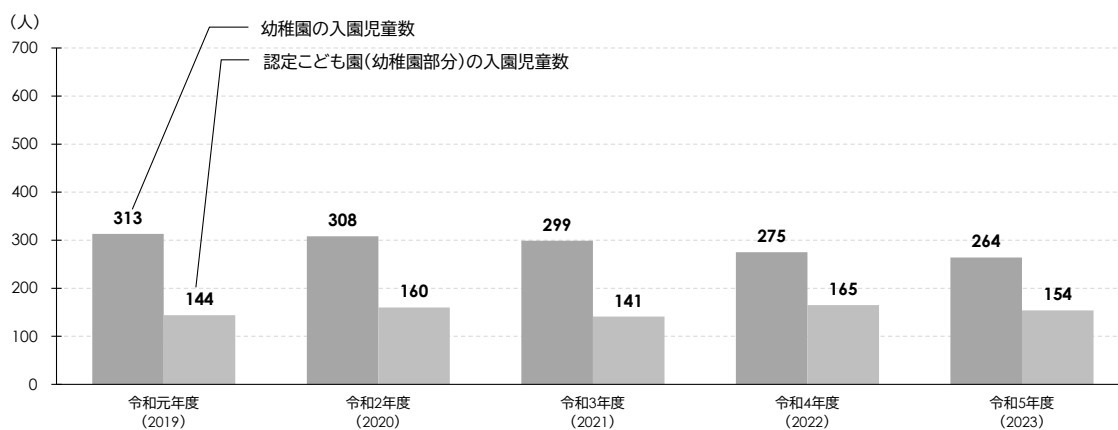
資料：子ども家庭課（各年度末時点）

(2) 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の推移

町の幼稚園は令和元（2019）年度から1か所を維持し、入園児童数は令和元（2019）年度の313人から令和5（2023）年度には49人減って264人となり、減少の傾向がみられます。

町の認定こども園（幼稚園部分）は令和4（2022）年度に1か所増えて2か所となり、入園児童数は年度によって増減しているものの、141人～165人の間で推移しており、令和5（2023）年度は154人となっています。

■上三川町の幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の入園児童数の推移



	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
幼稚園 施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
認定こども園 (幼稚園部分) 施設数	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所

資料：子ども家庭課（各年度末時点）

7 小学校、中学校の傾向

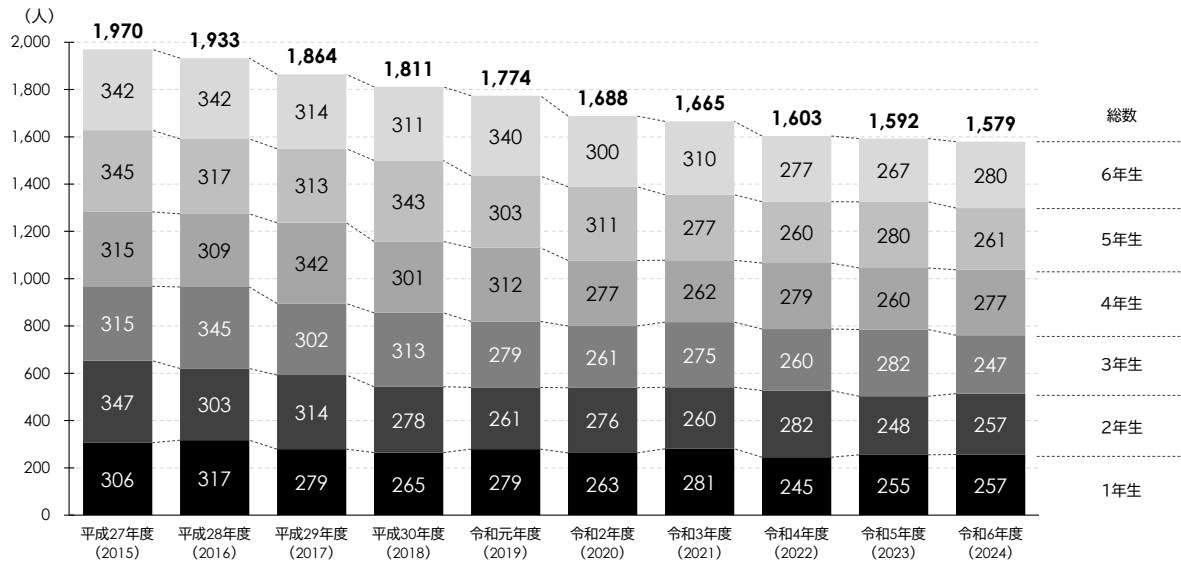
(1) 小学校の児童数の推移

町の小学校は平成 27 (2015) 年度から 7 校を維持し、児童数は減少傾向で推移しており、平成 27 (2015) 年度の 1,970 人から令和 6 (2024) 年度には 391 人減って 1,579 人となっています。

一方、学級数はおおむね増加傾向で推移しており、平成 27 (2015) 年度の 72 学級から令和 6 (2024) 年度には 3 学級増えて 75 学級となっています。

その要因として、特別支援学級が増加傾向で推移しており、平成 27 (2015) 年度の 4 学級から令和 6 (2024) 年度には 9 学級増えて 13 学級となっています。

■ 上三川町の小学校の児童数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
学校数	7校	7校	7校	7校	7校	7校	7校	7校	7校	7校
学級数	72学級	71学級	70学級	71学級	73学級	73学級	74学級	75学級	74学級	75学級
特別支援学級数	4学級	4学級	4学級	6学級	7学級	7学級	10学級	11学級	12学級	13学級

注) 学級数は特別支援学級数を含んだ数値
資料：教育総務課 (各年 5 月 1 日時点)

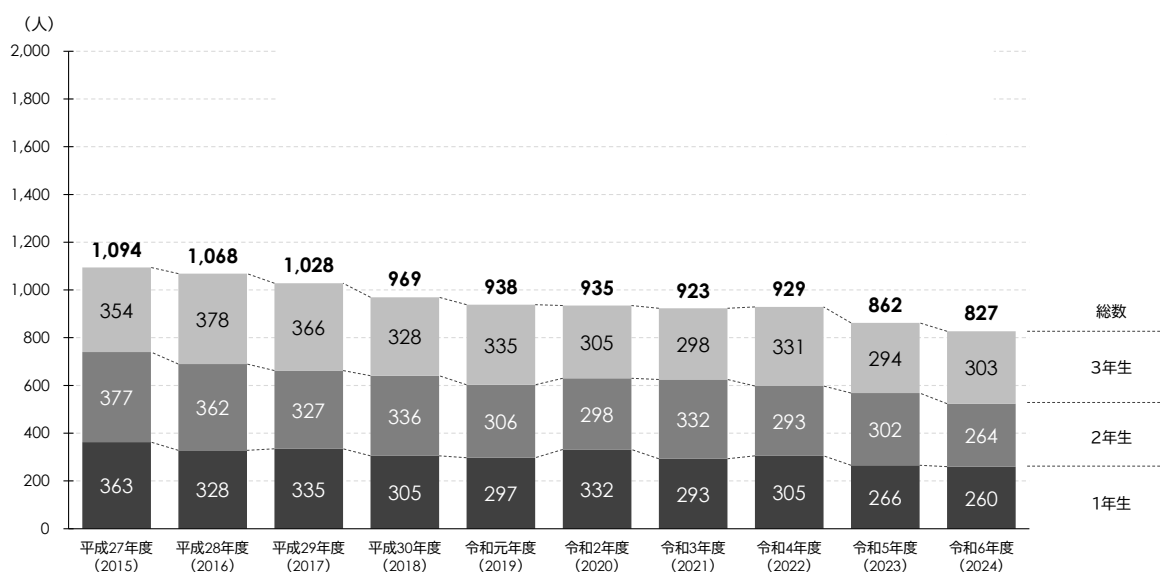
(2) 中学校の生徒数の推移

町の中学校は平成 27 (2015) 年度から 3 校を維持し、生徒数は減少傾向で推移しており、平成 27 (2015) 年度の 1,094 人から令和 6 (2024) 年度には 267 人減って 827 人となっています。

また、学級数もおおむね減少傾向で推移しており、平成 27 (2015) 年度の 39 学級から令和 6 (2024) 年度には 6 学級減って 33 学級となっています。

一方、特別支援学級は増加傾向で推移しており、平成 27 (2015) 年度の 3 学級から令和 6 (2024) 年度には 2 学級増えて 5 学級となっています。

■上三川町の中学校の生徒数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
学校数	3校	3校	3校	3校	3校	3校	3校	3校	3校	3校
学級数	39学級	38学級	36学級	35学級	35学級	37学級	36学級	35学級	33学級	33学級
特別支援学級数	3学級	3学級	3学級	3学級	4学級	5学級	5学級	5学級	5学級	5学級

注) 学級数は特別支援学級数を含んだ数値
資料：教育総務課 (各年 5 月 1 日時点)

8 放課後児童クラブの傾向

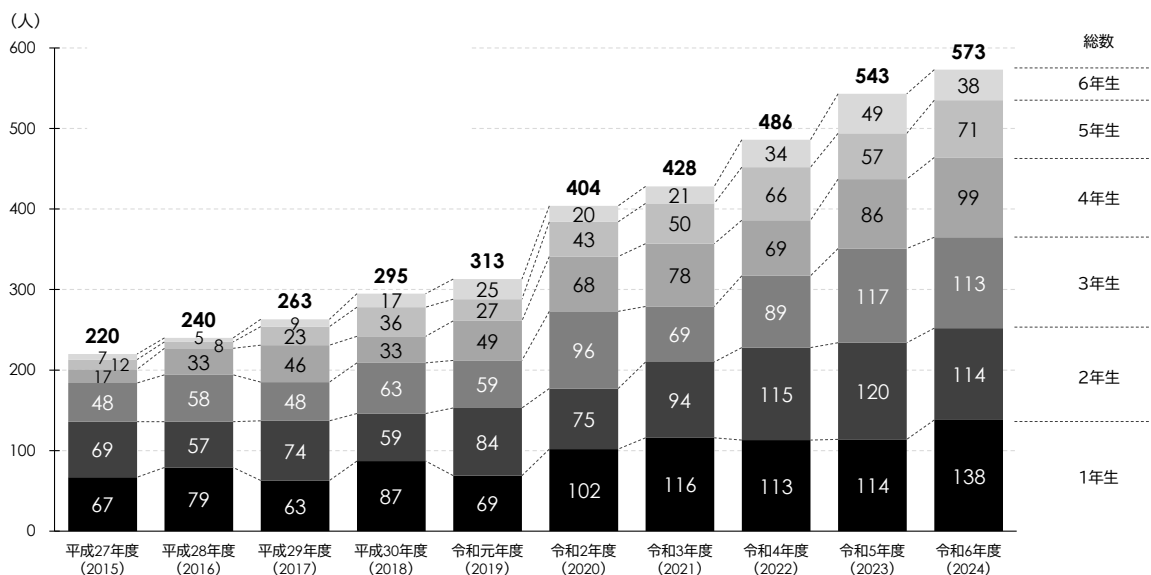
(1) 放課後児童クラブ利用者数の推移

町の放課後児童クラブ利用者数（日額利用者を含む）は増加傾向で推移しており、平成 27（2015）年度の 220 人から令和 6（2024）年度には 573 人と 2 倍以上となっています。

10 年間の傾向を学年別にみると、もともと利用者数の多い低学年（小学 1～3 年生）は各学年とも 2 倍程度の増加ですが、利用者数が少なかった高学年（小学 4～6 年生）は各学年とも 5 倍以上に増えています。

この 10 年間の傾向からは、子どもの数は減少傾向であっても、放課後児童クラブの利用者数は増加していくことが予測されます。

■ 上三川町の学年別、放課後児童クラブ利用者数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
設置数	7(7)か所	7(7)か所	7(7)か所	7(7)か所	7(8)か所	8(9)か所	8(9)か所	8(10)か所	8(10)か所	9(11)か所

注) () 内は支援の単位の数

資料：子ども家庭課（各年 5 月 1 日時点）

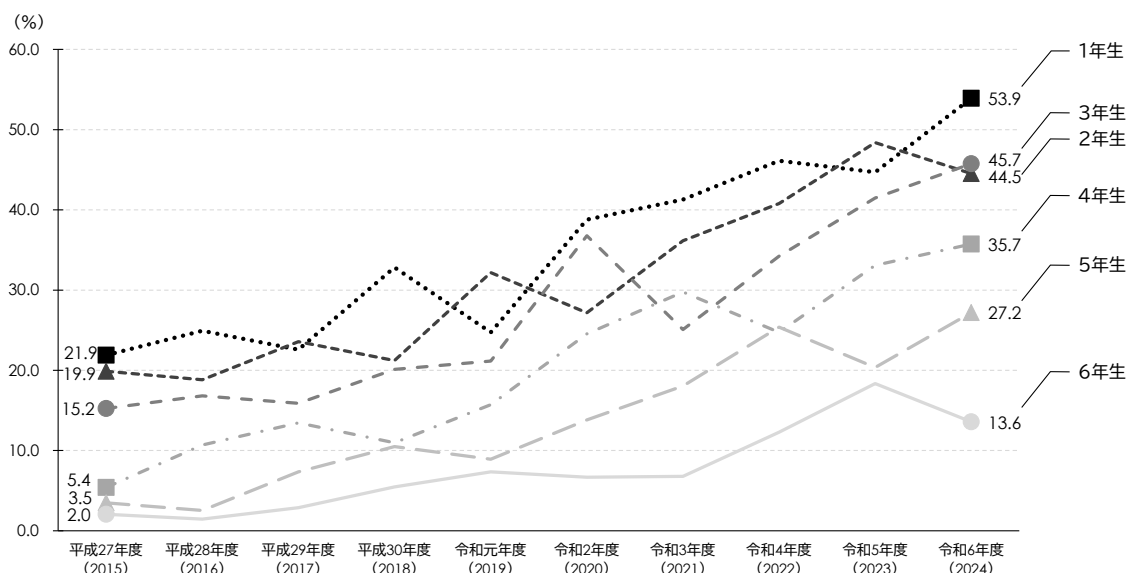
(2) 児童に占める放課後児童クラブ利用者割合の推移

町の小学校の全児童数に占める放課後児童クラブ利用者数の割合は、増加傾向で推移しており、平成27（2015）年度の11.2%から令和6（2024）年度には36.3%と3倍以上になっています。

10年間の動向を学年別にみると、いずれの学年でも利用割合はおおむね増加傾向で推移しており、低学年（小学1～3年生）は令和6（2024）年度では4割以上が利用しており、特に小学1年生は53.9%と児童の半数以上が利用している状況です。

また、高学年（小学4～6年生）は平成27（2015）年度では各学年とも1割未満の利用状況でしたが、令和6（2024）年度には小学4年生が3割以上、小学5年生が2割以上、小学6年生が1割以上と、高学年の子どもにも利用ニーズが高まっていることがうかがえます。

■上三川町の学年別児童数に占める放課後児童クラブ利用者数割合の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1年生	21.9%	24.9%	22.6%	32.8%	24.7%	38.8%	41.3%	46.1%	44.7%	53.9%
2年生	19.9%	18.8%	23.6%	21.2%	32.2%	27.2%	36.2%	40.8%	48.4%	44.5%
3年生	15.2%	16.8%	15.9%	20.1%	21.1%	36.8%	25.1%	34.2%	41.5%	45.7%
4年生	5.4%	10.7%	13.5%	11.0%	15.7%	24.5%	29.8%	24.7%	33.1%	35.7%
5年生	3.5%	2.5%	7.3%	10.5%	8.9%	13.8%	18.1%	25.4%	20.4%	27.2%
6年生	2.0%	1.5%	2.9%	5.5%	7.4%	6.7%	6.8%	12.3%	18.4%	13.6%
全学年計	11.2%	12.4%	14.1%	16.3%	17.6%	23.9%	25.7%	30.3%	34.1%	36.3%

注) 学年別の放課後児童クラブ利用者数 (P32 参照) を学年別児童数 (P30 参照) で除した値

資料: 子ども家庭課 (各年5月1日時点)

第2節 アンケート調査からみる町の状況

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、これからもより安心して子育てができるまちづくりの実現に必要な取組を検討するにあたり、今現在子育て中のご家庭の生活やお子さまの状況、また、子育ての悩みや困りごと等の実態を把握するために実施したものです。

(2) 調査の対象

調査名	調査対象の概要
「第3期上三川町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査（以下、「子ども・子育て調査」という）	・未就学児保護者対象：未就学のお子さんがいるご家庭 ・小学生保護者対象：小学1～4年生のお子さんがいるご家庭 ・妊産婦対象：妊産婦の方
上三川町子どもの生活実態調査（以下、「子どもの生活実態調査」という）	・町内の小学校5年生と中学校2年生のお子さん ・町内の小学校5年生と中学校2年生のお子さんの保護者の方

(3) 調査の時期及び方法

【調査時期】 令和6（2024）年2月9日（金）～2月26日（月）

【調査方法】 子ども・子育て調査：郵送配付・回収／WEB調査

子どもの生活実態調査：学校配付・回収／WEB調査

(4) 配付・回収状況

■調査名：子ども・子育て調査

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
未就学児保護者対象	1,550 票	1,093 票	70.5%
小学生保護者対象	1,053 票	790 票	75.0%
妊産婦対象	147 票	84 票	57.1%

■調査名：子どもの生活実態調査

調査対象	配付数	有効回収数	有効回収率
小学5年生、中学2年生の子どもの保護者	588 票	434 票	73.8%
小学5年生、中学2年生の子ども	588 票	566 票	96.3%

(5) 経済的な状況の分類

子どもの生活実態調査では、「世帯全体のおおよその年間収入（税込）」の設問を設けています。結果においては、「経済的な状況別」として、「子どもと同居し、生計を同一にしている家族の人数」への回答結果も踏まえて、下記のような処理を行い、「等価世帯収入」による分類を行っています。

- 年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする）。
- 上記の値を、保護者票で把握される同居家族の人数の平方根をとったもので除す。
- 上記の方法で算出した値（等価世帯収入）を金額が低いものから順に並べ、厚生労働省が行っている『国民生活基礎調査（令和4年）』の結果に基づき、「中央値（254万円）以上」を“一般層”、「中央値の2分の1（127万円）以上中央値未満」の世帯を“周辺層”、「中央値の2分の1未満」の世帯を“困窮層”として分類する。
- なお、グラフの見やすさを考慮し、調査結果では、“一般層”をA層、“周辺層”をB層、“困窮層”をC層として表している。

■区分ごとの該当数及び割合

小学5年生、中学2年生の子どもの保護者		
区 分	該当数	割合
A層“一般層”（中央値以上）	210	58.0%
B層“周辺層”（中央値の2分の1以上中央値未満）	130	35.9%
C層“困窮層”（中央値の2分の1未満）	22	6.1%
合計	362	100.0%

小学5年生、中学2年生の子ども		
区 分	該当数	割合
A層“一般層”（中央値以上）	205	57.9%
B層“周辺層”（中央値の2分の1以上中央値未満）	128	36.2%
C層“困窮層”（中央値の2分の1未満）	21	5.9%
合計	354	100.0%

注）分類を行うにあたり必要な2設問（世帯の年間収入、家族の人数）で、無回答や“わからない”と回答した世帯は対象から外れるため、前ページの有効回答数と一致しない

(6) 調査結果の留意点

- 「集計結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当設問においては該当者数）を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記します。そのため、割合の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。
- 図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。
- 前々回調査は平成25（2013）年実施、前回調査は平成30（2018）年実施、今回調査は令和6（2024）年実施の結果を示しています。
- 0～2歳、3～5歳の区分は、3～5歳に6歳も含めた割合で表しています。

2 調査結果

(1) 保護者の就労形態の変化に伴う教育・保育ニーズの変化について ＜子ども・子育て調査結果の抜粋＞

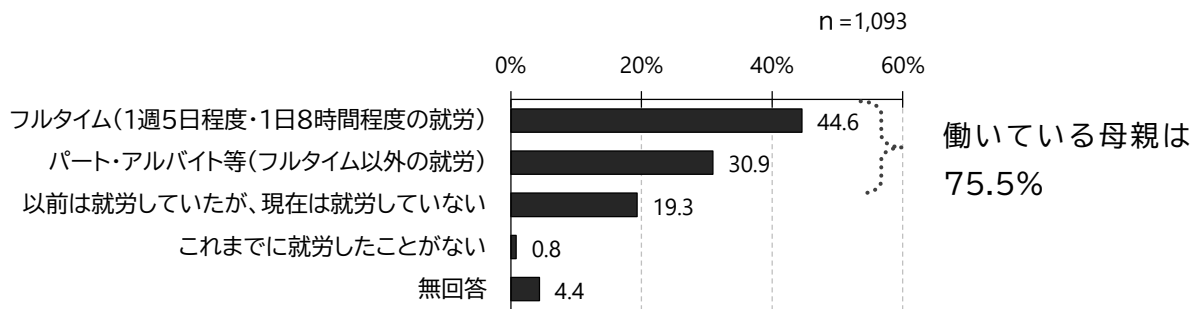
▼問 母親の就労形態についてお答えください。

母親の就労形態について、未就学児保護者は「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が44.6%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が30.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.3%となっています。

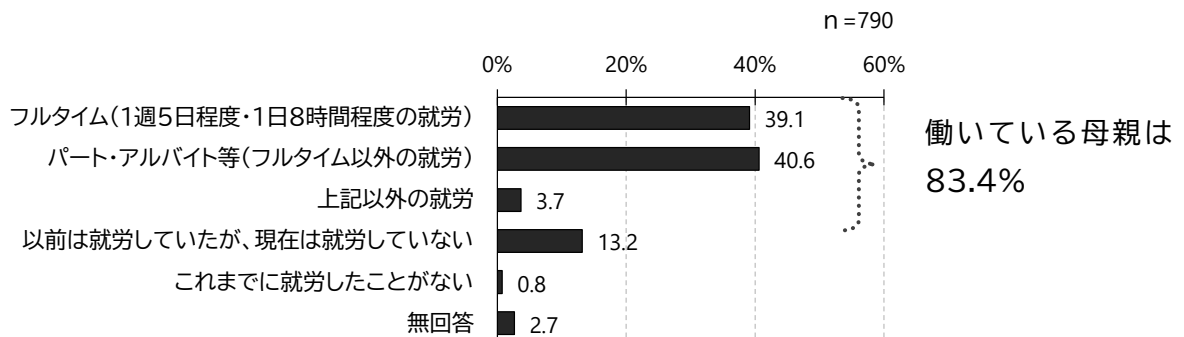
小学生保護者は「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が40.6%と最も多く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が39.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13.2%となっています。

『前々回、前回調査結果との比較』をみると、未就学児保護者、小学生保護者ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が前々回、前回調査結果から増加傾向で推移しています。

未就学児保護者

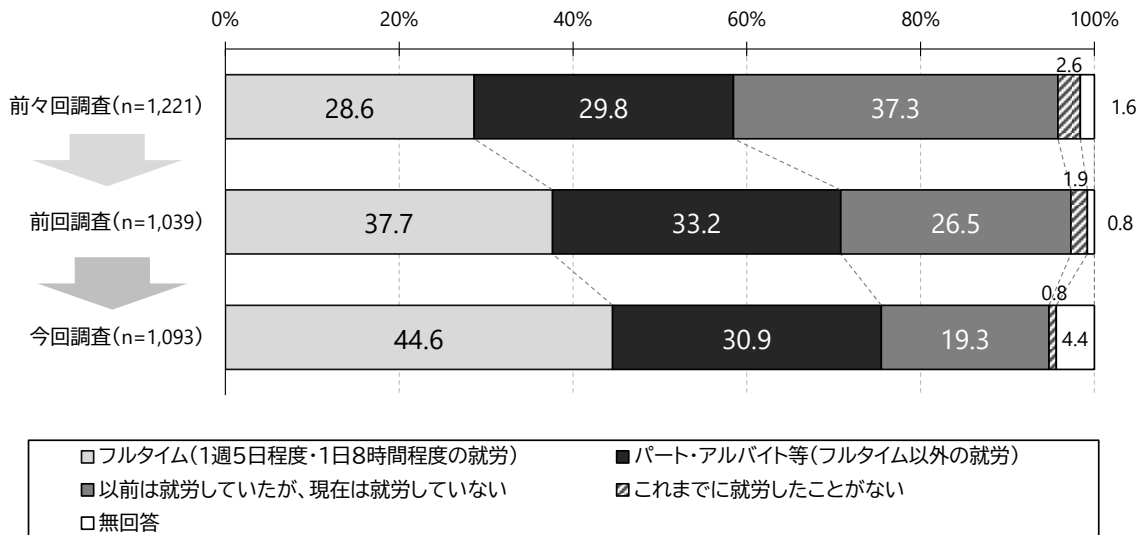


小学生保護者

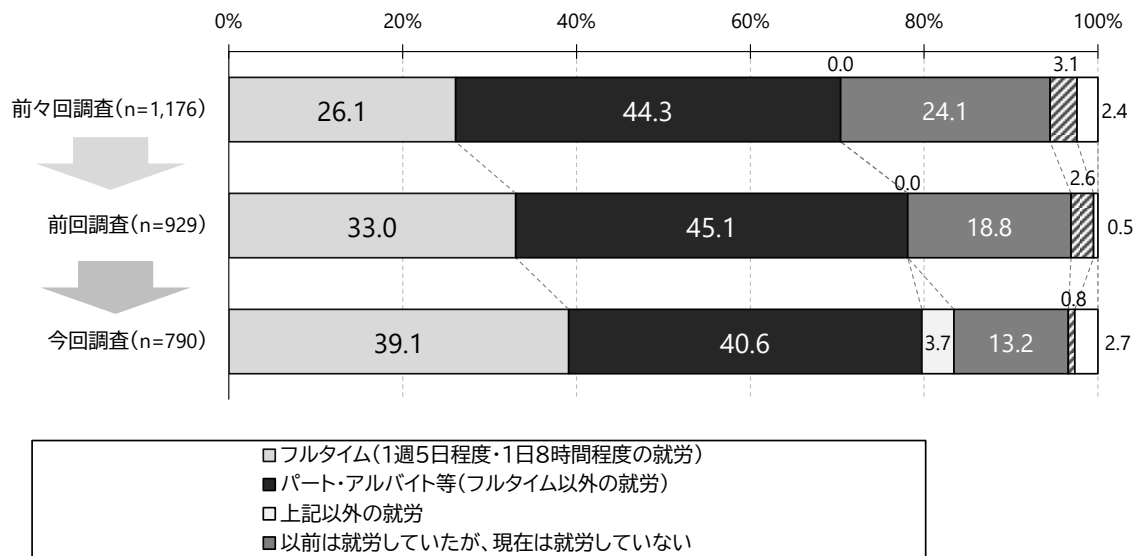


(参考)前々回、前回調査結果との比較

未就学児保護者



小学生保護者



注) 前回の調査内容と異なる部分が多く厳密には統計上比較することはできませんが、参考として掲載

注) 前回調査の選択肢では、フルタイム就労及びパート・アルバイト等の場合、各選択肢が「育休・介護休業中ではない」と「育休・介護休業中である」の2種類に分かれていましたが、本比較では、今回調査に合わせて前回調査の選択肢「育休・介護休業中である」をそれぞれ、フルタイム就労及びパート・アルバイト等に合算した割合

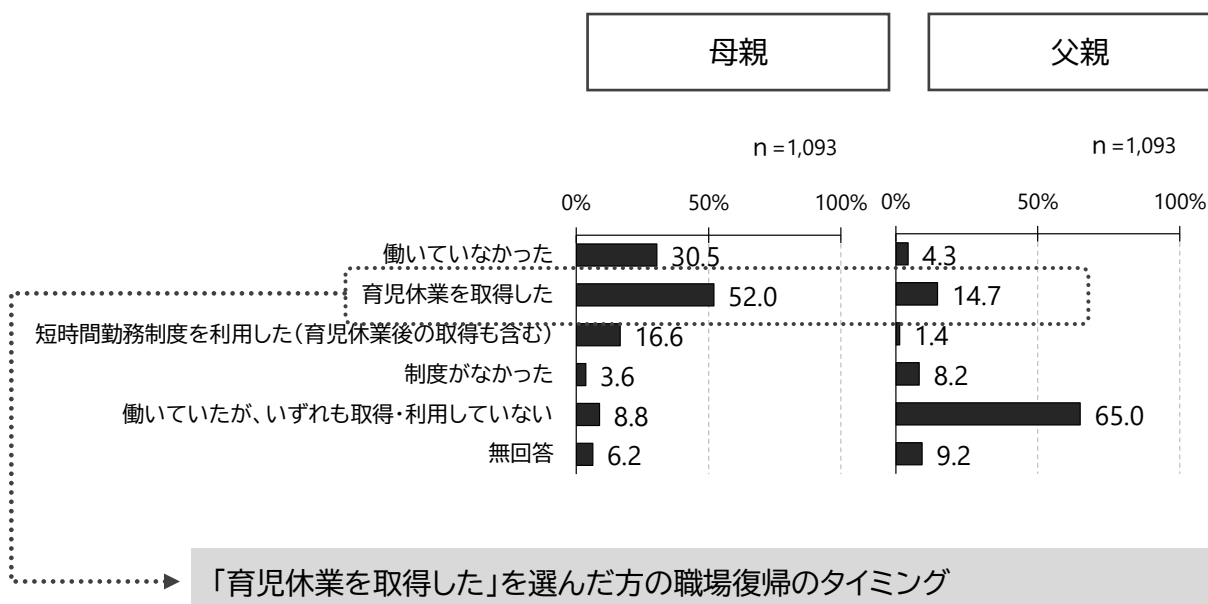
注) 前回調査の選択肢では「上記以外の就労」はないため、0%表記

▼問 お子さんが生まれたとき、育児休業制度や短時間勤務制度を利用しましたか。
(複数回答) <未就学児保護者>

育児休業制度や短時間勤務制度の利用の有無について、母親は「育児休業を取得した」が52.0%と最も多く、次いで「働いていなかった」が30.5%、「短時間勤務制度を利用した(育児休業後の取得も含む)」が16.6%となっています。

父親は「働いていたが、いずれも取得・利用していない」が65.0%と最も多く、次いで「育児休業を取得した」が14.7%、「制度がなかった」が8.2%となっています。

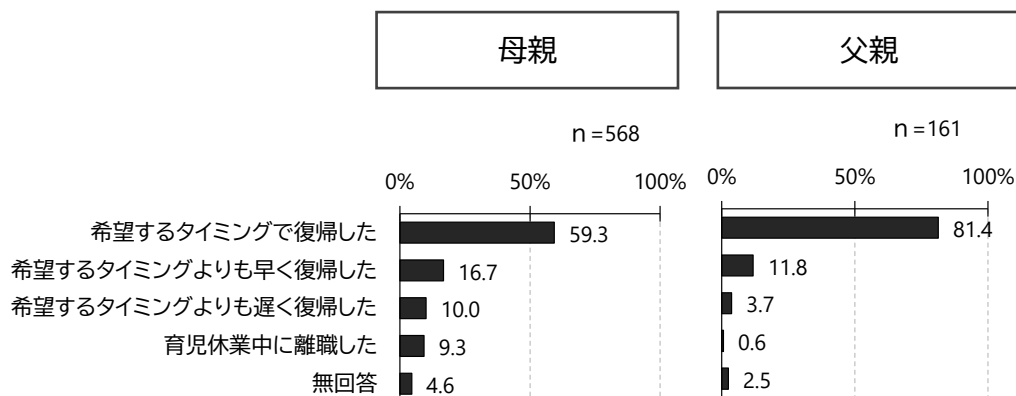
『前々回、前回調査結果との比較』をみると、「育児休業を取得した」は母親、父親とも約1割増加しています。



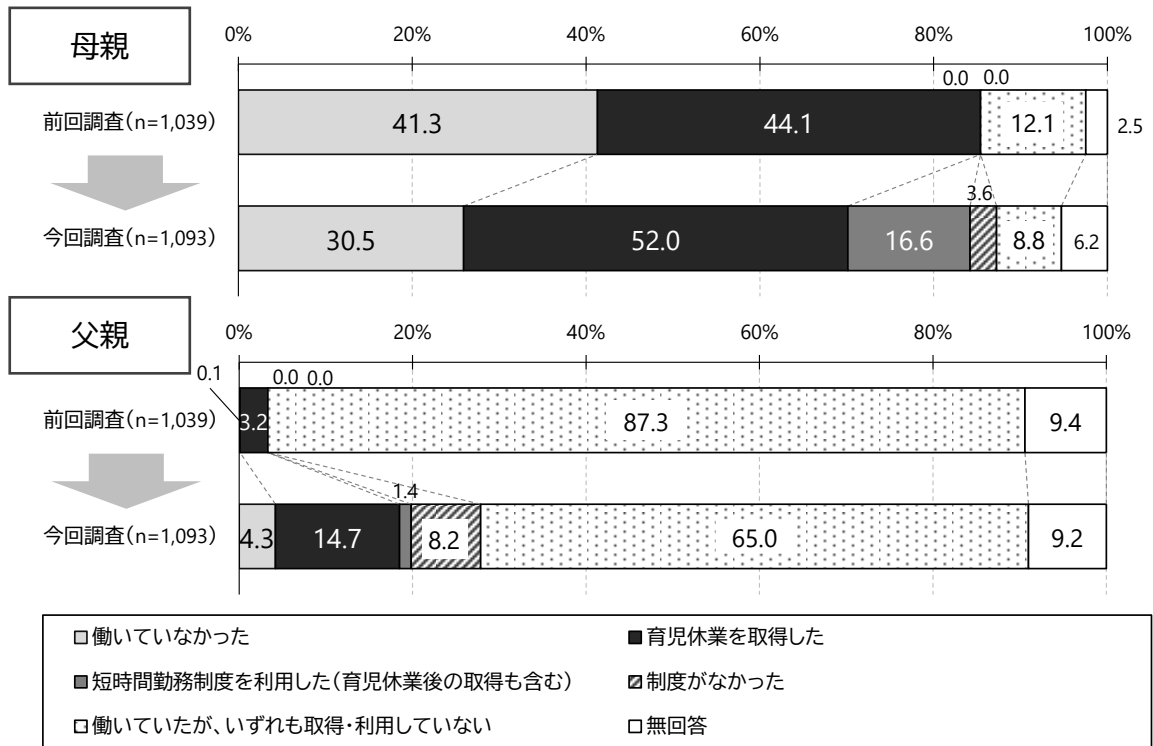
▼問 育児休業後、職場に復帰しましたか。 <未就学児保護者>

育児休業後の職場復帰のタイミングについて、母親は「希望するタイミングで復帰した」が59.3%と最も多く、次いで「希望するタイミングよりも早く復帰した」が16.7%となっています。

父親は「希望するタイミングで復帰した」が81.4%と最も多く、次いで「希望するタイミングよりも早く復帰した」が11.8%となっています。



(参考)前回調査結果との比較



注)前回の調査内容と異なる部分が多く厳密には統計上比較することはできませんが、参考として掲載

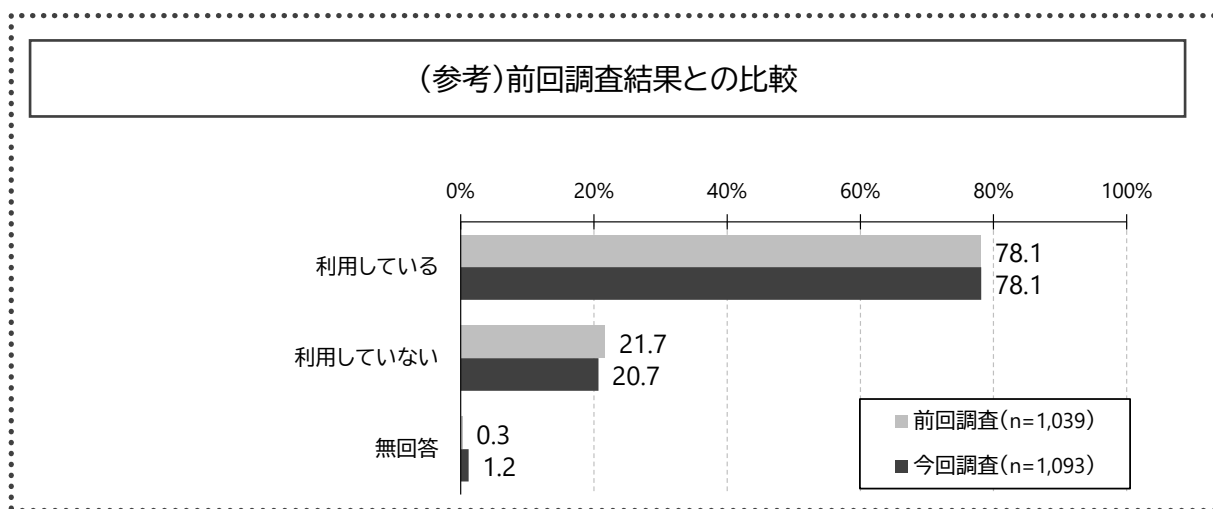
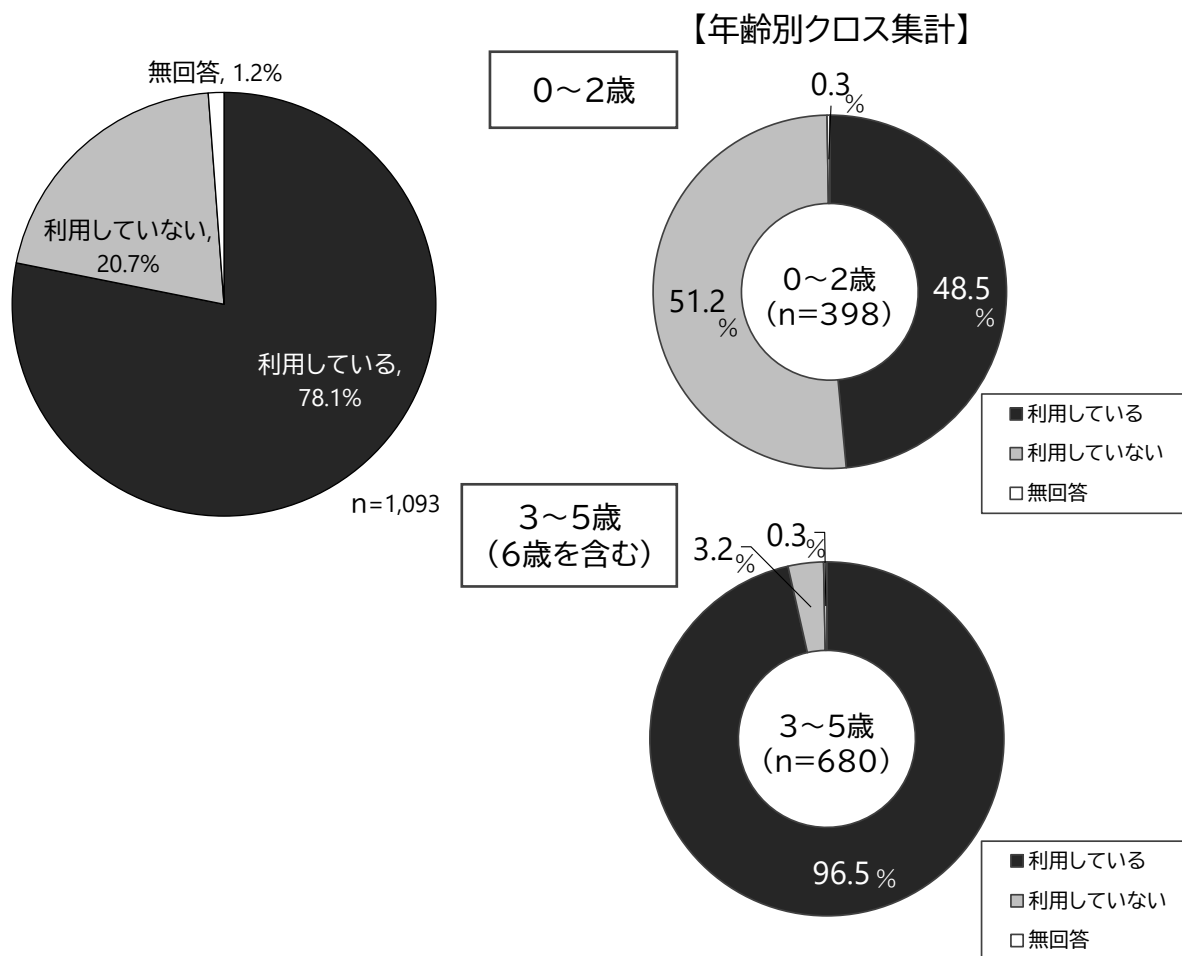
注)前回調査の選択肢では「短時間勤務制度を利用した(育児休業後の取得も含む)」と「制度がなかった」の選択肢はないため、0%表記

▼問 就学前のお子さんは現在、保育所(園)や認定こども園、幼稚園などを利用されていますか。
 <未就学児保護者>

保育所(園)や認定こども園、幼稚園などの利用の有無について、「利用している」が78.1%、「利用していない」が20.7%となっています。

年齢別クロス集計をみると、「利用している」は0～2歳が48.5%、3～5歳が96.5%で3～5歳ではほとんどの子どもが保育所(園)や認定こども園、幼稚園などを利用している状況です。

『前回調査結果との比較』をみると、「利用している」の割合は同じです。



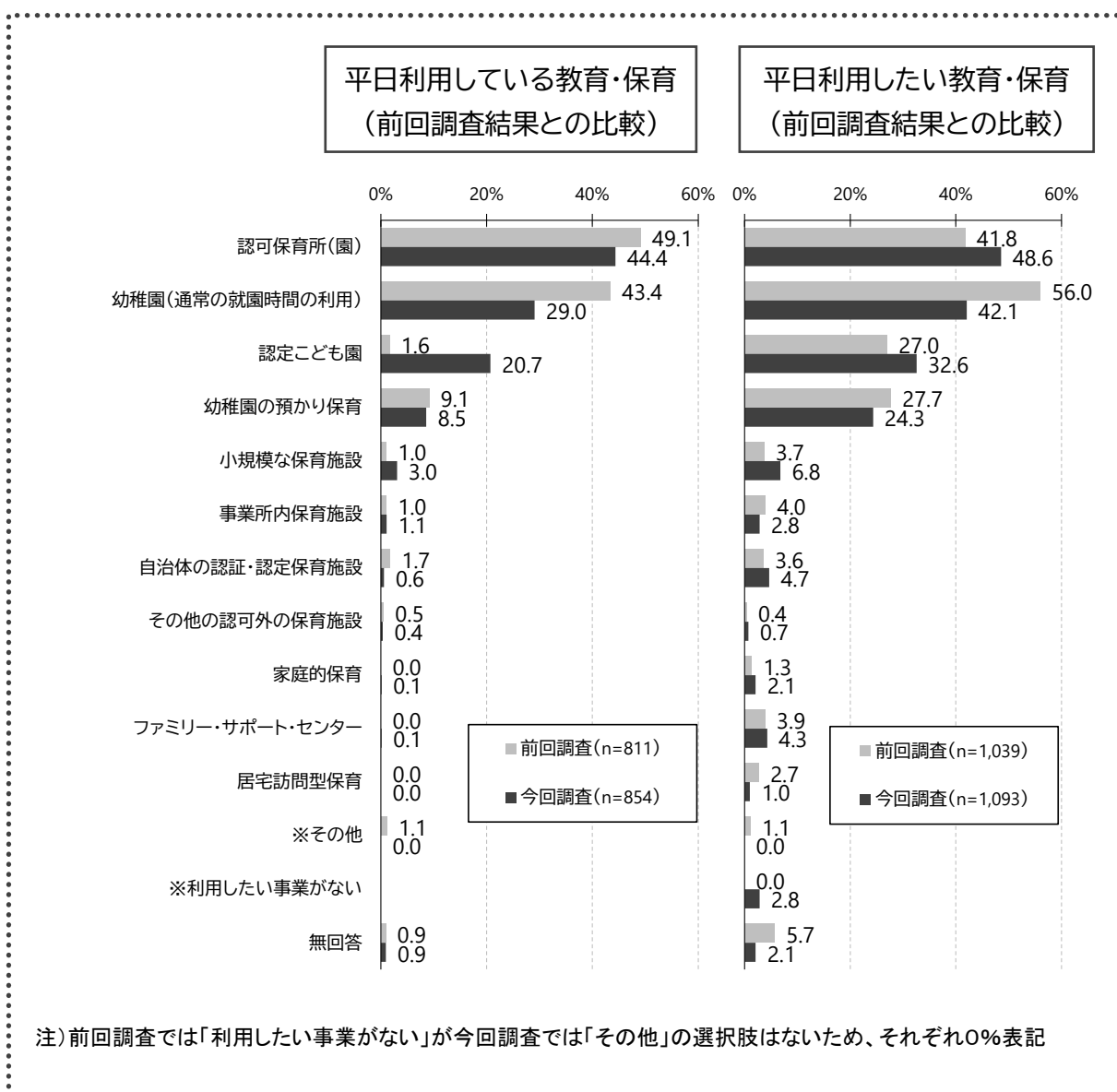
▼問 お子さんは、平日どのような教育・保育を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。(複数回答) <未就学児保護者>

▼問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。(複数回答) <未就学児保護者>

平日利用している教育・保育は、『前回調査結果との比較』をみると、「認定こども園」が前回調査結果の1.6%から20.7%へと大きく増加し、「認可保育所(園)」がわずかに減少し、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が1割以上減少しています。

平日利用したい教育・保育は、『前回調査結果との比較』をみると、「認可保育所(園)」と「認定こども園」が前回調査結果よりわずかに増加しています。一方、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」は前回調査結果より1割以上減少しています。

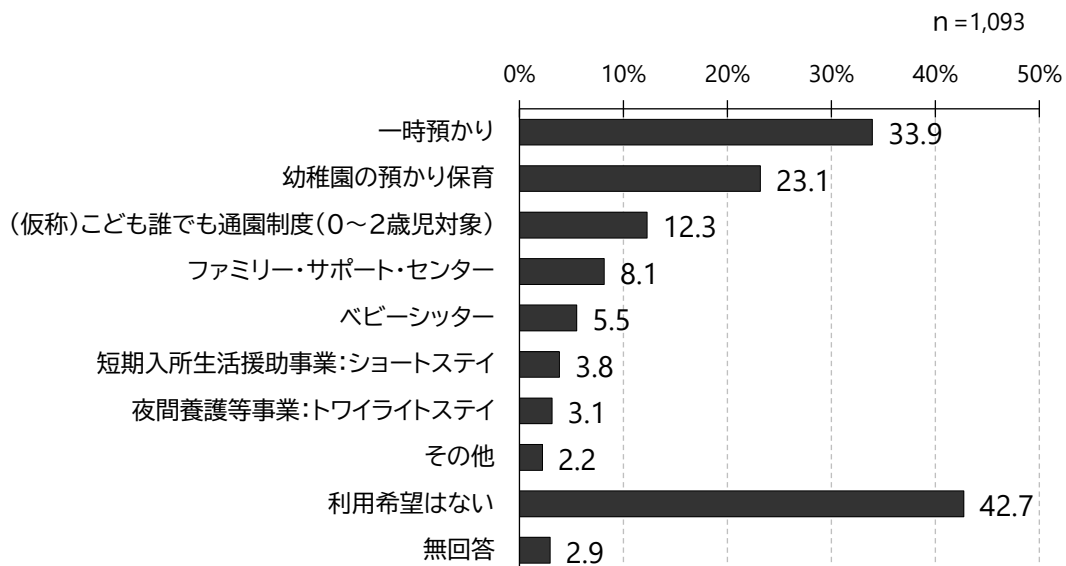
これは、引き続き幼稚園の利用ニーズはあるものの、認定こども園の認知度の高まりと共働き世帯の増加等による保育ニーズの高まりが影響していると考えられます。



▼問 今後「不定期に」利用したい事業はありますか。(複数回答) <未就学児保護者>

今後「不定期に」利用したい事業について、「利用希望はない」が42.7%と最も多く、次いで「一時預かり」が33.9%、「幼稚園の預かり保育」が23.1%となっています。

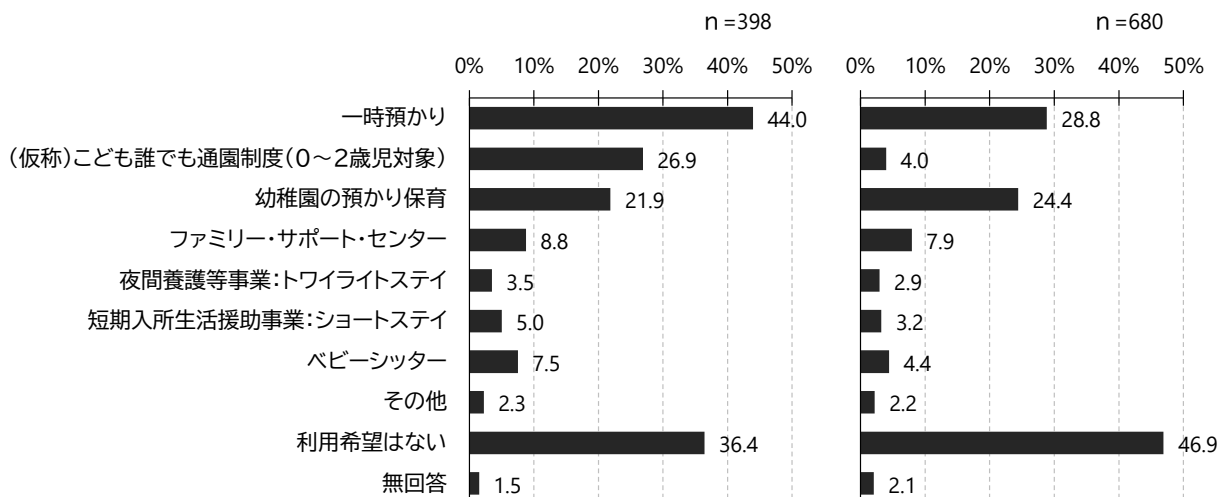
年齢別にみると、「一時預かり」と「(仮称)こども誰でも通園制度(0~2歳児対象)」は、0~2歳の利用したいと回答している割合が3~5歳に比べて多くなっています。



【年齢別クロス集計】

0~2歳

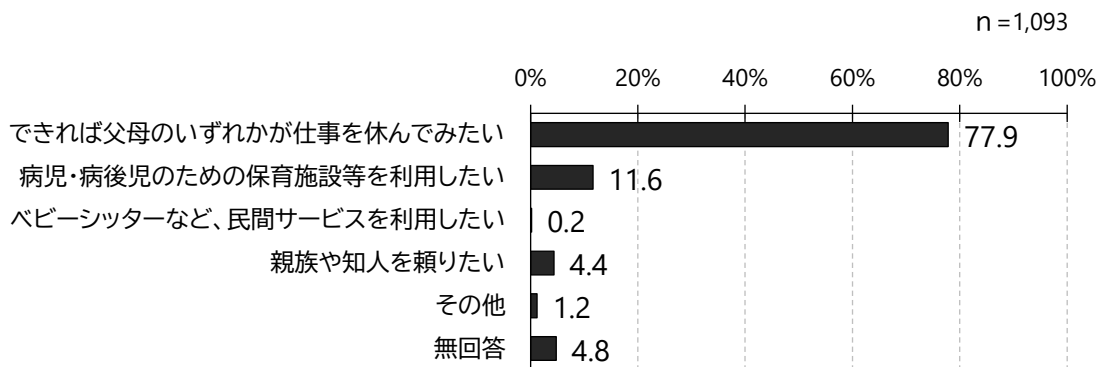
3~5歳
(6歳を含む)



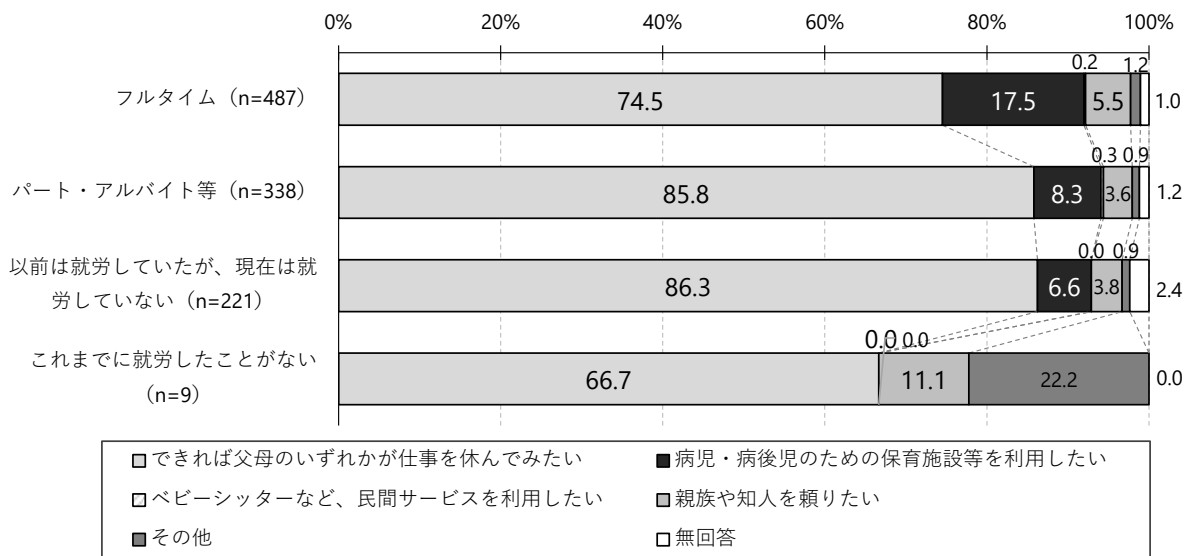
▼問 お子さんが病気やけがの際、どのように対応することを希望しますか。<未就学児保護者>

子どもが病気やけがの際に希望する対応について、「できれば父母のいずれかが仕事を休んでみたい」が77.9%と最も多く、次いで「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が11.6%、「親族や知人を頼りたい」が4.4%となっています。

母親の就労形態別にみると、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」はフルタイムが17.5%でほかの就労形態に比べ多くなっています。

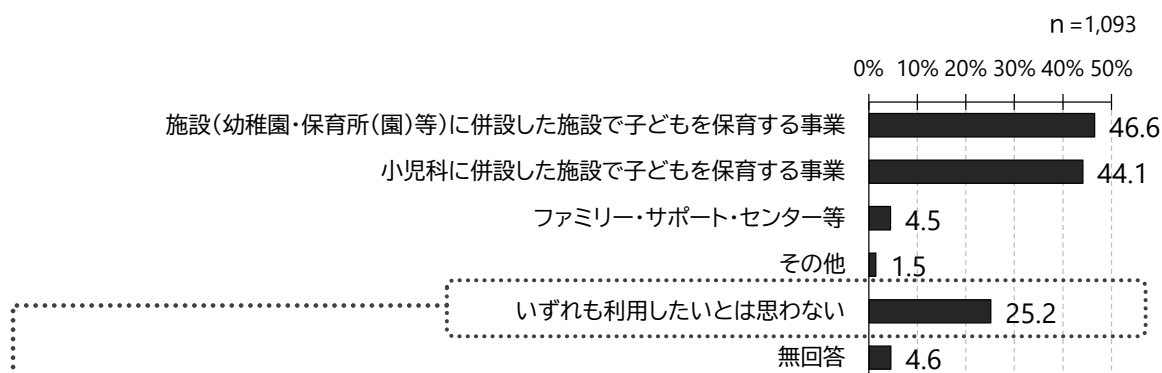


【母親の就労形態別クロス集計】



▼問 今後、宛名のお子さんが病気やけがの際、利用したい病児・病後児のための保育施設等がありますか。(複数回答) <未就学児保護者>

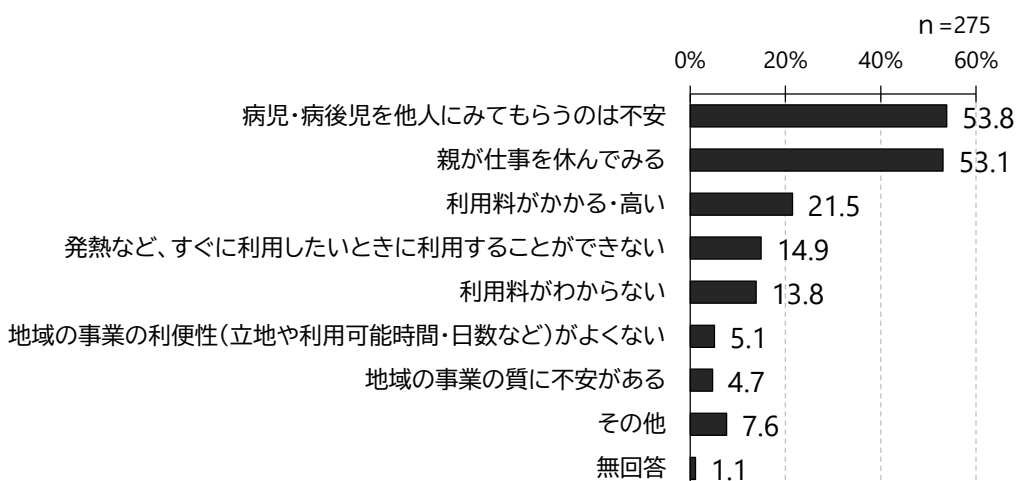
子どもが病気やけがの際に利用を希望する病児・病後児のための保育施設等について、「施設(幼稚園・保育所(園)等)に併設した施設で子どもを保育する事業」が46.6%と最も多く、次いで「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が44.1%、「いずれも利用したいとは思わない」が25.2%となっています。



「いずれも利用したいとは思わない」を選んだ方の理由

▼問 病児・病後児のための保育施設を利用したいと思わない理由は何ですか。(複数回答) <未就学児保護者>

いずれも利用したいとは思わない理由について、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が53.8%と最も多く、次いで「親が仕事を休んでみる」が53.1%、「利用料がかかる・高い」が21.5%となっています。

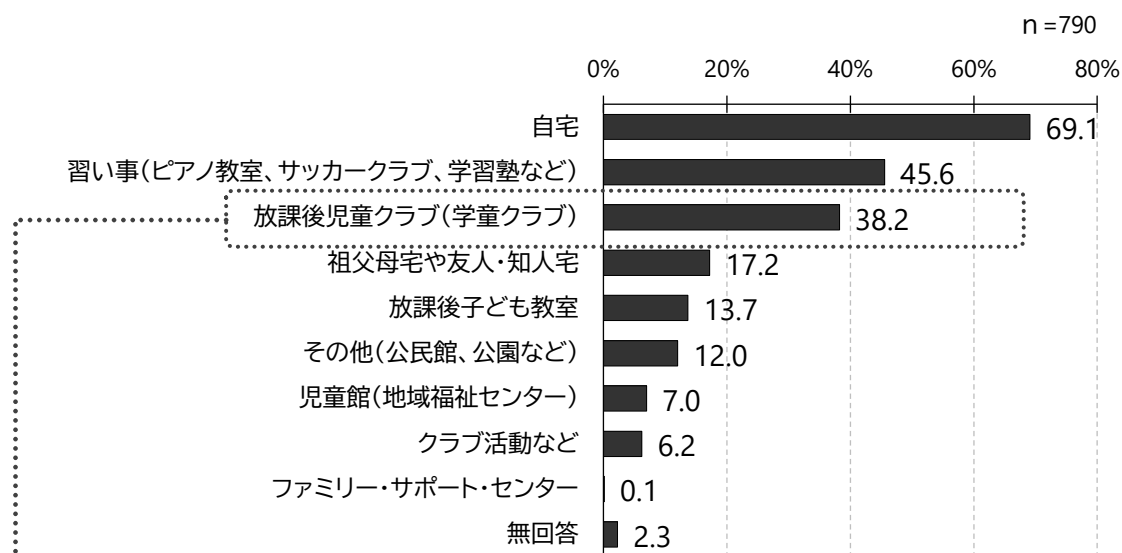


▼問 お子さんについて、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。または、過ごしていましたか。(複数回答) <小学生保護者>

放課後に子どもを過ごさせたい、または過ごしていた場所について、「自宅」が 69.1%と最も多く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が 45.6%、「放課後児童クラブ(学童クラブ)」が 38.2%となっています。

小学校区別にみると、「児童館(地域福祉センター)」は本郷小学校区、「放課後子ども教室」は本郷北小学校区、「放課後児童クラブ(学童クラブ)」は坂上小学校区で比較の利用意向が多くあります。

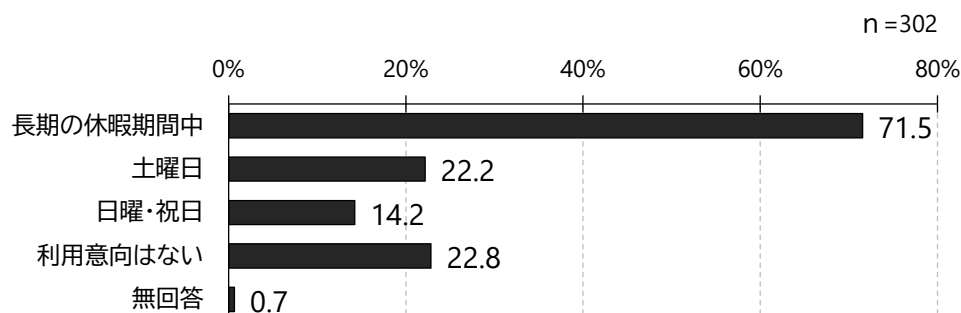
学年別にみると、「児童館(地域福祉センター)」と「放課後児童クラブ(学童クラブ)」は小学1年生、「放課後子ども教室」は小学2年生で比較の利用意向が多くあります。また、学年が上がるにつれて「児童館(地域福祉センター)」と「放課後児童クラブ(学童クラブ)」の利用意向は少なくなっています。



「放課後児童クラブ(学童クラブ)」を選んだ方の休日、休暇期間中の利用希望

▼問 お子さんについて、土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中に、放課後児童クラブの利用を希望しますか。(複数回答) <小学生保護者>

放課後児童クラブ(学童クラブ)の土曜日、日曜・祝日、長期の休暇期間中の利用希望は、「長期の休暇期間中」が 71.5%と最も多く、次いで「利用意向はない」が 22.8%、「土曜日」が 22.2%、「日曜・祝日」が 14.2%となっています。



【小学校区別クロス集計】

(人/%)

	自宅	祖父母宅や 友人・知人 宅	習い事(ピ アノ教室、 サッカーク ラブ、学習 塾など)	クラブ活動 など	児童館(地 域福祉セン ター)	放課後子ど も教室	放課後児童 クラブ(学 童クラブ)	ファミ リー・サ ポート・ センター	その他 (公民 館、公園 など)	無回答
全体 (n=790)	69.1	17.2	45.6	6.2	7.0	13.7	38.2	0.1	12.0	2.3
本郷小学校区 (n=58)	69.0	20.7	50.0	3.4	36.2	6.9	29.3	0.0	1.7	1.7
本郷北小学校区 (n=115)	72.2	16.5	48.7	6.1	2.6	33.0	38.3	0.0	11.3	0.9
上三川小学校区 (n=341)	70.4	15.2	45.2	6.7	4.4	11.7	35.5	0.0	16.4	2.6
坂上小学校区 (n=36)	47.2	22.2	13.9	5.6	2.8	0.0	52.8	0.0	2.8	2.8
北小学校区 (n=120)	71.7	24.2	52.5	7.5	2.5	9.2	44.2	0.8	10.0	3.3
明治小学校区 (n=73)	56.2	16.4	47.9	8.2	13.7	15.1	47.9	0.0	6.8	1.4
明治南小学校区 (n=45)	82.2	6.7	35.6	0.0	4.4	6.7	28.9	0.0	15.6	2.2

【学年別クロス集計】

(人/%)

	自宅	祖父母宅や 友人・知人 宅	習い事(ピ アノ教室、 サッカーク ラブ、学習 塾など)	クラブ活動 など	児童館(地 域福祉セン ター)	放課後子ど も教室	放課後児童 クラブ(学 童クラブ)	ファミ リー・サ ポート・ センター	その他 (公民 館、公園 など)	無回答
全体 (n=790)	69.1	17.2	45.6	6.2	7.0	13.7	38.2	0.1	12.0	2.3
小学1年生 (n=197)	64.0	20.8	42.6	4.6	8.1	12.7	47.2	0.0	8.6	1.5
小学2年生 (n=192)	62.0	15.6	47.4	7.3	7.8	16.7	43.2	0.0	13.5	3.1
小学3年生 (n=214)	72.9	13.1	44.9	6.5	6.1	12.1	34.6	0.5	14.0	1.4
小学4年生 (n=181)	79.6	20.4	48.6	6.6	6.1	13.8	28.7	0.0	12.2	0.6

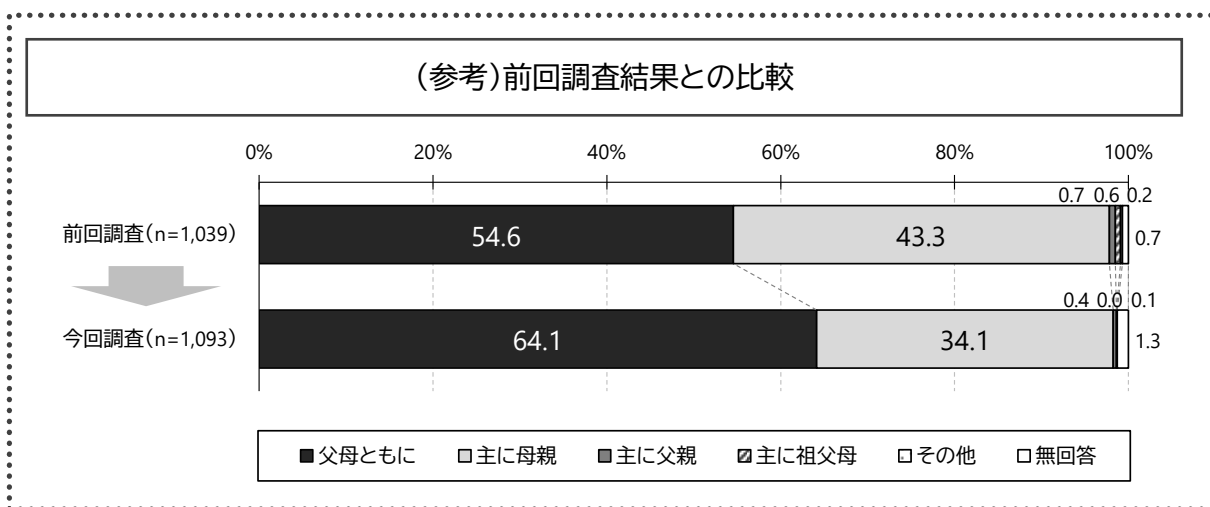
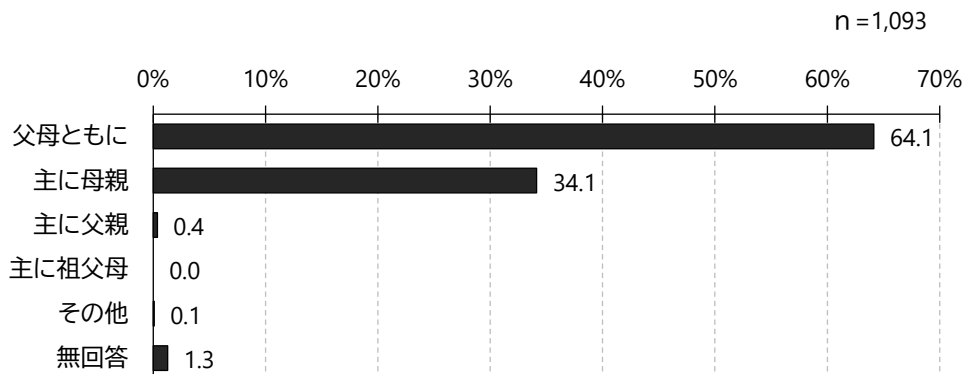
(2) 日ごろ子育てで感じていることについて<子ども・子育て調査結果>

▼問 お子さんの子育て(教育を含む)を主に行っている方をお答えください。

<未就学児保護者>

教育を含む子育てを主に行っている人について、「父母ともに」が 64.1%と最も多く、次いで「主に母親」が 34.1%、「主に父親」が 0.4%となっています。

『前回調査結果との比較』をみると、「父母ともに」は、前回調査の 54.6%から今回調査では約 1 割増えて 64.1%となっています。



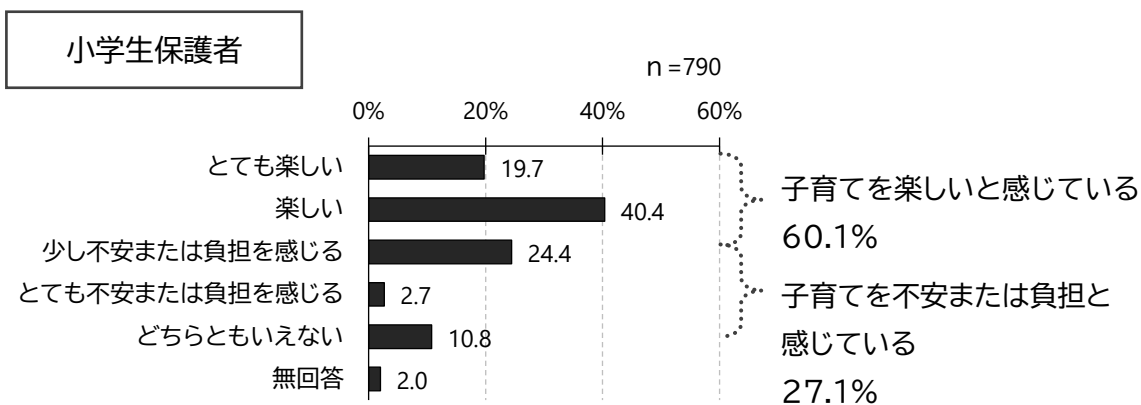
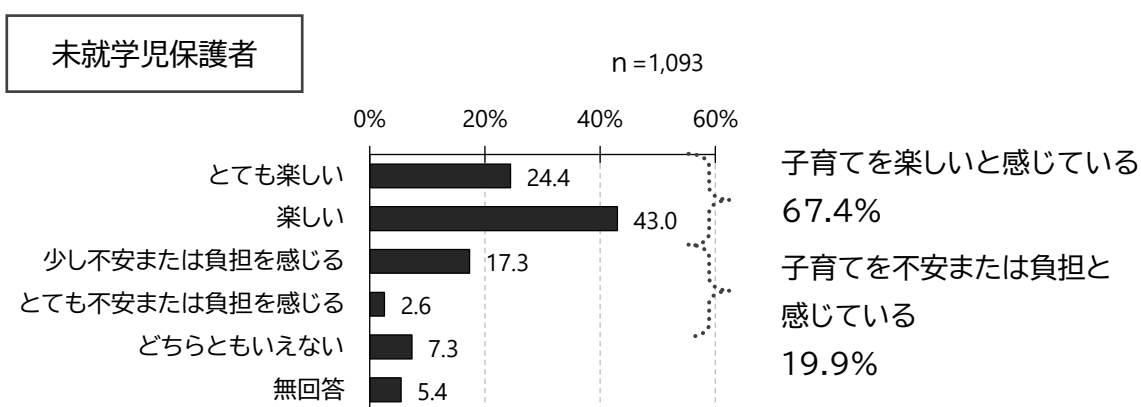
▼問 あなたは子育てをどのように感じていますか。

子育てで感じることに、未就学児保護者は「楽しい」が43.0%と最も多く、次いで「とても楽しい」が24.4%、「少し不安または負担を感じる」が17.3%となっています。

小学生保護者は「楽しい」が40.4%と最も多く、次いで「少し不安または負担を感じる」が24.4%、「とても楽しい」が19.7%となっています。

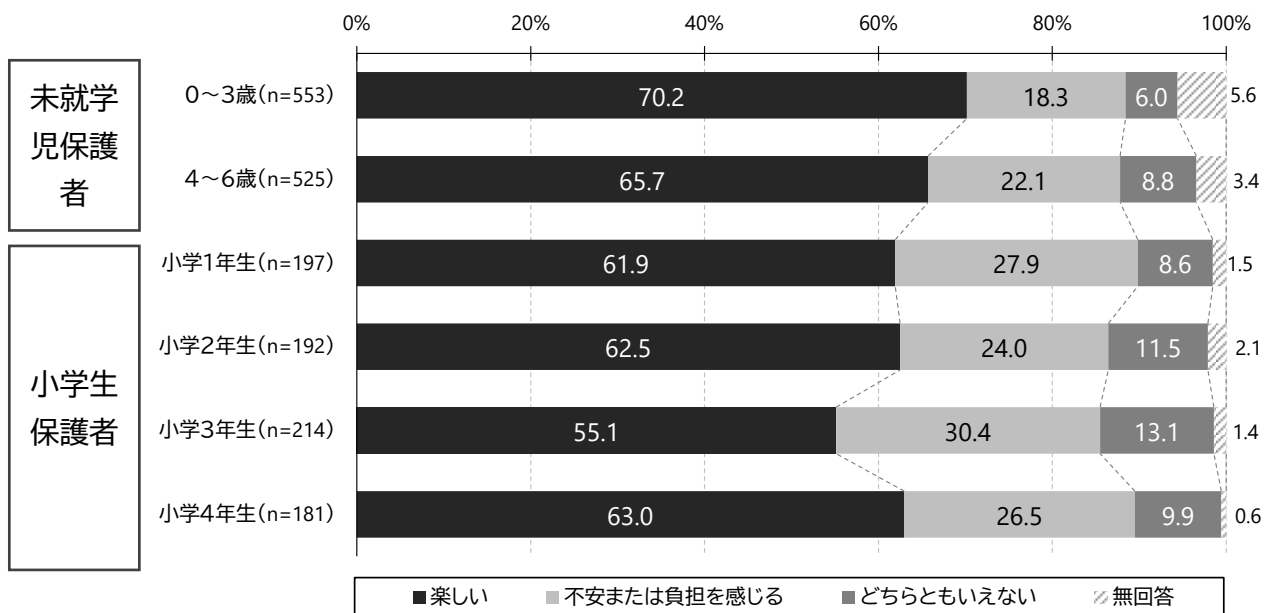
年齢・学年別にみると、『不安または負担を感じる』は小学3年生が30.4%で比較的多くっており、0～3歳が18.3%で比較的少なくなっています。

配偶者の有無別にみると、『不安または負担を感じる』は小学生保護者の配偶者がいないが41.8%で、配偶者がいるの26.3%と比べて1割以上多くなっています。

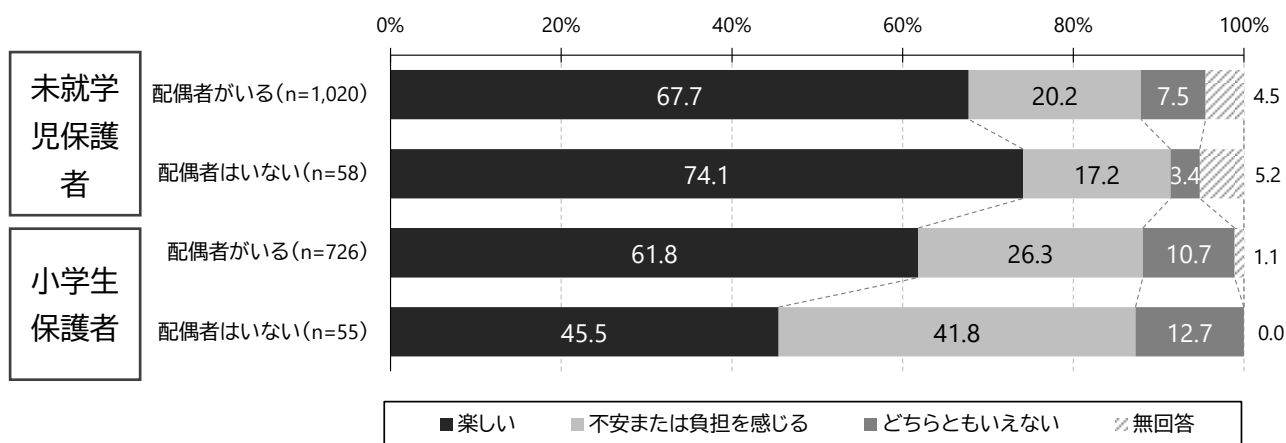


※クロス集計では、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた『楽しい』、「少し不安または負担を感じる」と「とても不安または負担を感じる」を合わせた『不安または負担を感じる』で表しています。

【年齢・学年別クロス集計】



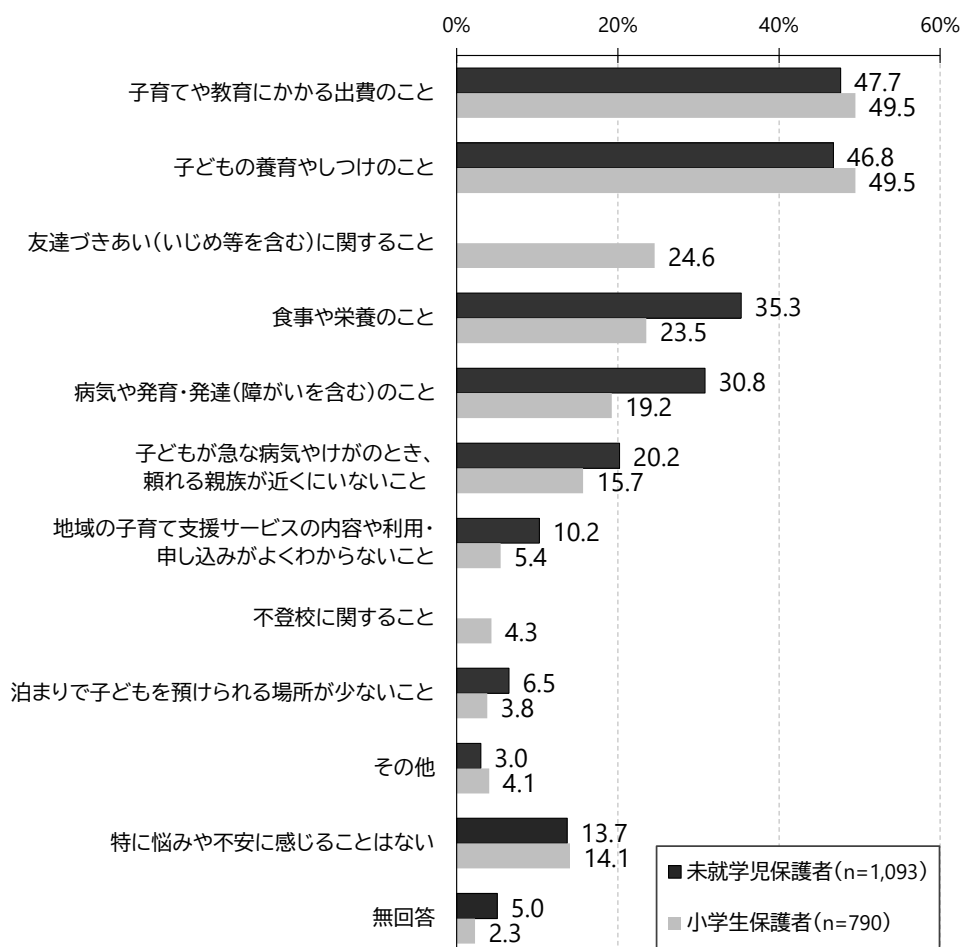
【配偶者の有無別クロス集計】



▼問 子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることはどのようなことですか。(複数回答)

子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることに、未就学児保護者は「子育てや教育にかかる出費のこと」が47.7%と最も多く、次いで「子どもの養育やしつけのこと」が46.8%、「食事や栄養のこと」が35.3%となっています。

小学生保護者は「子どもの養育やしつけのこと」及び「子育てや教育にかかる出費のこと」が49.5%、「友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」が24.6%、「食事や栄養のこと」が23.5%となっています。

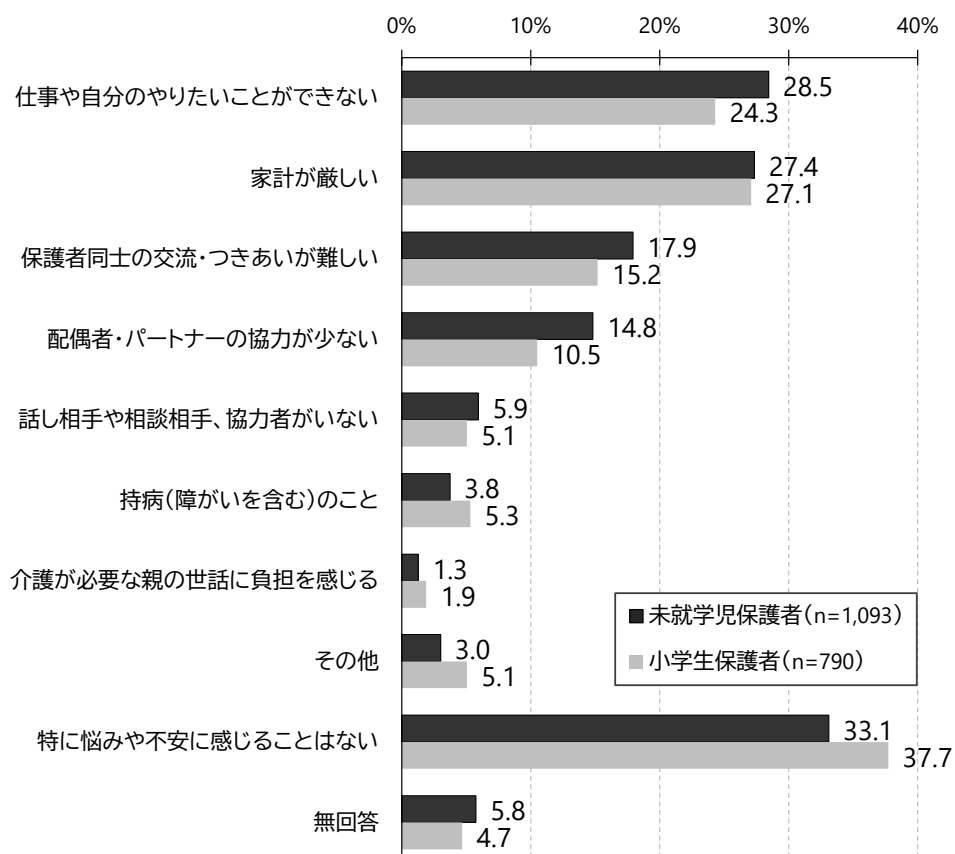


注) 選択肢「友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」と「不登校に関すること」は小学生保護者票のみ。

▼問 子育て以外で主にあなたのことについて、日頃悩んでいることや不安に感じることはどのようなことですか。(複数回答)

子育て以外で主に保護者が日頃悩んでいることや不安に感じることについて、未就学児保護者は「特に悩みや不安に感じることはない」が33.1%と最も多く、次いで「仕事や自分のやりたいことができない」が28.5%、「家計が厳しい」が27.4%となっています。

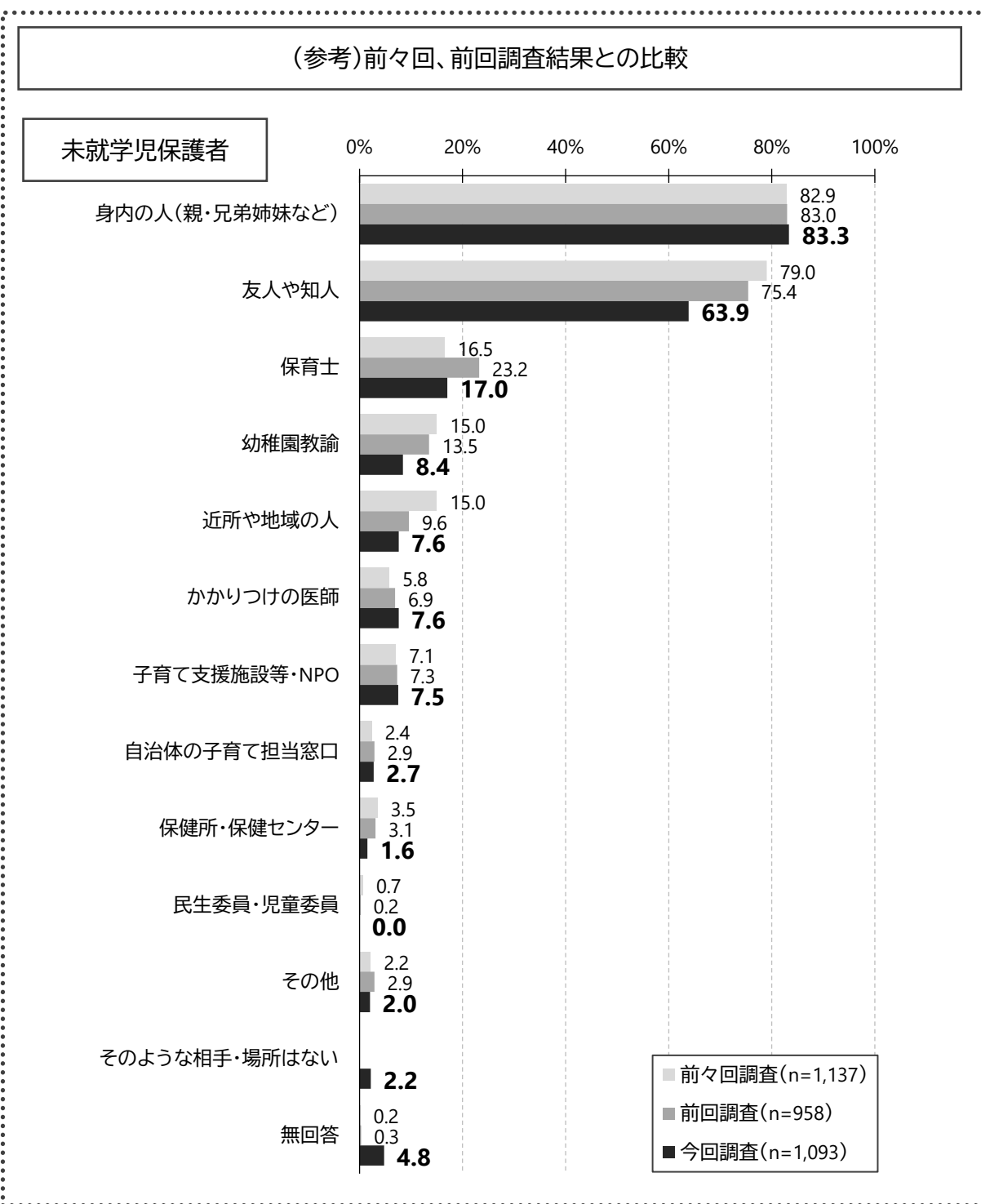
小学生保護者は「特に悩みや不安に感じることはない」が37.7%と最も多く、次いで「家計が厳しい」が27.1%、「仕事や自分のやりたいことができない」が24.3%となっています。



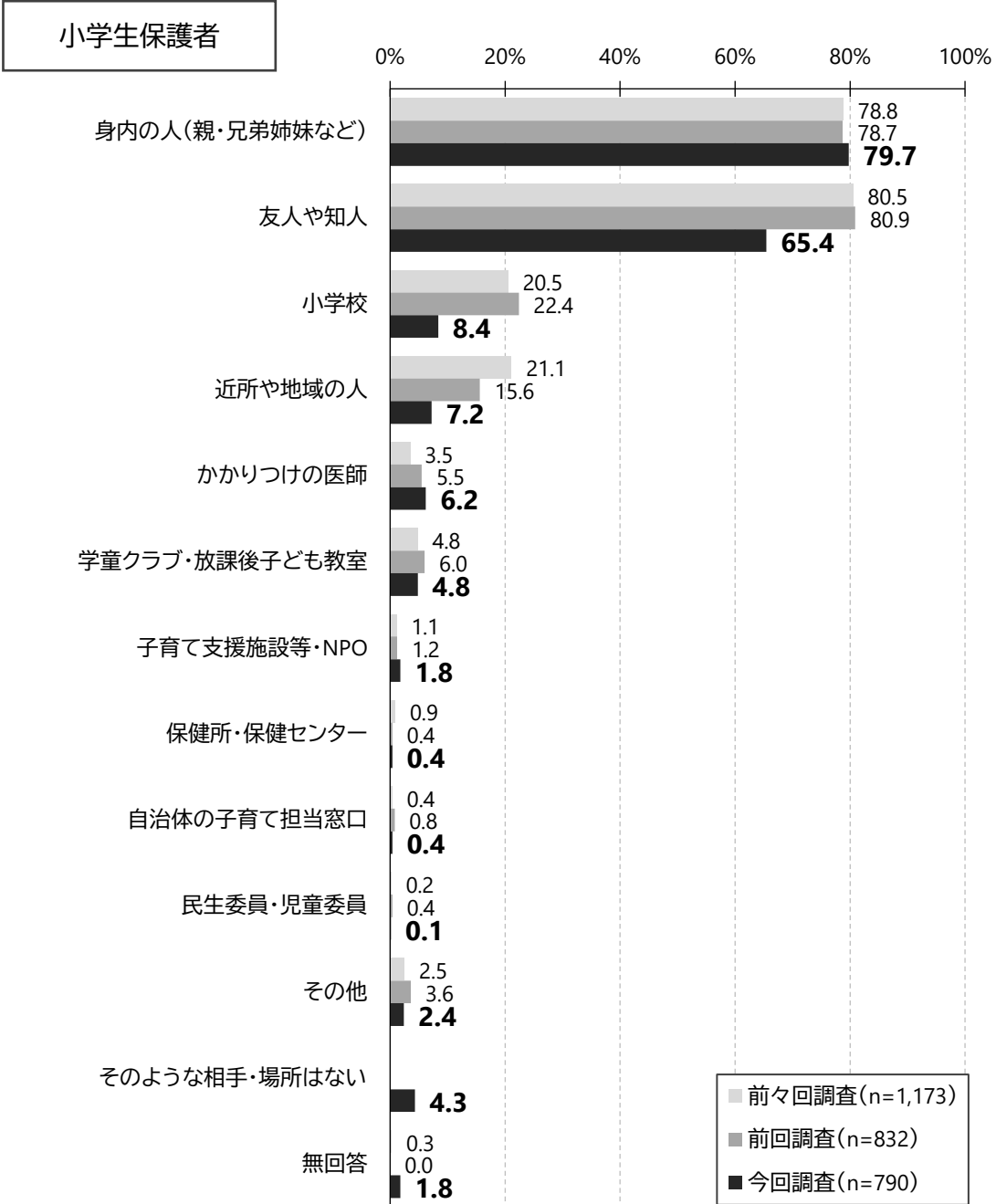
▼問 子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手はどなた(場所はどこ)ですか。
(複数回答)

『前々回、前回調査結果との比較』をみると、未就学児保護者、小学生保護者ともに、いずれの調査結果でも「身内の人(親・兄弟姉妹など)」が最も多く、次いで「友人や知人」となっています。

また、「身内の人(親・兄弟姉妹など)」以外の項目の一部が減少していることは、複数回答している人が減っているため、相談先が狭まり限定的になっている傾向が示唆されます。



(参考)前々回、前回調査結果との比較



注) 前々回、前回の調査では、相談相手の有無に関する設問に続く問として、相談相手がいる方にものみ聞いているため、設問設計が異なり厳密には統計上比較することはできませんが、参考として掲載
 また、その関係で、今回調査のみ「そのような相手・場所はない」の選択肢があり、前々回、前回調査の数値は未掲載

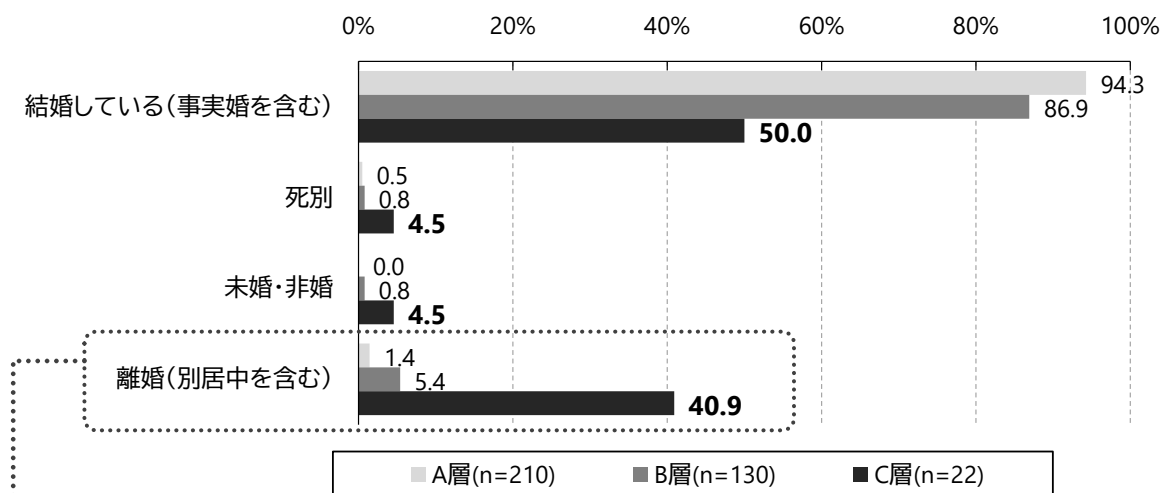
注) 前々回、前回調査の選択肢から「祖父母等の親族」を「身内の人(親・兄弟姉妹など)」に、「近所の人」を「近所や地域の人」に変更

注) 上記の注釈は、未就学児保護者と共通

(3) 生活困窮家庭の状況について<子どもの生活実態調査結果>

▼問 子どもの両親の婚姻状況についてお答えください。<保護者>

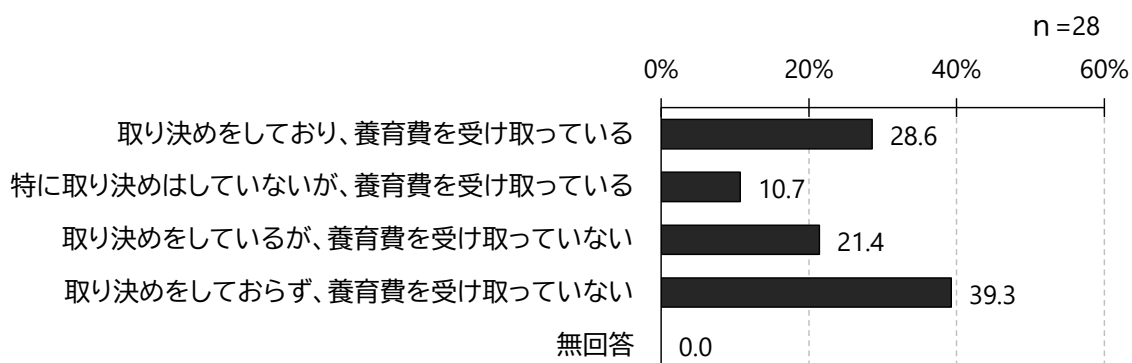
両親の婚姻状況について、「死別」、「未婚・非婚」、「離婚（別居中を含む）」では、C層（困窮層）がA層（一般層）、B層（周辺層）より多く、「結婚している（事実婚を含む）」では、A層、B層が8割以上の回答に対して、C層は50.0%となっています。



「離婚（別居中を含む）」を選んだ方の子どもの養育費受け取り状況

▼問 離婚されている場合、離婚相手とはお子さまの養育費の取り決めをしていますか。<保護者>

子どもの養育費受け取り状況について、「取り決めをしておらず、養育費を受け取っていない」が39.3%と最も多く、次いで「取り決めをしており、養育費を受け取っている」が28.6%、「取り決めをしているが、養育費を受け取っていない」が21.4%となっています。

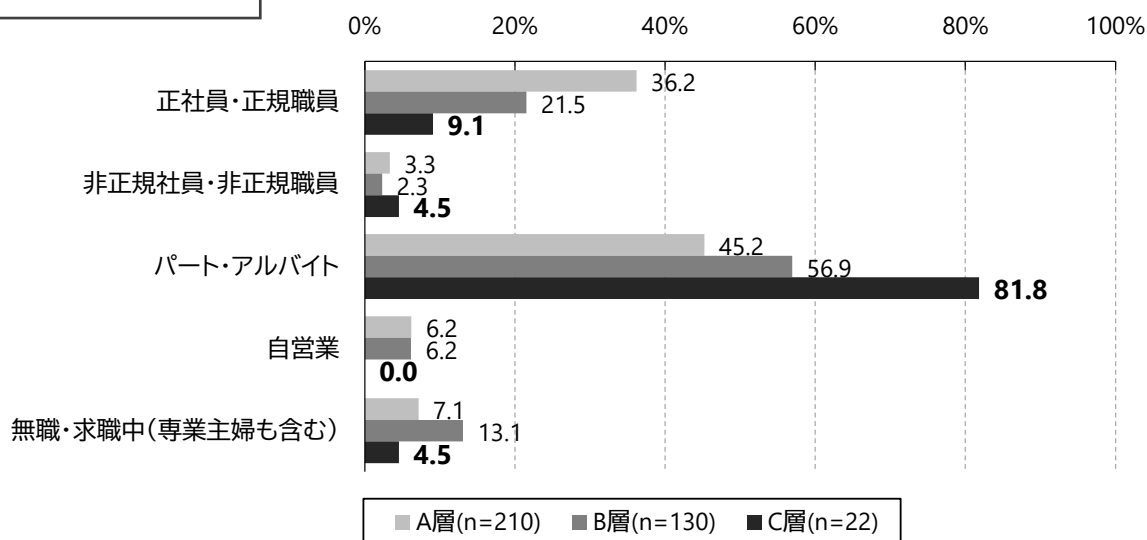


▼問 子どもの両親の主な就業状況についてお答えください。＜保護者＞

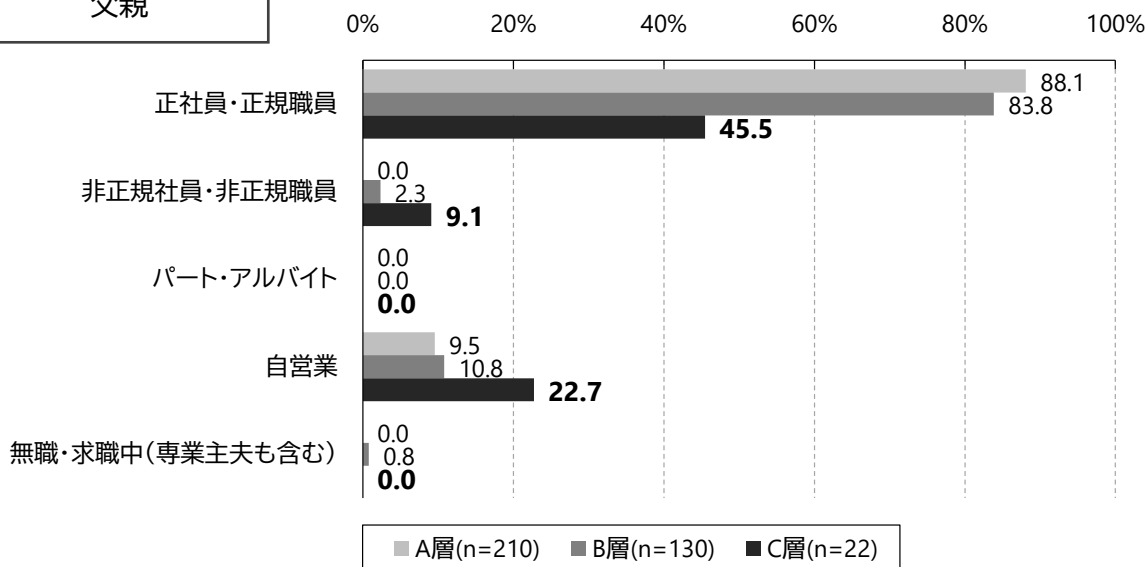
両親の主な就業状況について、母親の「パート・アルバイト」では、C層が81.8%でA層、B層より多く、「正社員・正規職員」はC層が9.1%でA層の36.2%、B層の21.5%よりかなり少なくなっています。

父親の「非正規社員・非正規職員」と「自営業」では、C層がそれぞれ9.1%、22.7%でA層、B層より多く、「正社員・正規職員」はC層が45.5%で、A層、B層の8割以上に対してかなり少なくなっています。

母親



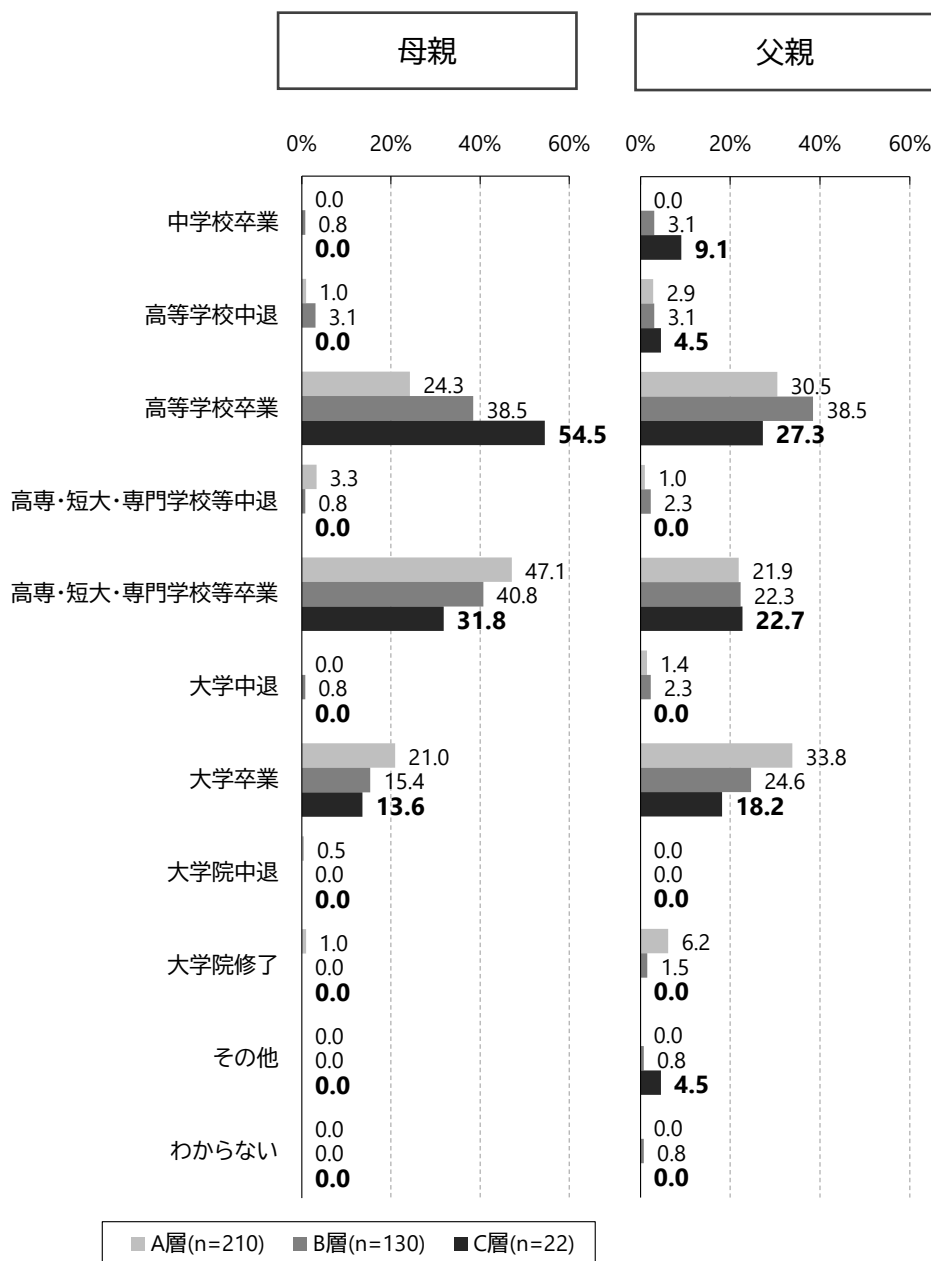
父親



▼問 子どもの両親が最後に通った学校についてお答えください。＜保護者＞

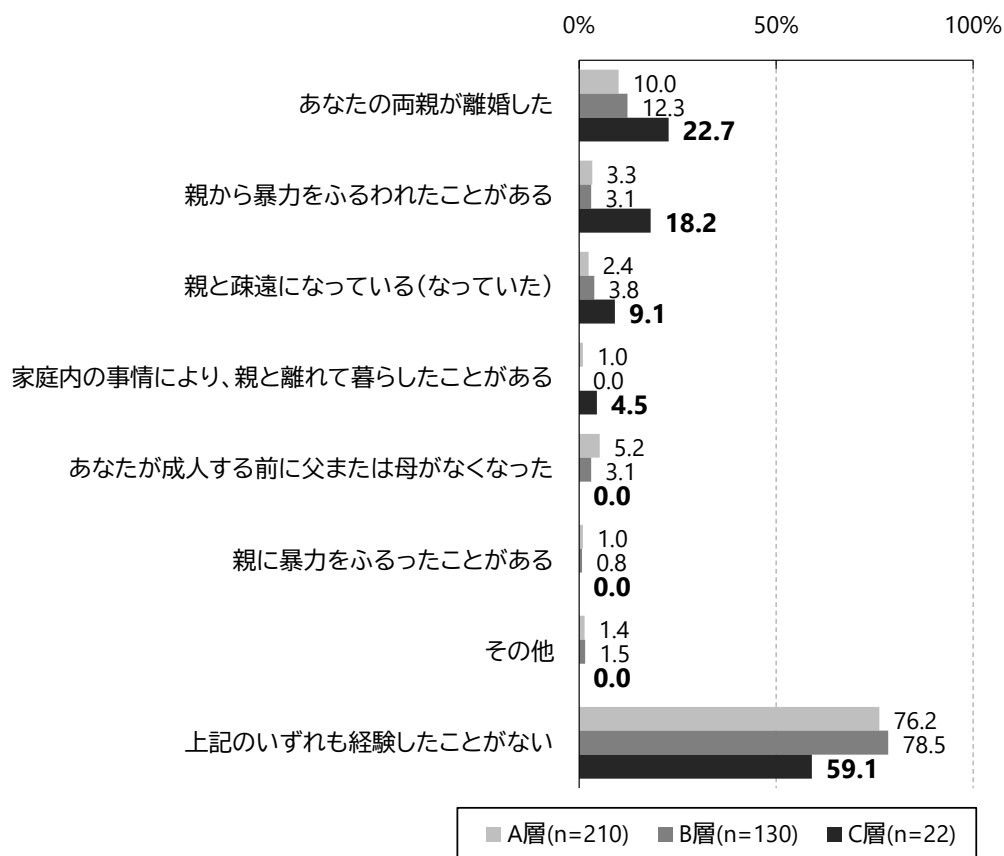
両親が最後に通った学校について、母親の「高等学校卒業」では、C層が54.5%でA層、B層より多く、「高専・短大・専門学校等卒業」と「大学卒業」はC層がそれぞれ31.8%、13.6%でA層、B層より少なくなっています。

父親の「中学校卒業」と「高等学校中退」、「高専・短大・専門学校等卒業」では、C層がそれぞれ9.1%、4.5%、22.7%でA層、B層よりわずかに多く、「高等学校卒業」と「大学卒業」はC層がそれぞれ27.3%、18.2%でA層、B層より少なくなっています。



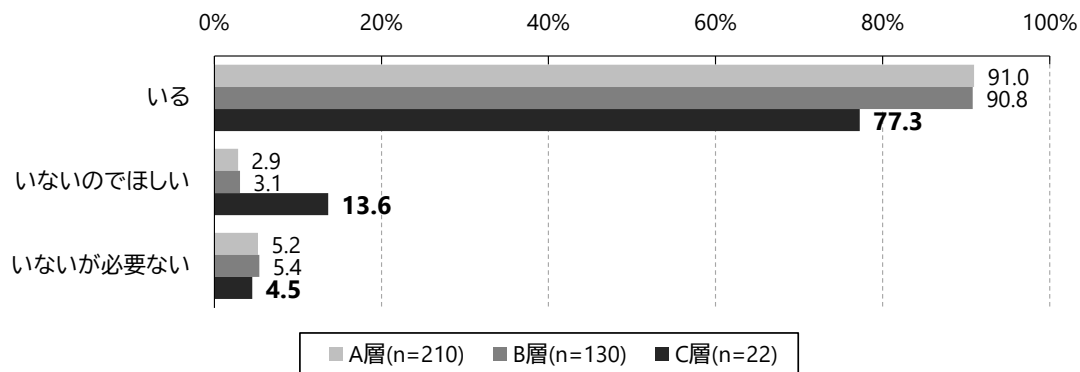
▼問 あなた自身がこれまで次のような経験をしたことがありますか。(複数回答) <保護者>

母親または父親がこれまでに経験したことについて、「あなたの両親が離婚した」、「親から暴力をふるわれたことがある」、「親と疎遠になっている(なっていた)」、「家庭内の事情により、親と離れて暮らしていたことがある」のいずれも、C層がそれぞれ22.7%、18.2%、9.1%、4.5%でA層、B層より多くなっています。



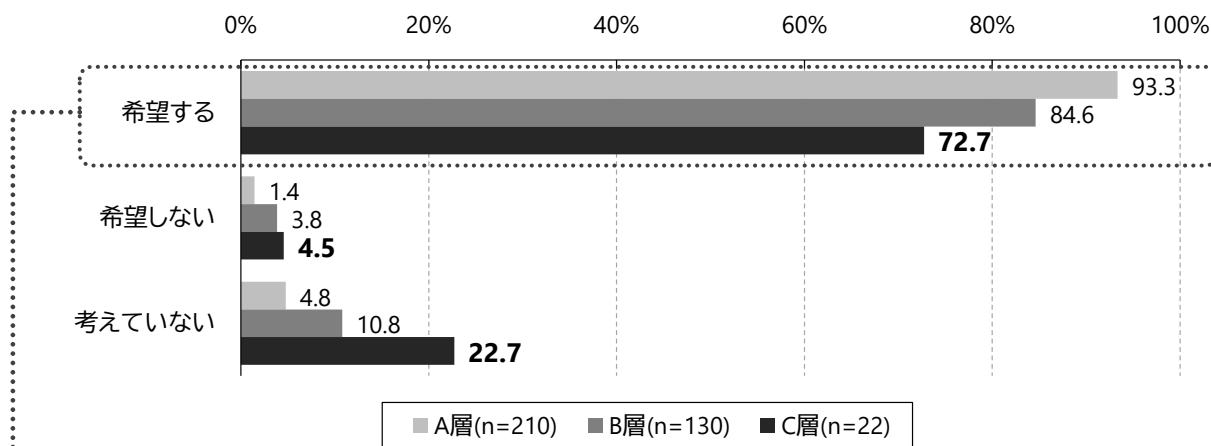
▼問 あなたには、現在、頼れる相手や心おきなく相談できる相手がありますか。 <保護者>

頼れる相手や心おきなく相談できる相手の有無について、「いる」ではC層が77.3%で、A層、B層の9割程度に対して少なくなっています。一方で、「いないのでほしい」では、C層が13.6%でA層、B層に対して多くなっています。



▼問 子どもの高等学校以上の進学を希望されますか。＜保護者＞

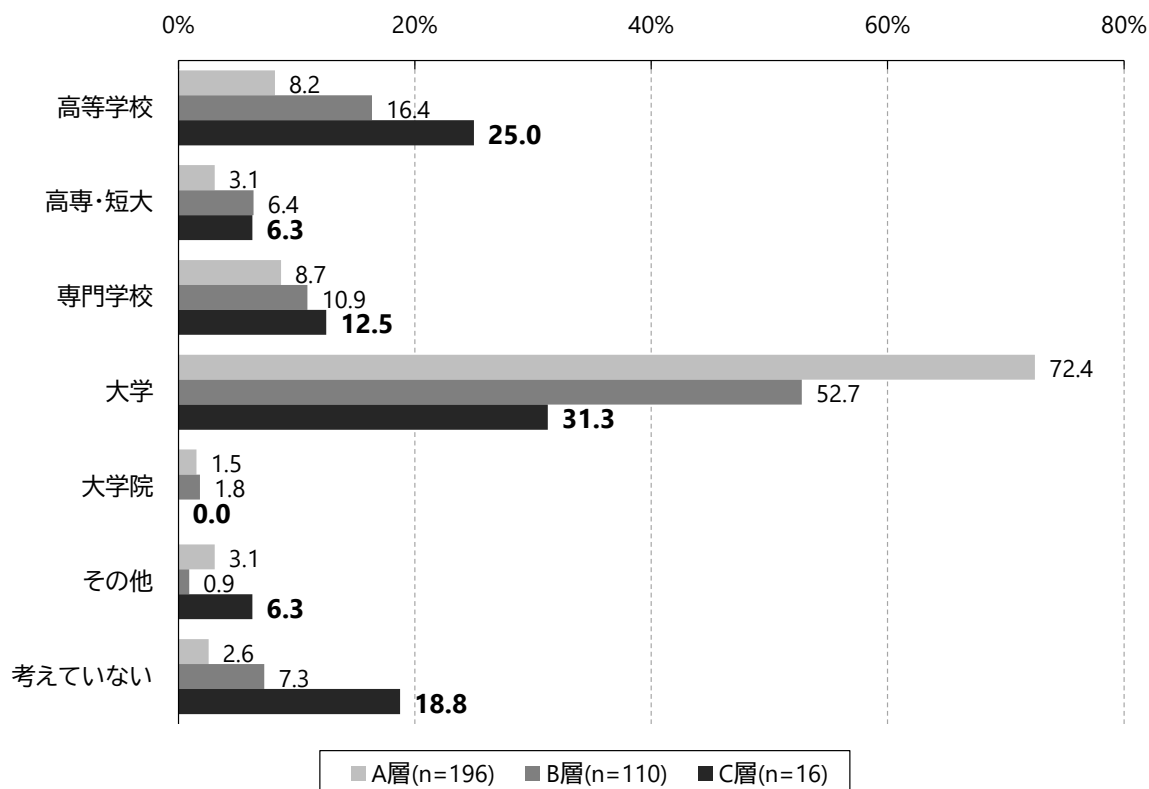
子どもの高等学校以上の進学希望について、「希望する」では、A層、B層、C層で経済的水準が低いほど少なくなっており、A層が93.3%、B層が84.6%、C層が72.7%となっています。



「希望する」を選んだ方が希望する子どもの進学先

▼問 子どもの進学についてどこまで希望されていますか。＜保護者＞

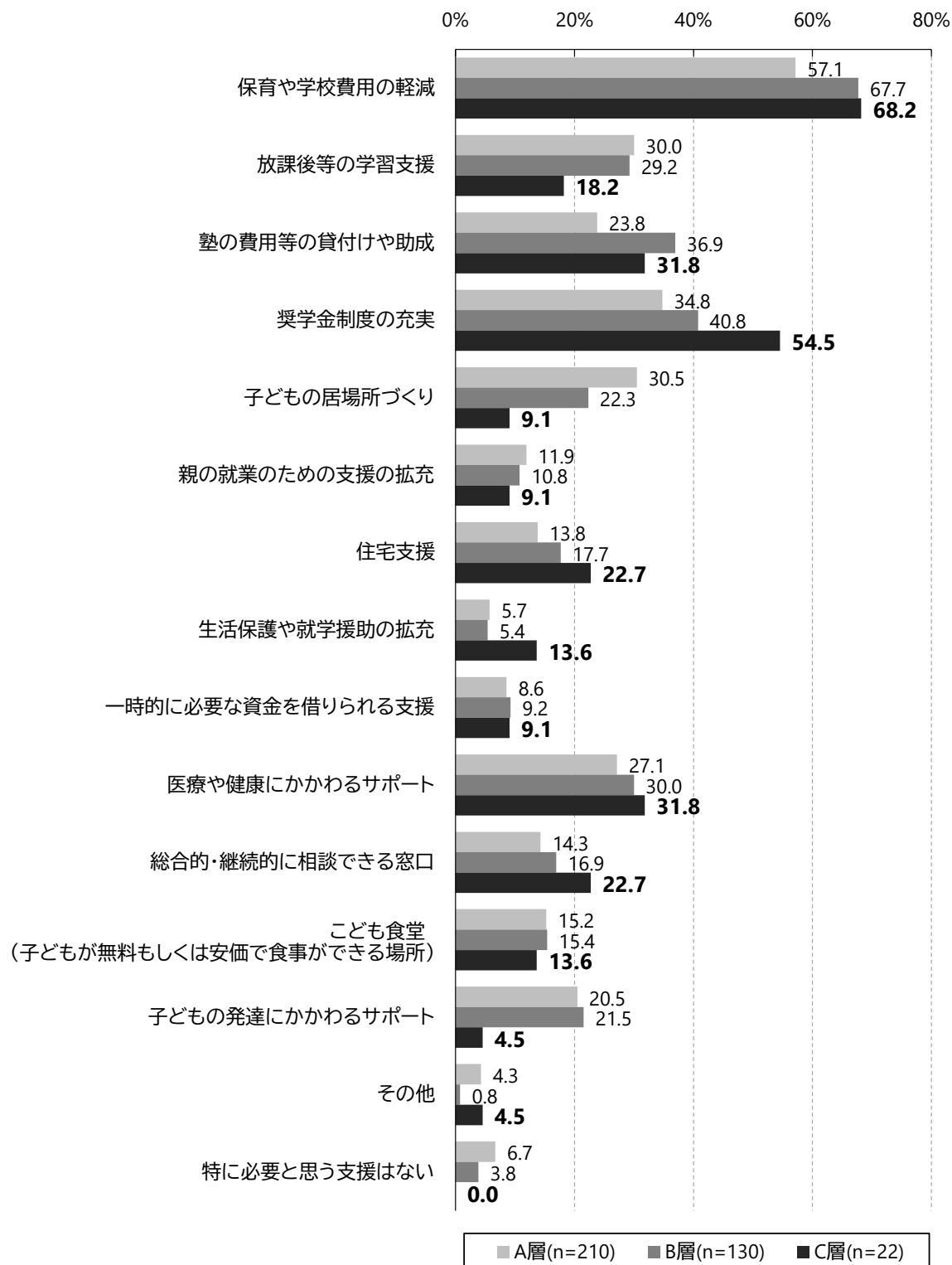
希望する子どもの進学先について、「高等学校」と「考えていない」では、C層がそれぞれ25.0%、18.8%でA層、B層より多くなっており、「大学」ではC層が31.3%でA層、B層と比べて少なくなっています。



▼問 あなたが必要だと思う支援は、どのようなことですか。(複数回答) <保護者>

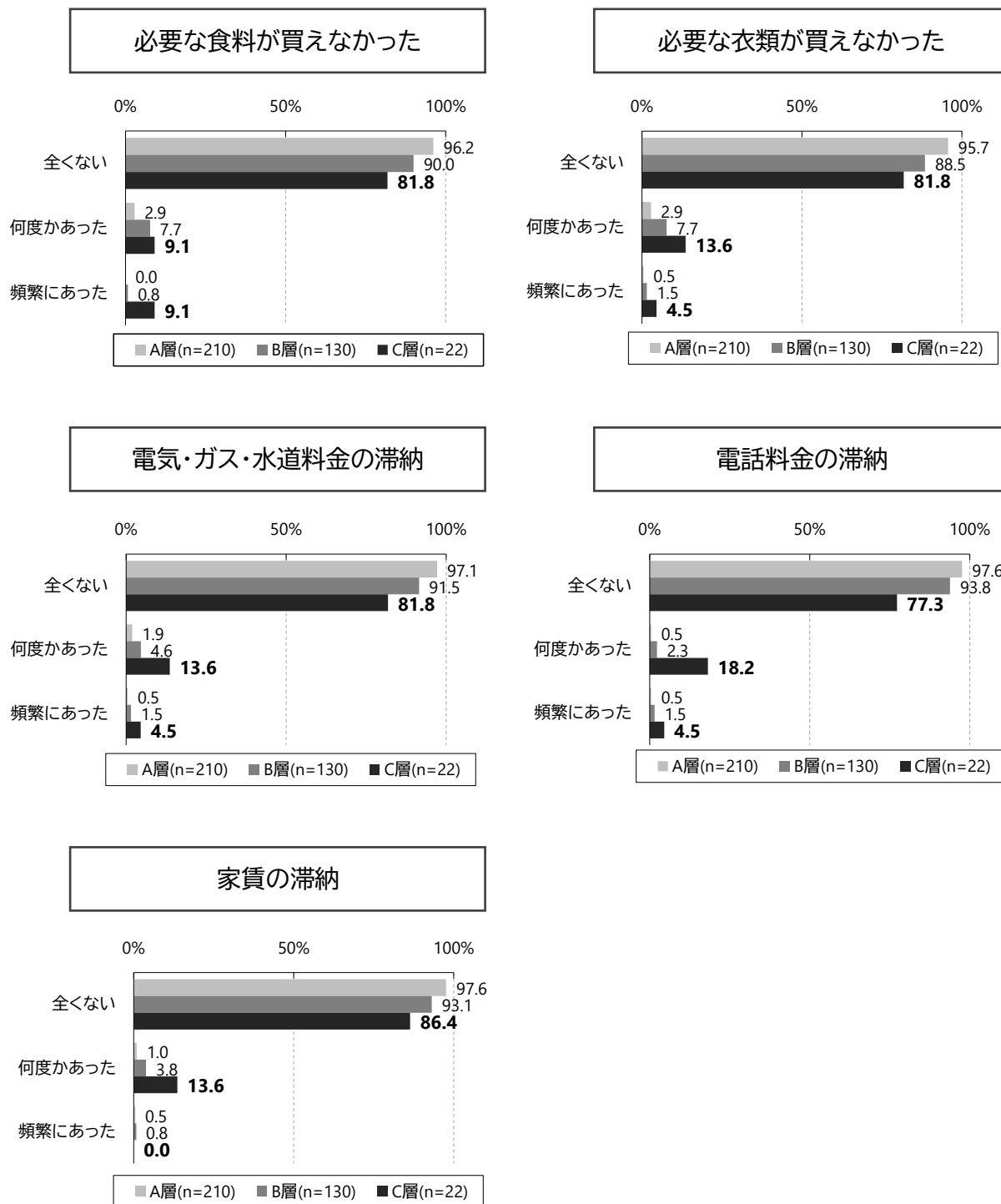
必要だと思う支援について、A層、B層、C層で経済的水準が低いほど多くなる傾向のものをみると、「保育や学校費用の軽減」、「奨学金制度の充実」、「住宅支援」、「医療や健康にかかわるサポート」、「総合的・継続的に相談できる窓口」が該当します。

特に、「奨学金制度の充実」はC層が54.5%で、A層の34.8%、B層の40.8%と比べて多くなっています。



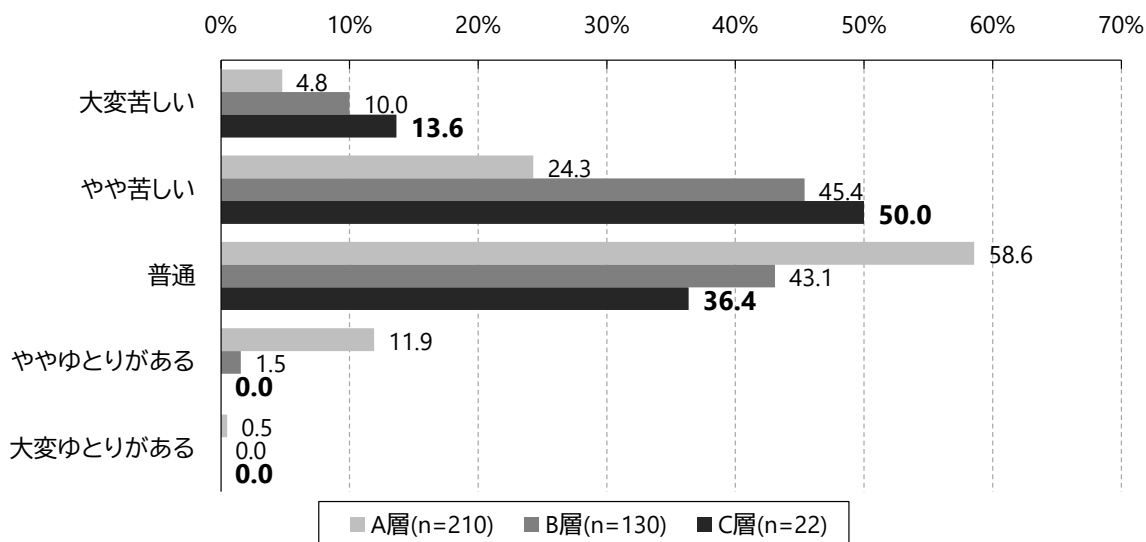
▼問 あなたの世帯(家庭)では、過去1年間に、経済的な理由による次のような経験がありましたか。<保護者>

経済的な理由による経験のうち、いずれの項目でも「何度かあった」、「頻繁にあった」がA層と比べてB層、C層が多くなっています。しかし、A層でも「必要な衣類が買えなかった」などにもみられるように、各項目の回答がゼロというわけではありません。



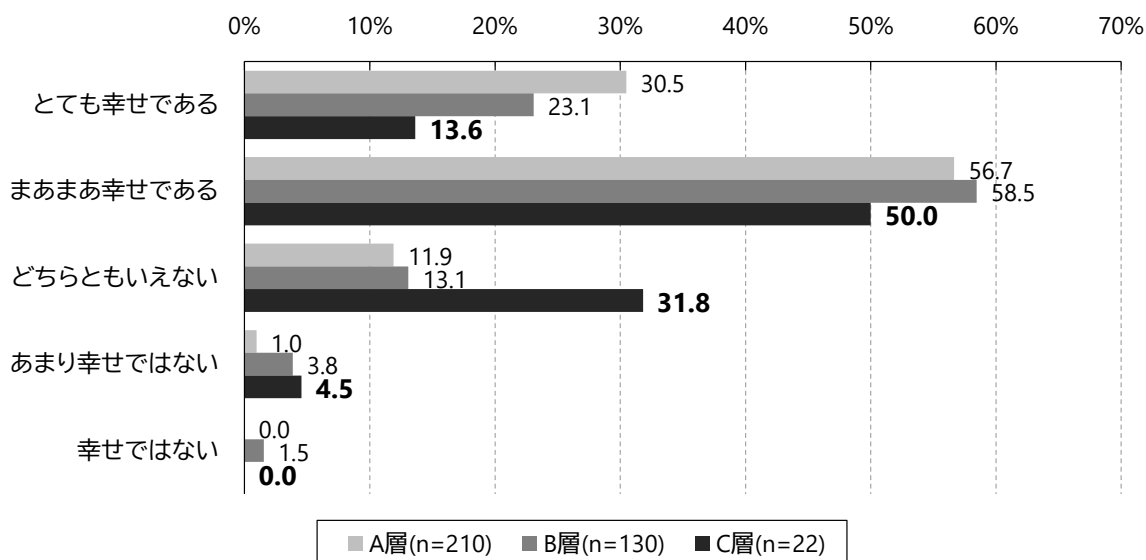
▼問 現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じますか。＜保護者＞

現在の暮らしの状況を総合的にみて感じたことについて、「大変苦しい」、「やや苦しい」では、A層、B層、C層で経済的水準が低いほど多くなっており、C層の「やや苦しい」は50.0%で最も多くなっています。



▼問 あなたは現在、幸せだと思いますか。＜保護者＞

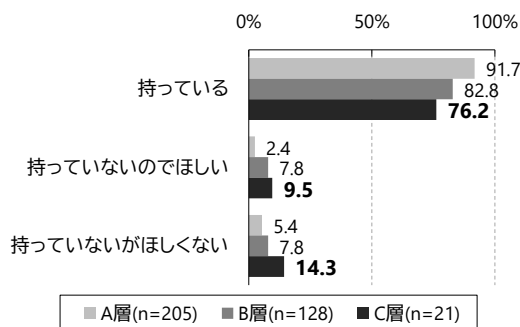
現在、幸せだと思うかについて、「とても幸せである」では、A層、B層、C層で経済的水準が低いほど少なくなっています。また、C層はA層、B層と同様に「まあまあ幸せ」が最も多く50.0%となっていますが、次いで「どちらともいえない」が31.8%となっています。



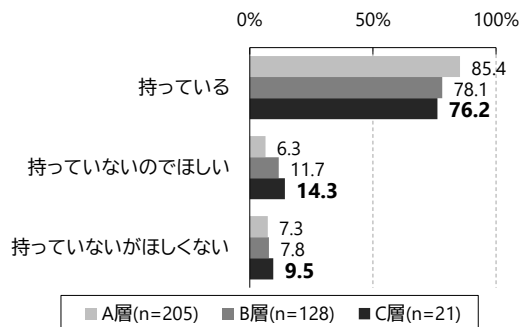
▼問 次の中に、あなたが持っているものがありますか。<子ども>

持っているものについて、いずれの項目でも「持っていないのでほしい」は、A層、B層、C層で経済的水準が低いほど多くなる傾向がみられます。

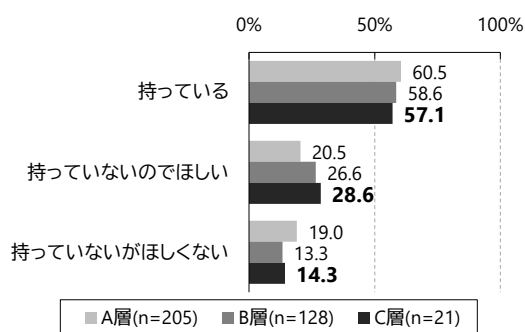
自分だけの本・まんが(教科書はのぞく)



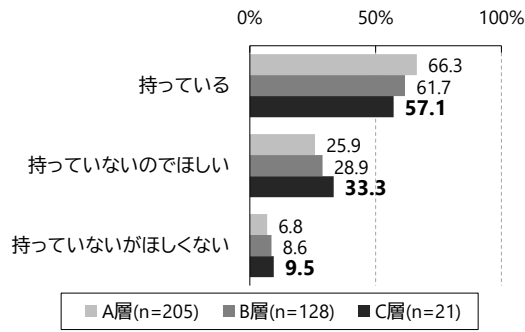
新しい文房具



インターネットにつながるパソコン、タブレット (学校配布のタブレットはのぞく)



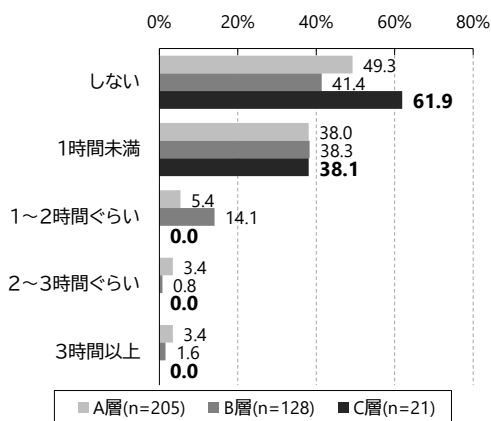
携帯電話、スマートフォン



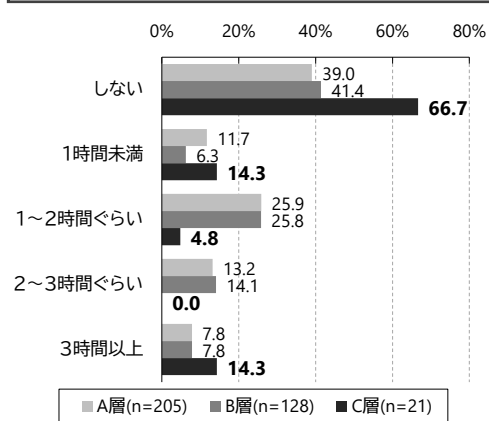
▼問 あなたは、学校のある日(月～金曜日)の放課後の時間について、次のことをどれくらいしていますか。それぞれの時間について教えてください。<子ども>

放課後にすることの時間について、『読書をする』と『習い事(学習じゅく以外)をする』の「しない」の回答をみると、C層ではそれぞれ61.9%、66.7%で、A層、B層と比べて多くなっています。

読書をする

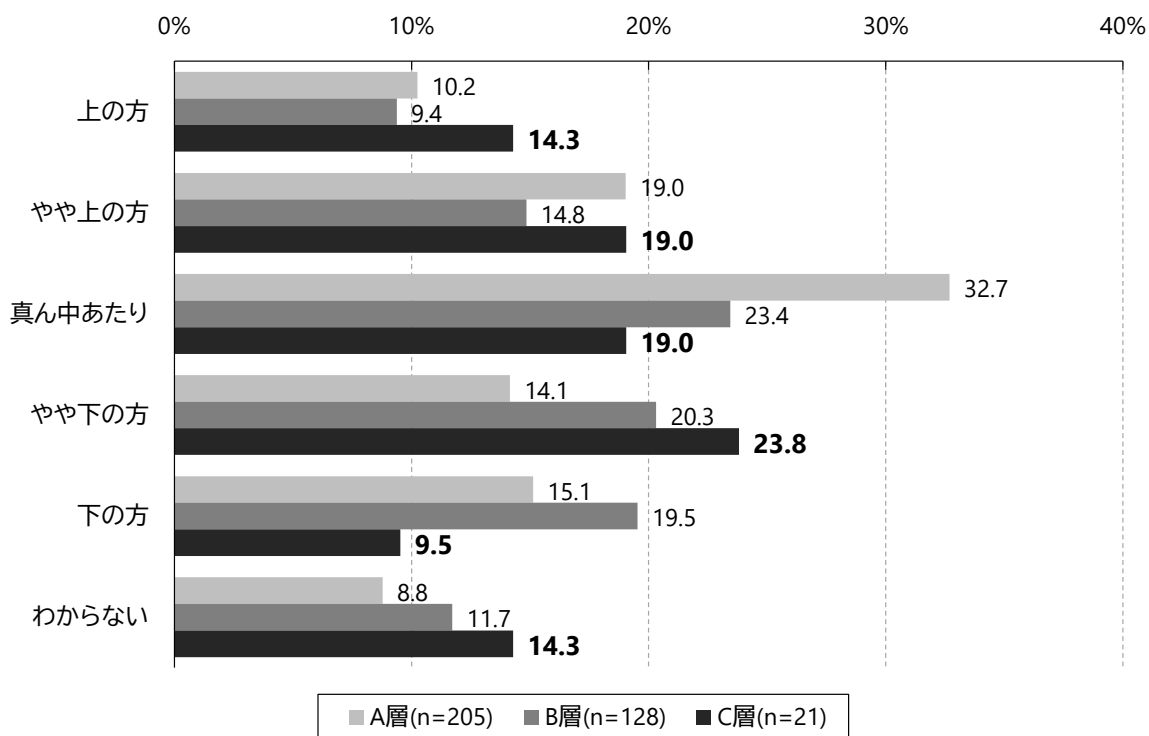


習い事(学習じゅく以外)をする



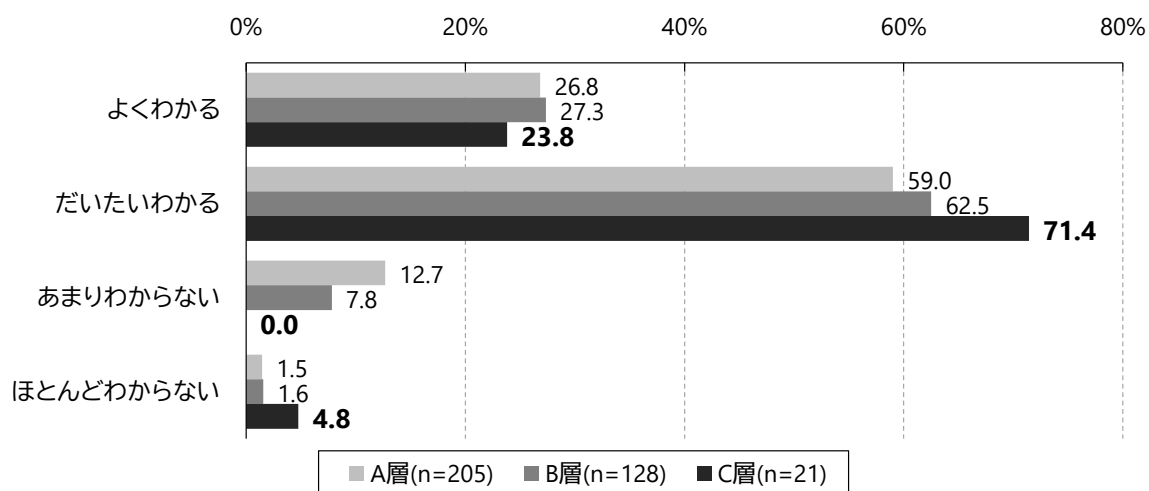
▼問 あなたの成績は、クラスの中でどのくらいだと思いますか。<子ども>

自分が思う成績の位置づけについて、A層、B層では「真ん中あたり」が最も多くなっていますが、C層は「やや下の方」が23.8%で最も多くなっています。また、B層は「やや下の方」が20.3%でC層に次いで多く、「下の方」は19.5%でA層、C層と比べて多くなっています。



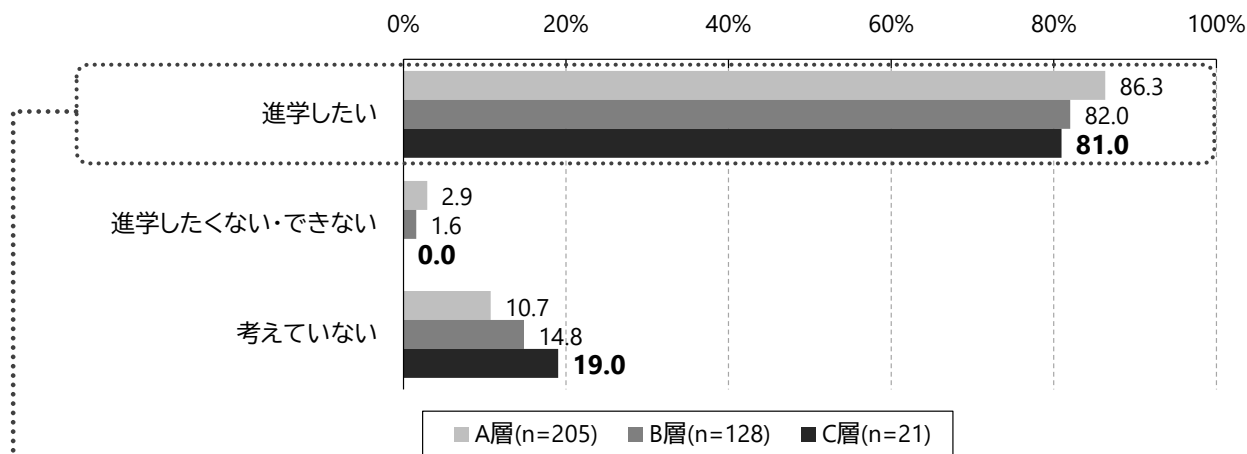
▼問 あなたは、学校の授業の内容はどれくらいわかりますか。<子ども>

学校の授業内容の理解について、「よくわかる」はC層が23.8%でA層、B層と比べてわずかに少なくなっていますが、「だいたいわかる」ではC層が71.4%でA層、B層と比べて多くなっています。



▼問 あなたは、将来、高校(高等学校)に進学したいと思いますか。<子ども>

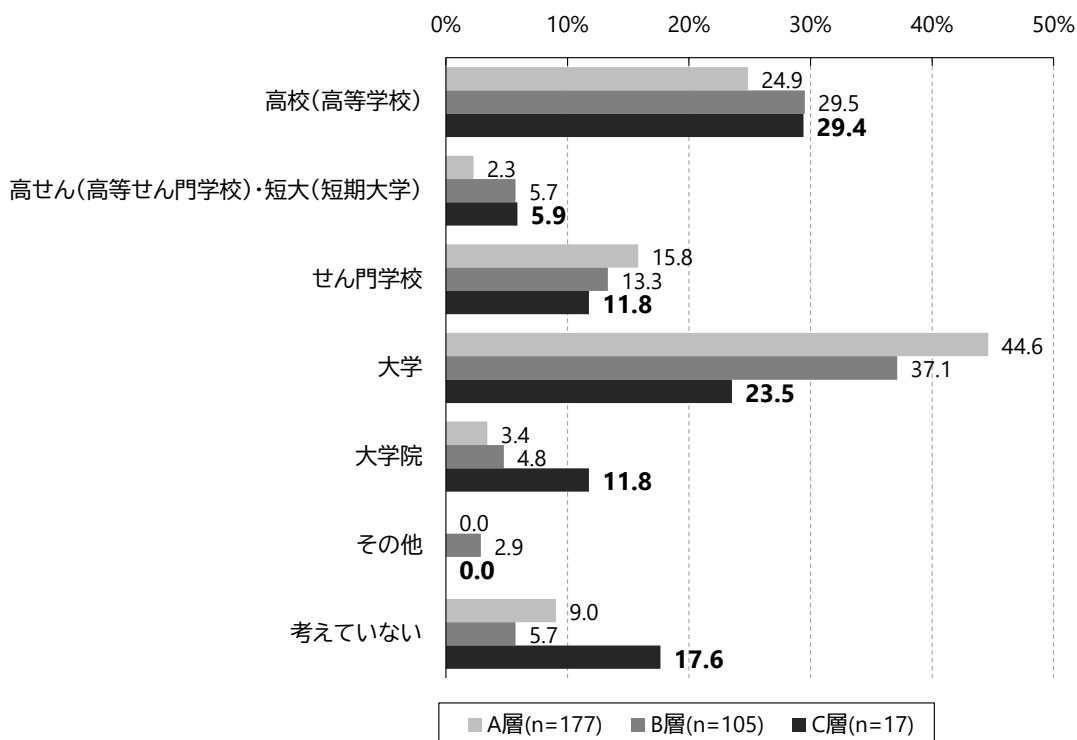
将来、高校（高等学校）に進学したいかについて、A層、B層、C層のいずれも「進学したい」が最も多く8割以上となっています。一方で、「考えていない」の回答では、経済的水準が低いほど多くなっています。



「進学したい」を選んだ方が希望する進学先

▼問 あなたは、将来どの学校までできれば行きたいと思いますか。<子ども>

希望する進学先について、「大学」では、A層、B層、C層で経済的水準が低いほど少なくなっています。また、A層やB層は「大学」の回答が最も多いのに対して、C層は「高校（高等学校）」が29.4%で最も多くなっています。

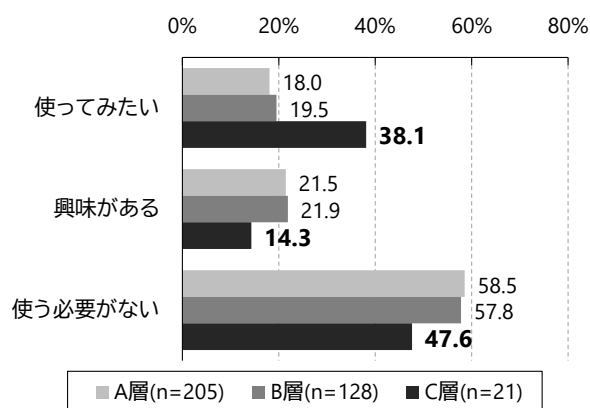


▼問 あなたは、以下のような場所があれば使ってみたいと思いますか。<子ども>

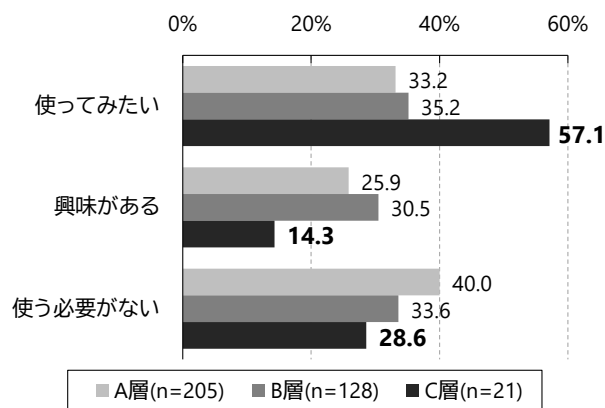
「使ってみたい」場所の『家の人がないとき、夕ご飯を食べることができる場所』、『家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所』は、C層がそれぞれ38.1%、57.1%でA層、B層と比べて多くなっています。

また、「興味がある」場所の『(学校以外で)何でも相談できる場所』は、C層が38.1%でA層、B層と比べて多くなっています。

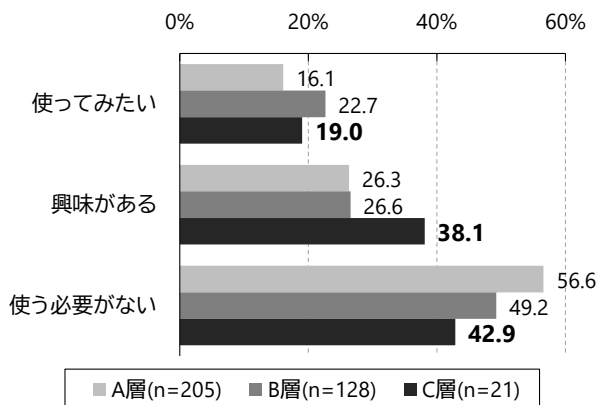
家の人がないとき、夕ご飯を食べることができる場所



家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所



(学校以外で)何でも相談できる場所

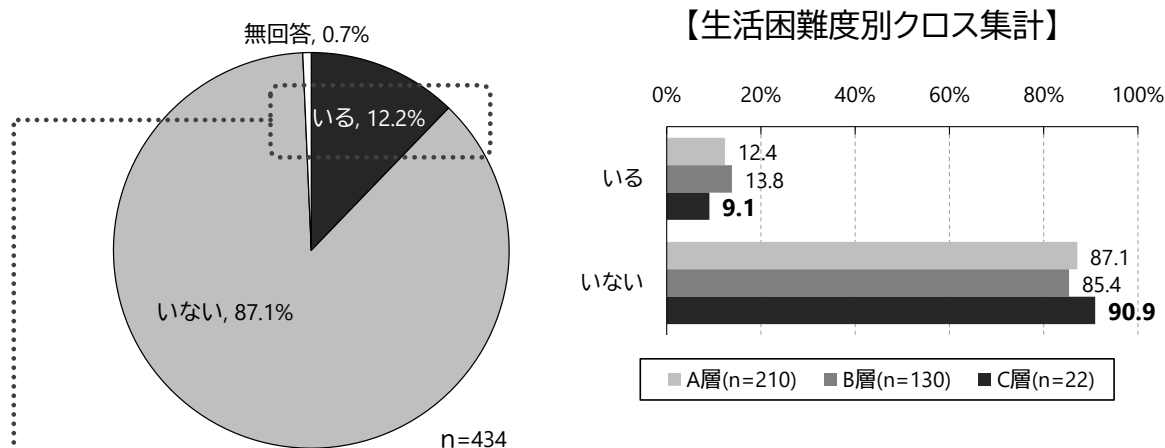


(4) ヤングケアラーの状況について<子どもの生活実態調査>

▼問 あなたのご家族の中に、日ごろから身の回りのお世話を必要とする人はいますか。
<保護者>

日ごろから身の回りのお世話をする人の有無について、「いる」が 12.2%、「いない」が 87.1%となっています。

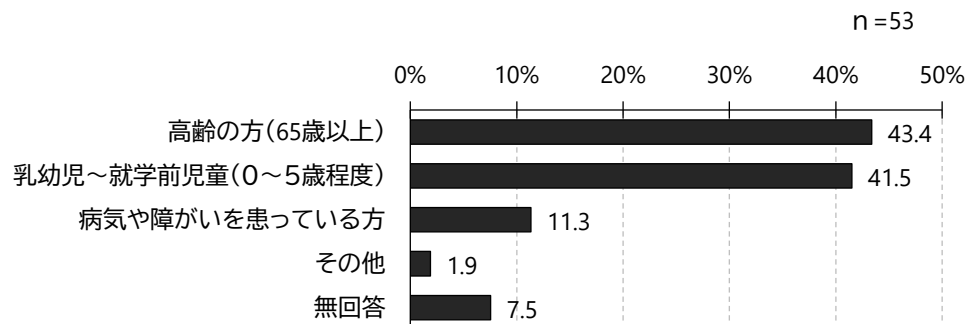
生活困難度別にみても、大きな差はみられません。



「いる」を選んだ方の日ごろから身の回りのお世話を必要とする人

▼問 日ごろから身の回りのお世話を必要とする人はどのような方ですか。
(複数回答)<保護者>

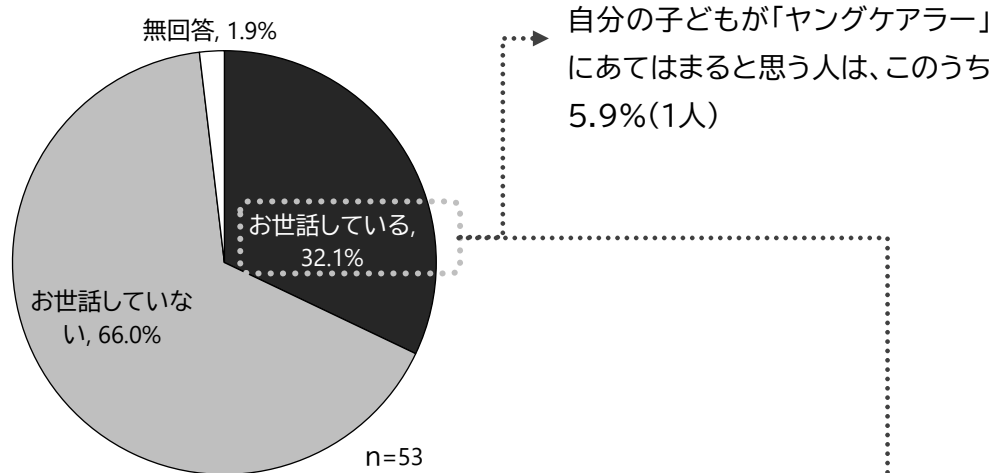
日ごろから身の回りのお世話を必要とする人について、「高齢の方 (65 歳以上)」が 43.4%と最も多く、次いで「乳幼児～就学前児童 (0～5 歳程度)」が 41.5%、「病気や障がいを持っている方」が 11.3%となっています。



「いる」を選んだ方で子どもがお世話をしている

▼問 日ごろから身の回りのお世話を必要とする人のお世話を、お子さまもしていますか。＜保護者＞

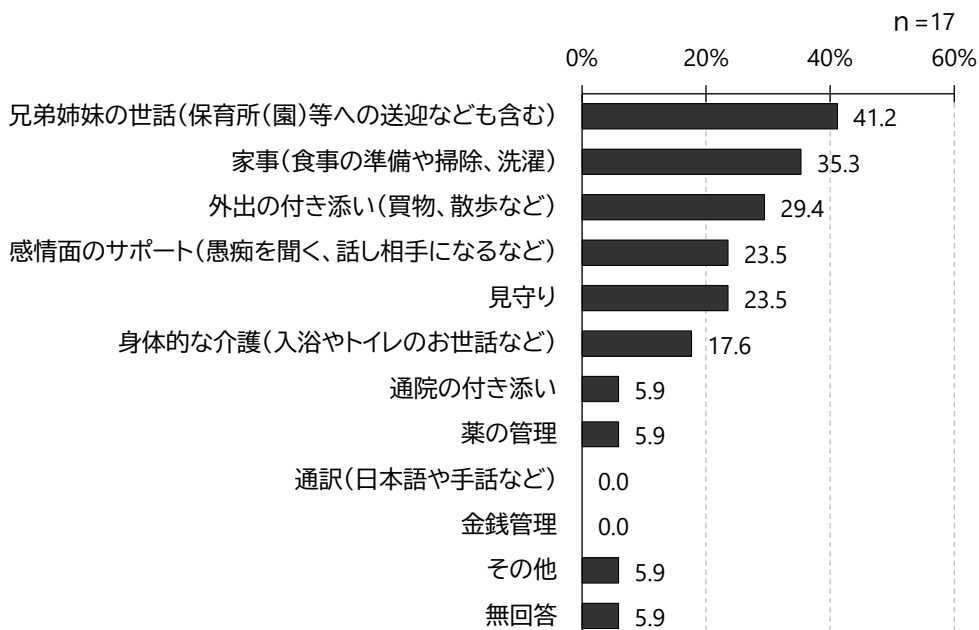
日ごろから身の回りのお世話を必要とする人のお世話を子どももしているかについて、「お世話している」が32.1%、「お世話していない」が66.0%となっています。



子ども「お世話をしている」を選んだ方でその内容について

▼問 お子さまが行っているお世話の内容をお答えください。＜保護者＞

子どもが行っているお世話の内容について、「兄弟姉妹の世話(保育所(園)等への送迎なども含む)」が41.2%と最も多く、次いで「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」が35.3%、「外出の付き添い(買物、散歩など)」が29.4%となっています。



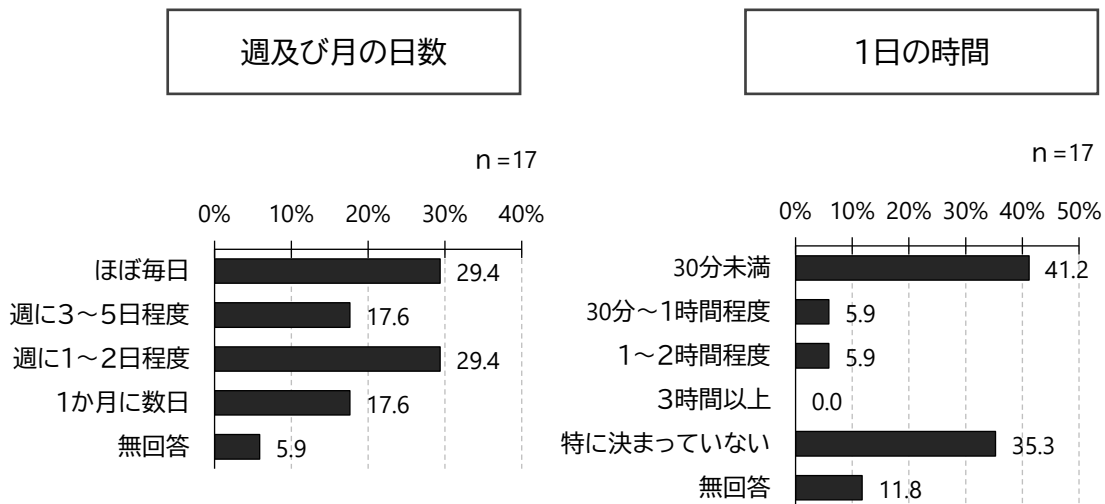
子どもも「お世話をしている」を選んだ方でその頻度(週及び月の日数、1日の時間) ←

▼問 お子さまは、家のことや家族のお世話はどれくらいしていますか。

<保護者>

週及び月の日数について、「ほぼ毎日」及び「週に1～2日程度」が29.4%、「週に3～5日程度」及び「1か月に数日」が17.6%となっています。

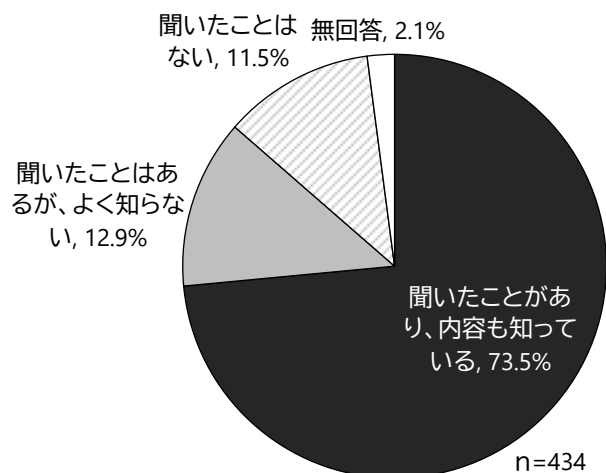
1日の時間について、「30分未満」が41.2%と最も多く、次いで「特に決まっていない」が35.3%、「30分～1時間程度」及び「1～2時間程度」が5.9%となっています。



▼問 あなたは、「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありましたか。

<保護者>

「ヤングケアラー」という言葉の認知状況について、「聞いたことがあり、内容も知っている」が73.5%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が12.9%、「聞いたことはない」が11.5%となっています。

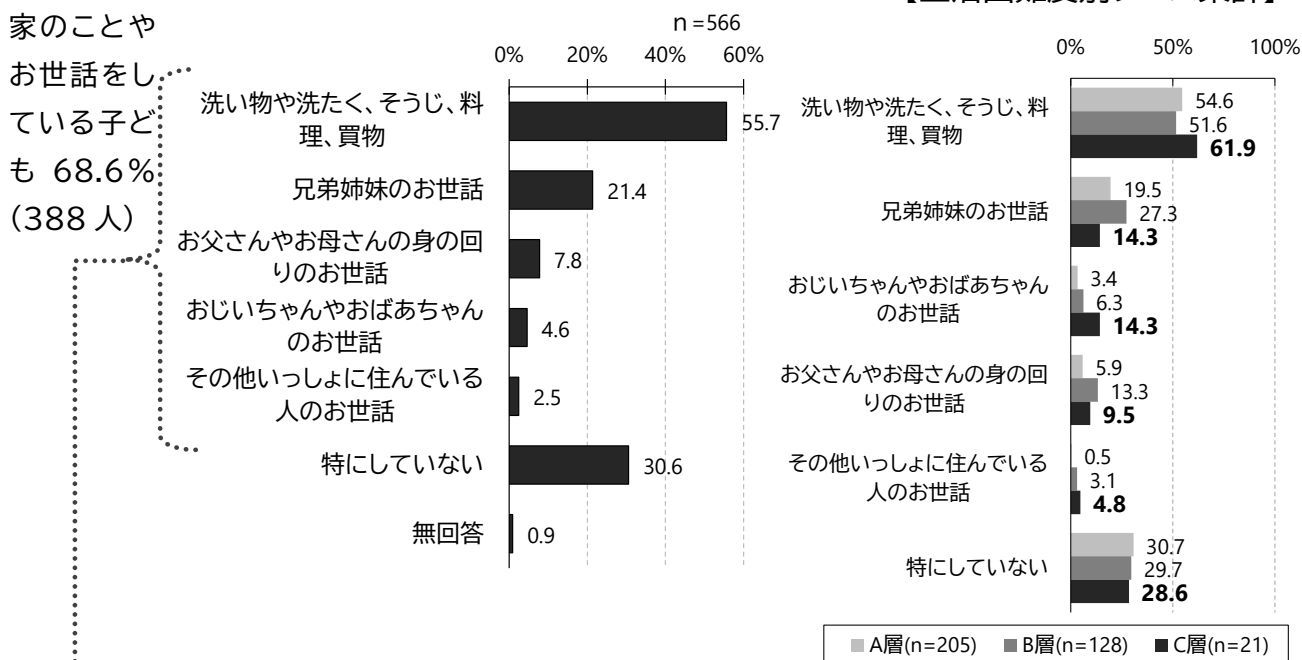


▼問 あなたは、ふだん、次のような家のことや家族のお世話をしていますか。(複数回答)
 <子ども>

「洗い物や洗たく、そうじ、料理、買物」が55.7%と最も多く、次いで「特にしていない」が30.6%、「兄弟姉妹のお世話」が21.4%、「お父さんやお母さんの身の回りのお世話」が7.8%、「おじいちゃんやおばあちゃんのお世話」が4.6%となっています。

生活困難度別にみても、大きな差はみられません。

【生活困難度別クロス集計】

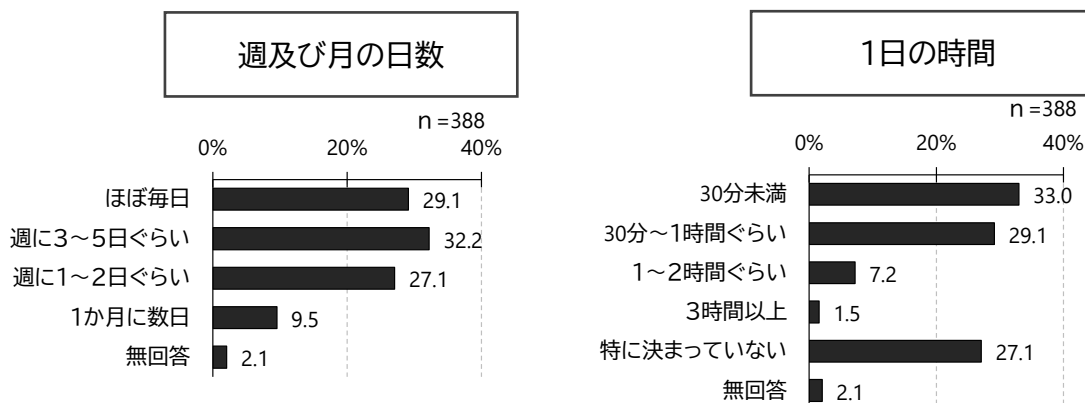


「特にしていない」以外を選択した方の頻度(週及び月日数、1日の時間)について

▼問 家のことや家族のお世話はどれくらいしていますか。<子ども>

週及び月の日数について、「週に3~5日ぐらい」が32.2%と最も多く、次いで「ほぼ毎日」が29.1%となっています。

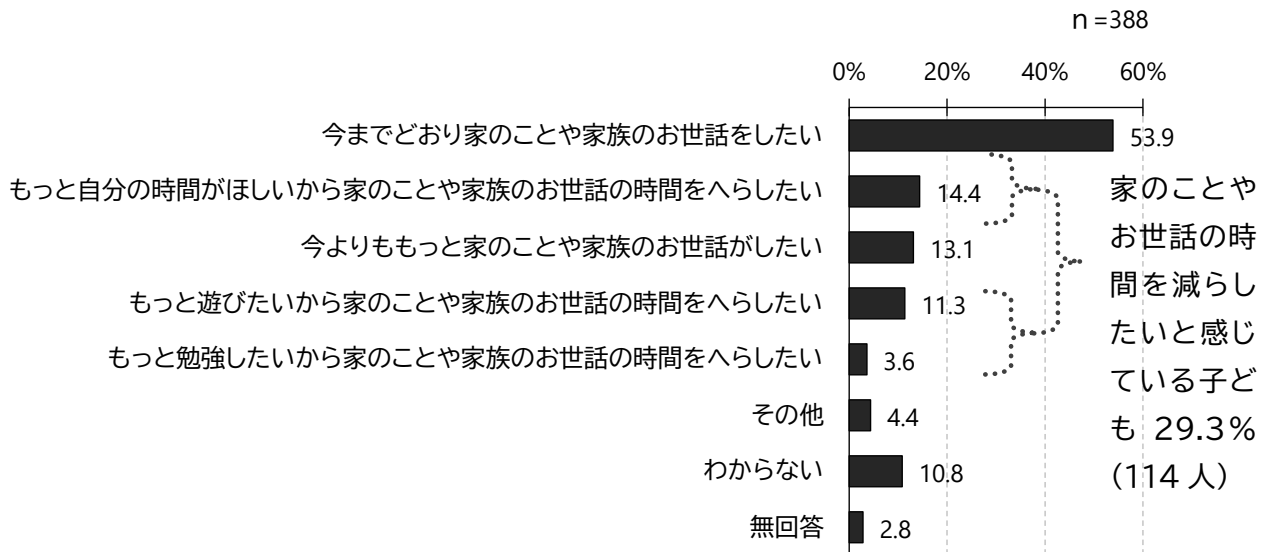
1日の時間について、「30分未満」が33.0%と最も多く、次いで「30分~1時間ぐらい」が29.1%となっています。



「特にしていない」以外を選択した方がお世話について感じていること

▼問 家のことや家族のお世話についてどう感じていますか。(複数回答)
<子ども>

家のことや家族のお世話について感じていることについて、「今までどおり家のことや家族のお世話をしたい」が53.9%と最も多く、次いで「もっと自分の時間がほしいから家のことや家族のお世話の時間をへらしたい」が14.4%、「今よりもっと家のことや家族のお世話がしたい」が13.1%となっています。



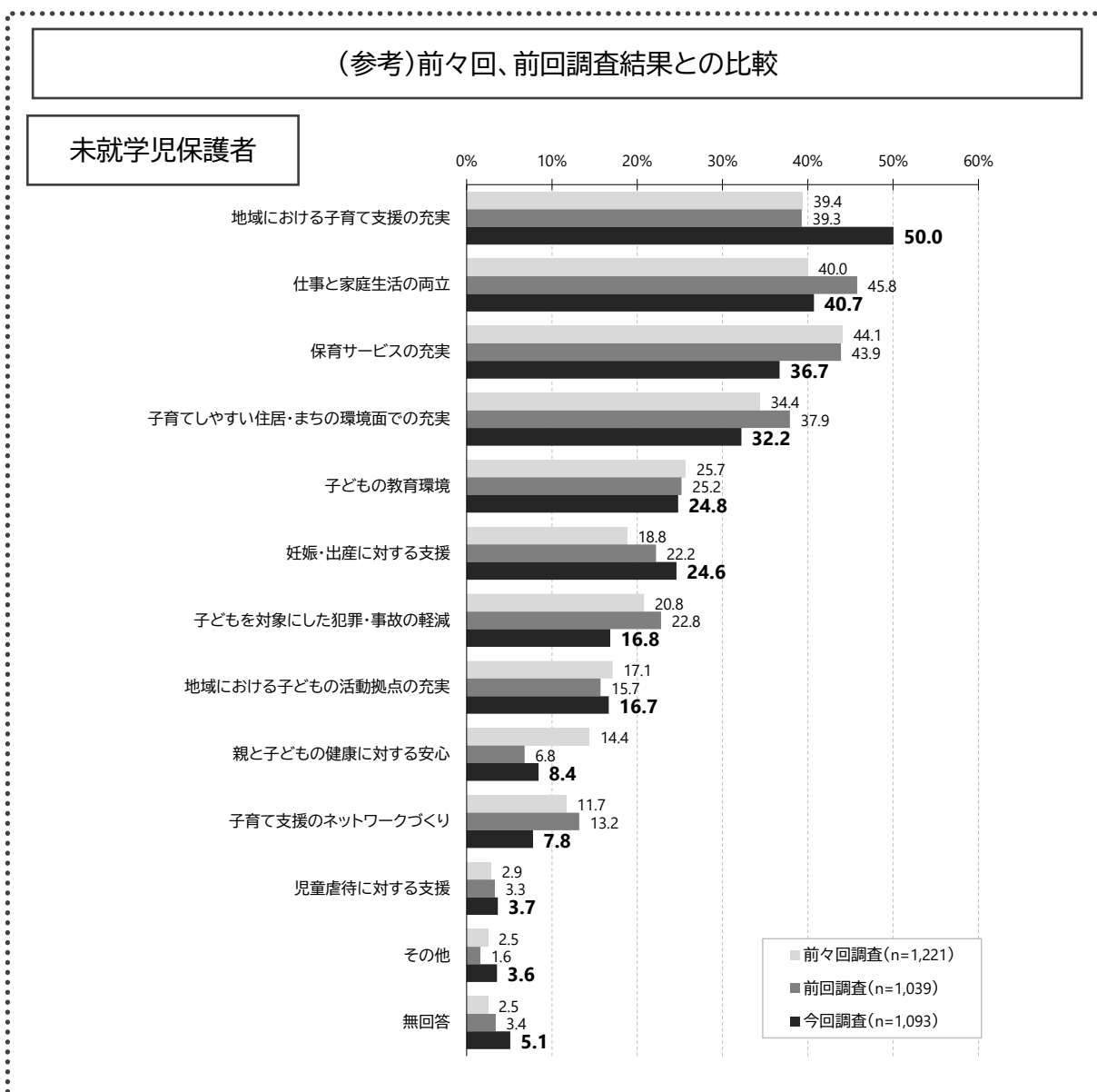
(5) まちの子育て環境の状況について<子ども・子育て調査結果>

▼問 子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じますか。(複数回答)

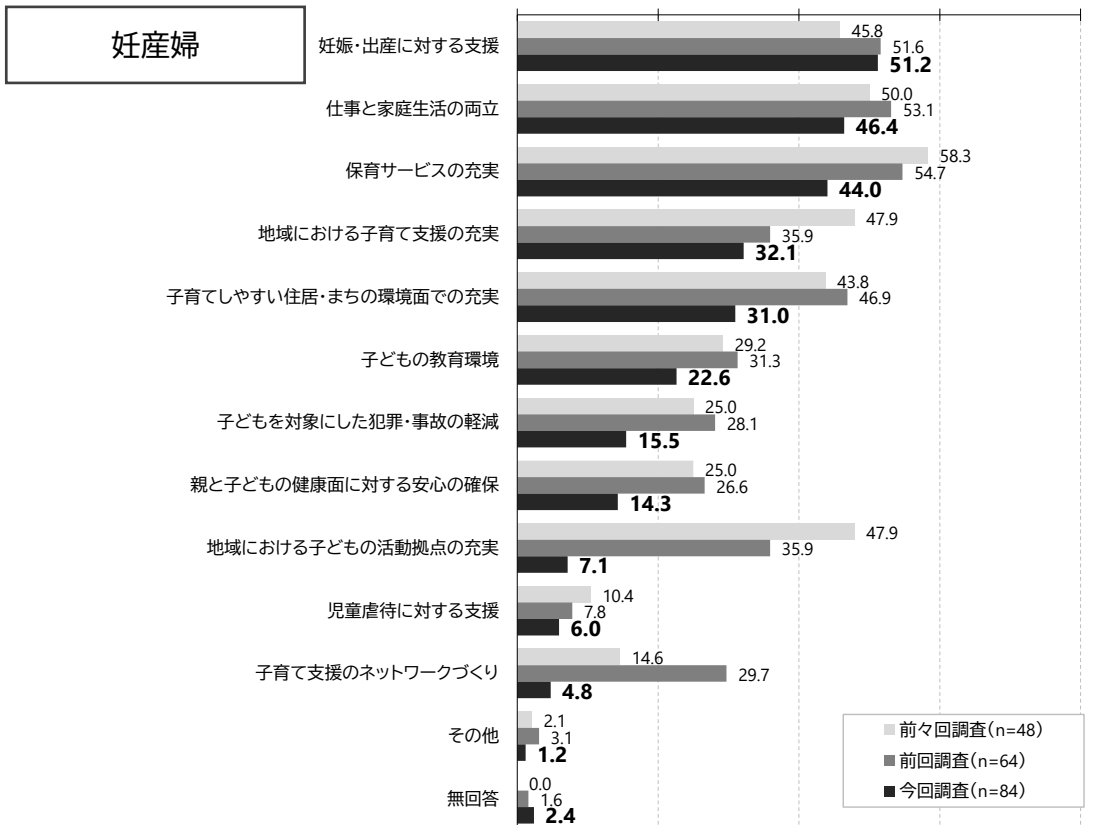
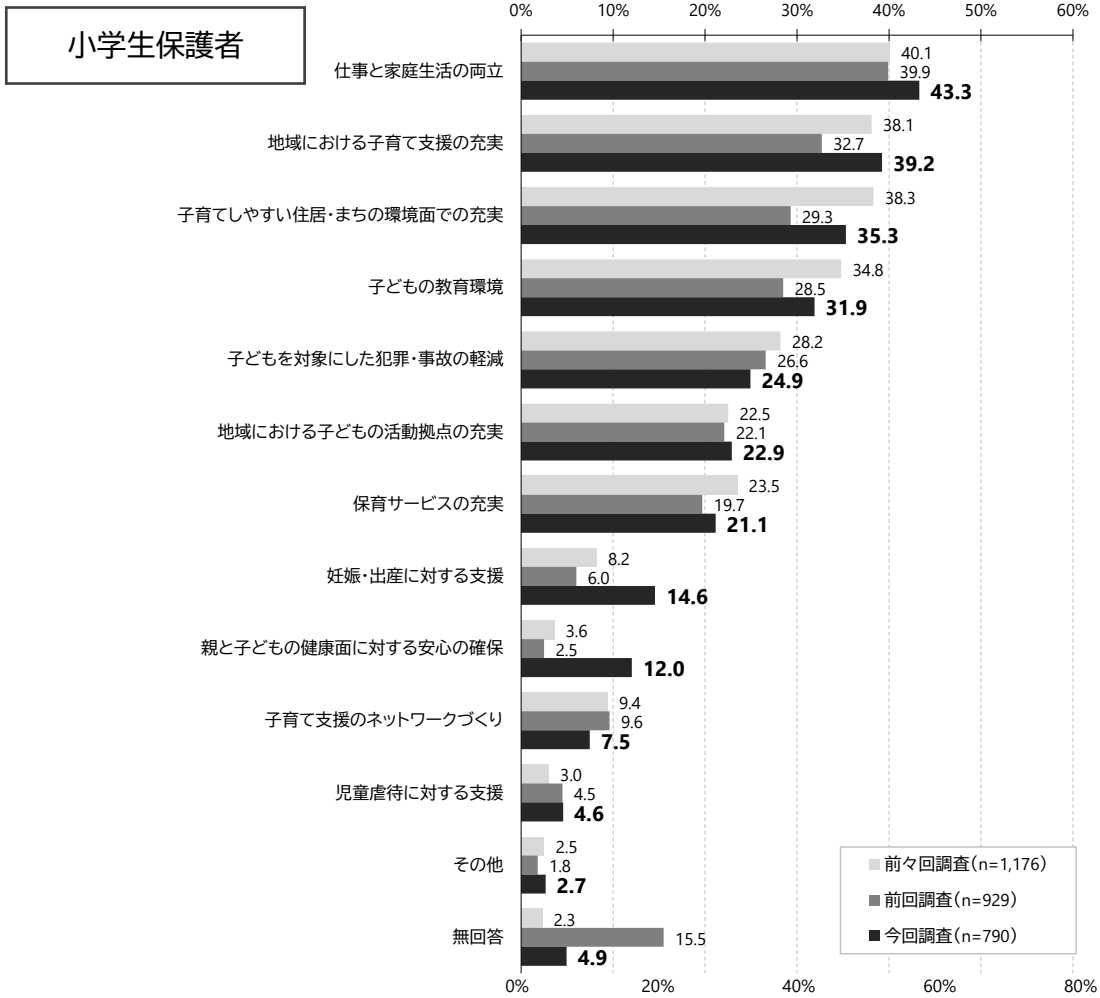
有効だと感じる支援・対策について、未就学児保護者は「地域における子育て支援の充実」が50.0%と最も多く、前々回、前回調査から大きく増加しています。

小学生保護者は全項目で、前々回や前回調査からの傾向に大きな変化はみられませんが、最も多い「仕事と家庭生活の両立」はわずかに増加しています。

妊産婦は「妊娠・出産に対する支援」が前回調査と同程度で最も多くなっており、前回調査で最も多かった「保育サービスの充実」と入れ替わっています。



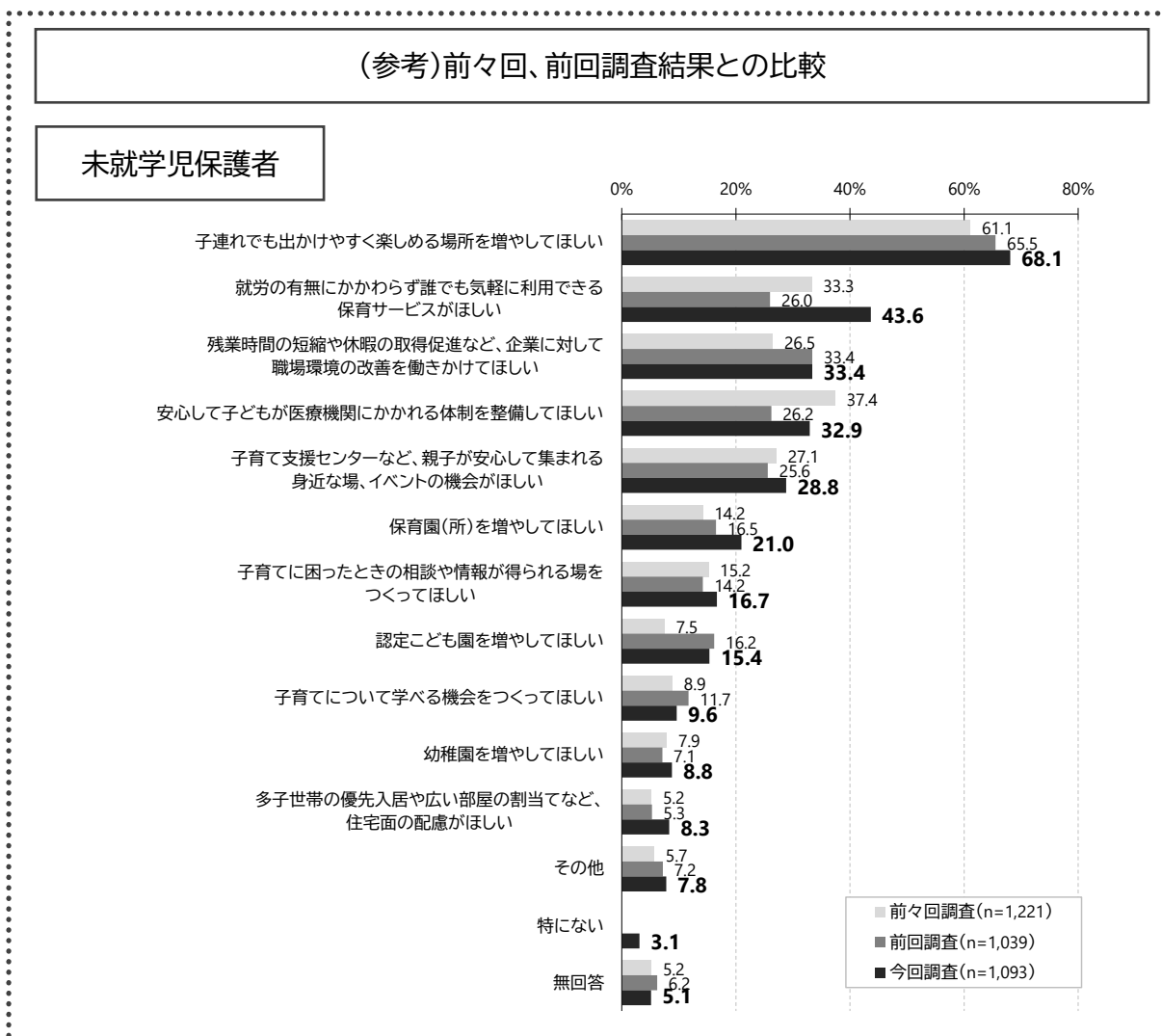
(参考)前々回、前回調査結果との比較



▼問 行政に対して、今後どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。
(複数回答)

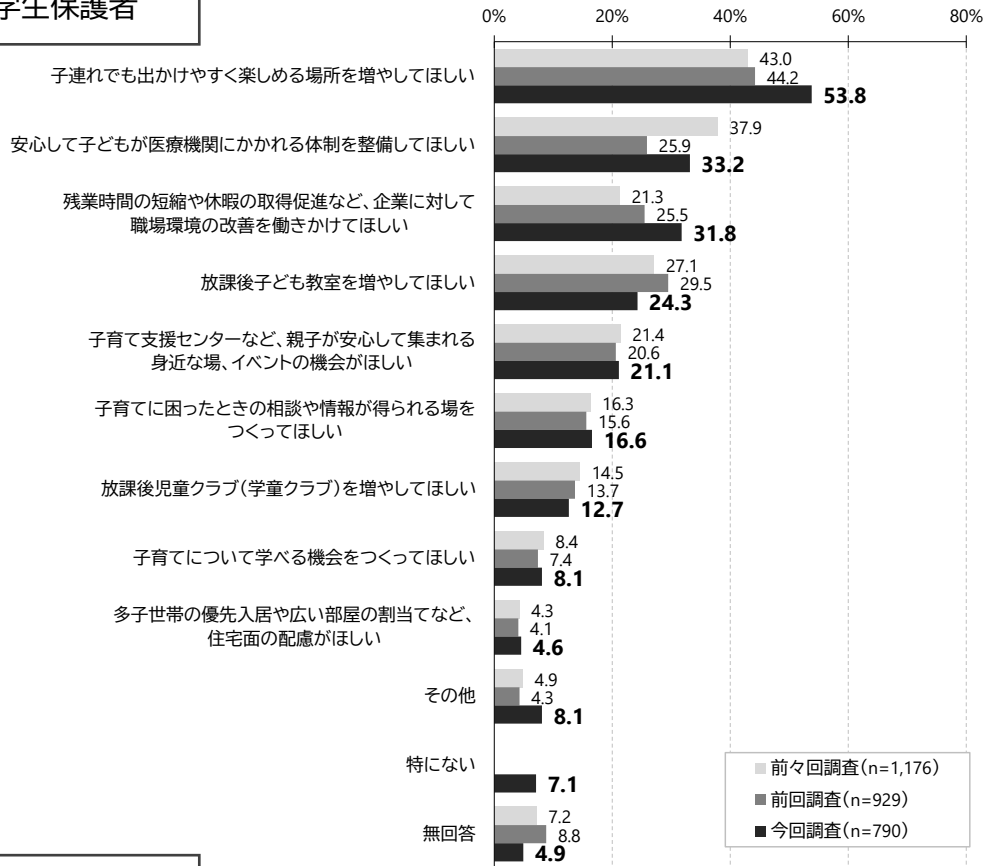
期待する子育て支援の充実について、未就学児保護者、小学生保護者、妊産婦ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く、前々回、前回調査結果との比較をみると、未就学児保護者と小学生保護者では増加傾向がみられます。

また「就労の有無にかかわらず誰でも気軽に利用できる保育サービスがほしい」も未就学児保護者と妊産婦で比較的大きく増加しています。

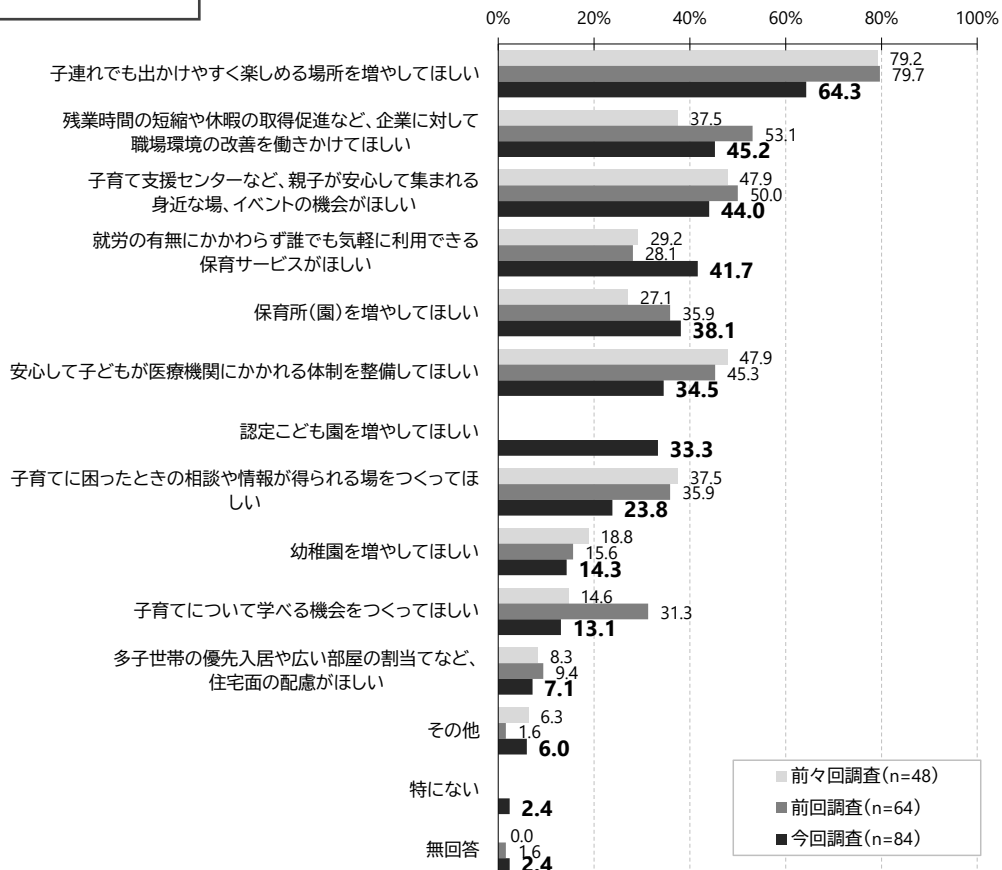


(参考)前々回、前回調査結果との比較

小学生保護者



妊産婦



第3節 施設等調査からみる町の状況

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、これからもより安心して子育てができるまちづくりの実現に必要な取組を検討するにあたり、保育量の確保に向けた町内の保育所（園）等への状況把握や、生活困窮など困りごとを抱えている家庭や若者の実態及び対応等を把握することを目的としています。

(2) 調査の対象及び方法・内容

■施設等アンケート調査

対象の概要	調査方法・内容
町内の保育所（園）、幼稚園、認定こども園	調査方法：アンケート調査 調査内容：今後の方針、運営上の課題、困りごとを抱えている子どもとその保護者（家庭）の状況

■施設等ヒアリング調査

対象の概要	調査方法・内容
社会福祉協議会、健康福祉課、教育総務課	調査方法：ヒアリング調査 調査内容：困りごとを抱えている子ども・若者とその保護者（家庭）の状況

(3) 調査の時期

施設等アンケート調査：令和6（2024）年7月11日（木）～7月19日（金）

施設等ヒアリング調査：令和6（2024）年7月12日（金）

(4) 調査の実施結果

■施設等アンケート調査

配付件数	有効回答件数	有効回収率
13件	9件	69.2%

■施設等ヒアリング調査

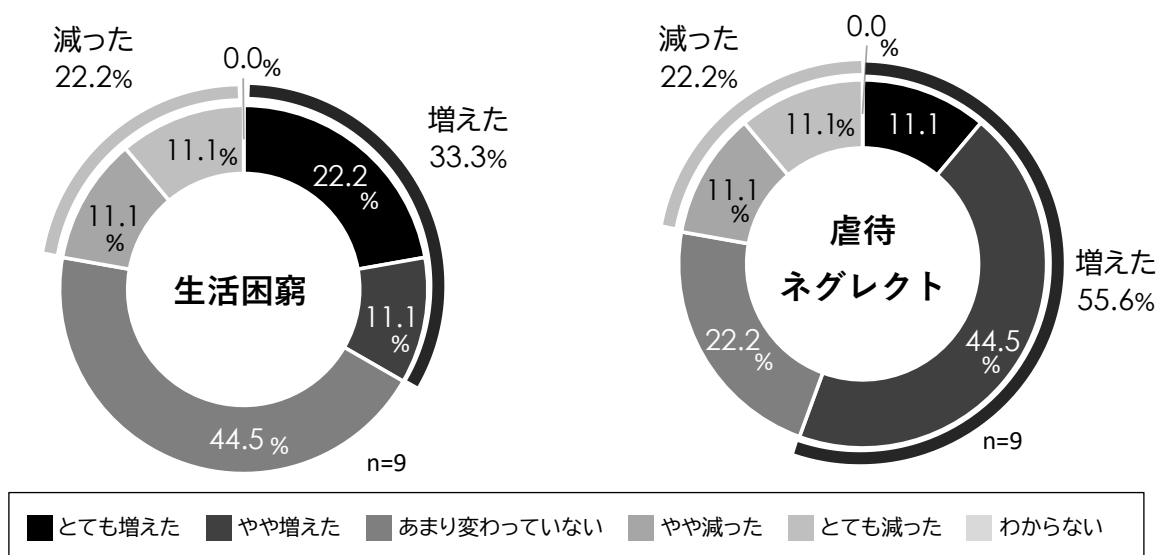
対象件数
3件

2 調査の結果

(1) 施設等アンケート調査(結果を一部抜粋して掲載)

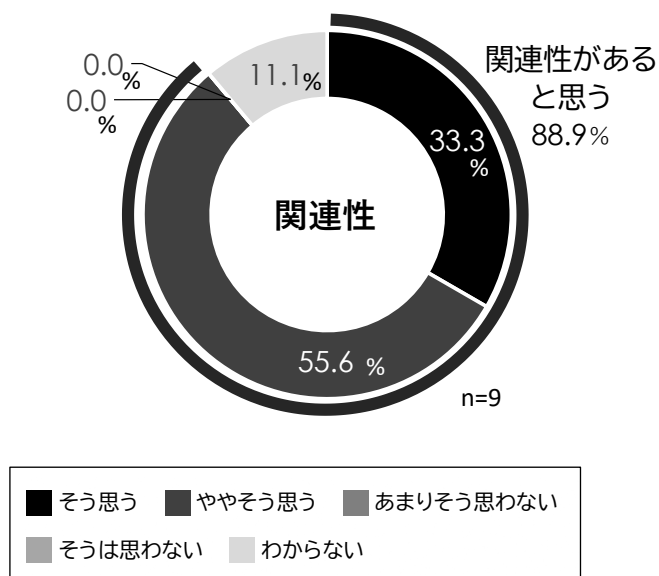
▼問 生活が経済的に困窮していると思われる保護者(家族)とその子ども、また、虐待やネグレクトを受けている子どもとその保護者(家族)への対応や相談の近年(過去5年間程度)の傾向について教えてください。

生活が経済的に困窮していると思われる保護者(家族)とその子どもへの対応や相談の近年(過去5年間程度)の傾向について、「とても増えた」と「やや増えた」を合わせた『増えた』でみると33.3%、「やや減った」と「とても減った」を合わせた『減った』でみると22.2%となっています。また、虐待やネグレクトを受けている子どもとその保護者(家族)への対応や相談の近年(過去5年間程度)の傾向では、『増えた』は55.6%、『減った』は22.2%となっています。



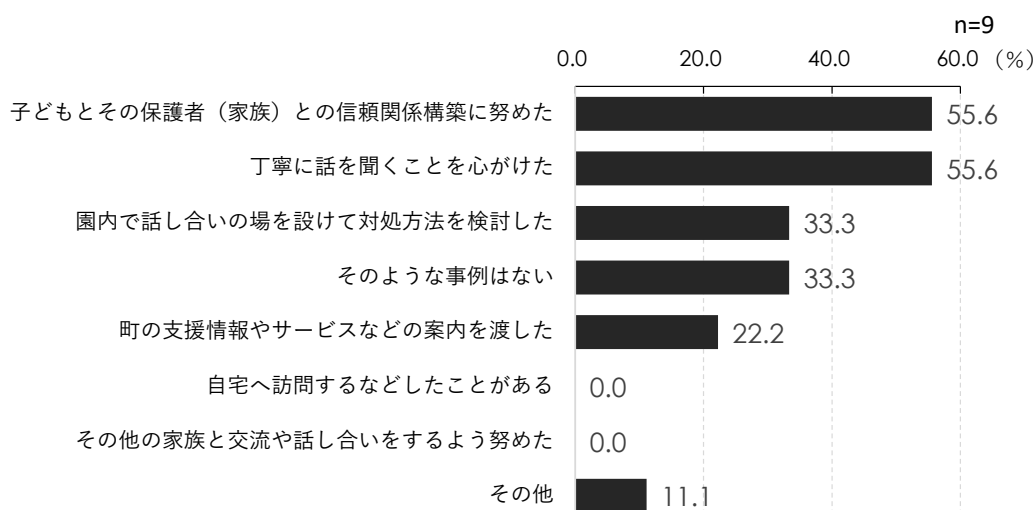
▼問 経済的な生活困窮と虐待やネグレクトのある家庭の状況には関連性があると感じますか。

経済的な生活困窮と虐待やネグレクトのある家庭の状況との関連性について、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせた『関連性があると思う』でみると88.9%となっており、「あまりそう思わない」と「そう思わない」は0.0%となっています。



▼問 生活困窮や虐待などのような困りごとを抱えている子どもとその保護者(家族)への対応として、どのような支援を心がけましたか。(複数回答)

生活困窮や虐待などのような困りごとを抱えている子どもとその保護者(家族)への対応、支援について、「子どもとその保護者(家族)との信頼関係構築に努めた」と「丁寧に話を聞くことを心がけた」がそれぞれ55.6%(5件)と多く、次いで「園内で話し合いの場を設けて対処方法を検討した」と「そのような事例はない」がそれぞれ33.3%(3件)、「町の支援情報やサービスなどの案内を渡した」が22.2%(2件)となっています。



▼問 生活困窮や虐待などのような困りごとを抱えている子どもとその保護者(家族)への対応として、どのような支援が必要と考えますか。(自由記述)

事例等
・子どもや保護者の見守りは保育所(園)で行っているが、公的機関で踏み込んだ指導や支援が必要だと思われる。
・町と関係機関との連携や、行政からの指導が必要だと思われる。
・困りごとを抱えている方の理由も様々な中、まずは原因を探るためにも寄り添うことが大切だと思われる。
・保護者の話を傾聴するようにしている。児童相談所につながれば、任せるようにしている。
・保護者の子育ての不安や苦悩が多い場合もあるので、保護者とは常に会話を心がけ信頼関係を築きながら子育ての辛さや頑張りを認めて、共感的態度で接する。 また、誰にも相談できずに孤立していることもあるので、何でも相談に乗るという姿勢をみせることが大切だと思われる。
・児童虐待防止対策の充実や、仕事と子育ての両立のための支援の拡充だと思われる。
・保育事業所から早期に行政機関へ報告すること。そこから保護者等への介入や必要機関への共有が大切だと思われる。

(2)施設等ヒアリング調査(結果を一部抜粋・編集して掲載)

生活困窮家庭とその子どもについて
<p><18歳未満の子どもがいる世帯の近年の傾向></p> <ul style="list-style-type: none">・18歳未満の子どもがいる世帯からの生活困窮や生活保護に関する相談件数は、その他の相談件数と比べると多くはない・しかし、コロナ禍以降、18歳未満の子どもがいる世帯からの相談件数は増加した・背景には、コロナ禍による減収、失業がある・ひとり親世帯からの資金貸付や生活保護の相談は一定数ある
<p><支援対応と多機関連携></p> <ul style="list-style-type: none">・学校給食や修学旅行費の未払い、税金の滞納などから、就学援助や生活保護へつながるケースがある・以前はまず役場の窓口で相談するケースがほとんどだったが、近年ではインターネットで制度について調べて専用窓口に来るケースが増えた・子ども家庭課、健康福祉課、自立支援相談員は連携体制が整っており、それぞれで情報共有して支援へつなげられている
若者への支援について
<p><若者支援の現状></p> <ul style="list-style-type: none">・基本的に若者が相談に来ることはほとんどない・派遣社員として働いていて、仕事がつらくて突然辞めてしまい、生活保護の相談に来るケースは一定数あるが、貸付制度等の利用を紹介している・教育支援センターを利用できる生徒は中学生までのため、その後の状況はわからない
<p><支援対応と多機関連携></p> <ul style="list-style-type: none">・ひきこもりの若者は、その親の支援で偶然みつかることはあるが、基本的にはアウトリーチが難しく、実態が把握できない・近年では、地域のつながりが希薄化し、地域の見守り体制も難しくなり、民生委員の訪問を嫌がる家庭が増えて地域の取組から支援につながりにくくなっている
学校での相談支援体制について
<p><子どもや保護者の傾向></p> <ul style="list-style-type: none">・いじめの件数は大きく変わっていない・教育支援センターに通っている子どもの数は増加傾向にあると感じる・発達障がい、情緒障がい、グレーゾーンの子どもの数は増加傾向にあると感じる・発達障がい等への先生の理解、保護者の理解は進んでいると思われる
<p><支援対応と多機関連携></p> <ul style="list-style-type: none">・担任の先生は子どもとその保護者との信頼関係を構築しやすいが、事務作業等の業務量負担が大きく、子どもたちと向き合う時間が十分に確保できない・ケース会議を含め、SSW(スクール・ソーシャル・ワーカー)やSC(スクール・カウンセラー)、その他、子ども家庭課など様々な機関も介入して適宜情報共有、意見交換の場を設け、支援につなげるようにしている・保護者の支援が必要な場合、学校の対応だけでは難しいことがあるため、今後は町役場等とのさらなる連携が求められる
今後の相談支援体制について
<p><相談しやすい体制づくり></p> <ul style="list-style-type: none">・特に若者は、最初に相談するツールが電話であることが“相談する行動”のハードルを高くしてしまっているのではないかと感じる・SNSが普及している時代に、メールやLINE、チャットなどを活用してより気軽に相談ができる体制が必要だと感じる <p><多様な相談にも対応できる体制づくり></p> <ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会で取り組んでいる“重層的支援体制整備事業”では、総合的な相談窓口としての役割や、複雑・多様なケースを複数の機関で検討する場づくりの創出、支援が必要な人への伴走型支援を行う相談支援包括化推進員の配置を進めている

第4節 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期計画に盛り込まれた113の事業（うち6事業は廃止）について、第3期計画を策定するにあたって担当部門による評価を行いました。

その結果、「実施できた」との評価は全体で89事業（83.1%）、「おおむね実施できた」が16事業（14.9%）、「一部実施できた」が1事業（1.0%）、「実施できなかった」が1事業（1.0%）となりました。

基本目標	基本施策	評価			
		実施できた	おおむね実施できた	一部実施できた	実施できなかった
1 子ども・子育て家庭を支える	1 地域における子育て・子育ての支援(19事業)	16事業 (84.2%)	2事業 (10.5%)	1事業 (5.3%)	0事業 (0%)
2 安心して出産・育児ができる環境を整備する	1 親や子どもの健康の確保・増進(21事業)	21事業 (100%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)
	2 児童虐待防止対策の充実(4事業)	4事業 (100%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)
	3 ひとり親家庭等の自立支援の推進(5事業)	5事業 (100%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)
	4 障がい児施策の充実(11事業)	9事業 (81.8%)	2事業 (18.2%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)
3 子どもたちの健やかな育ちを導く	1 次代を担う人づくり(7事業)	4事業 (57.1%)	3事業 (42.9%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)
	2 生きる力を育む教育力の向上(20事業)	15事業 (75.0%)	5事業 (25.0%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)
	3 家庭や地域の教育力の向上(6事業)	2事業 (33.3%)	3事業 (50.0%)	0事業 (0%)	1事業 (16.7%)
4 子育てを温かく支え、見守る	1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備(5事業)	4事業 (80.0%)	1事業 (20.0%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)
	2 子どもの安全の確保(7事業)	7事業 (100%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)
	3 子育てを支援する生活環境の整備(2事業)	2事業 (100%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)	0事業 (0%)
合計(107事業)		89事業 (83.1%)	16事業 (14.9%)	1事業 (1.0%)	1事業 (1.0%)

第5節 現状と傾向、課題のまとめ

現状と傾向、課題1 未就学児童の保育ニーズの高まりへの対応

- 認可保育所（園）等の入所（園）児童数はわずかに増加の傾向があり、それに応じて定員数も増やしているが、一部で定員数を上回っている。
- 働く女性は増加傾向にあり、女性の結婚や出産の適齢期にあたる20歳代後半から30歳代前半の働く女性の割合は、平成17（2005）年から令和2（2020）年の15年間で約10～20%増加している。
- 今後の未就学児の減少傾向と働く女性の増加傾向のバランスをよく検討し、今後5年間に必要な保育の提供量とその確保のための方策を見極め、保育を必要とする子育て家庭に十分なサポートができる体制の整備が求められる。

現状と傾向、課題2 就学児童生徒の居場所づくりへの対応

- 年少人口（0～14歳）は減少傾向のまま推移することが予測されており、それに合わせて小学校児童数、中学校生徒数も減少していくことが示唆される。
- 放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、平成27（2015）年度から令和6（2024）年度の約10年間で2倍以上に増えている。
- これまでの低学年利用者がほとんどを占めていた状況から、高学年の利用者が急増する状況に変化しており、この現状と傾向を踏まえると、放課後児童クラブの役割についても改めて検討していく必要性が生まれている。

現状と傾向、課題3 子どもたちとその保護者や家族の悩み・不安への対応

- 子ども・子育て調査結果から、働いている母親は増加傾向にあり、そのうちフルタイムで働く母親の割合も増加。育児休業の取得状況では、まだ十分ではないものの、母親、父親ともに育児休業を取得している割合は増加傾向にある。
- 子どもや子育てのことについて気軽に相談できる相手は、これまでの調査結果と同様に身内の人（親・兄弟姉妹など）が8割程度で最も多く、これまでとは違って友人や知人、近所や地域の人などの割合は減少しており、相談相手が限定的になっている傾向が示唆される。
- 相談先が限定的になる傾向がみられる中においては、子育てや生活に不安や悩みを抱える保護者や家族が、身近で気軽に相談しやすいサポート体制を充実することと、相談しやすいきっかけづくりとしての情報提供を充実させることが求められる。
- 子育てで日頃悩んでいることや不安を感じる人は8割以上で、その主な内容は子育てや教育にかかる出資のことや、子どもの養育やしつけのこととなっている。また、子育て以外の自身のことで日頃悩んでいることや不安を感じる人は6割程度で、その主な内容は仕事や自分のやりたいことができないことや、家計が厳しいこととなっている。
- 子どもの悩みや不安の解消として、子どもたちの相談に対して親身に対応できる教職員の時間の確保と、そのための業務量や体制の見直しに取り組む必要がある。同年代と一緒に学び、時間を過ごす交流の場づくりを整えていくことが求められる。

現状と傾向、課題4 生活困窮家庭とその子どもへの対応

- 子どもの生活実態調査では、本町の生活困窮家庭（調査結果ではC層が該当）は全体の6%程度で、そのうちの半数が死別や未婚・非婚、離婚（別居中を含む）による、いわゆる“ひとり親”家庭となっている。
- 子どもの進学先について、高等学校以上を希望する保護者は7割程度で、さらに大学までの希望は3割程度にとどまっている一方、高等学校以上を希望する子どもは8割程度で、さらに大学まで希望する子どもは2割程度にとどまり、大学進学は保護者の希望よりもさらに低い割合となっている。
- 子どもの学習状況では、9割以上が学校の授業の内容を理解している一方で、自分が思うクラス内の成績順位は、生活困窮家庭以外の家庭の子どもと比べて、下の方と回答する割合が高くなっている。
- 施設等ヒアリング調査結果をみると、コロナ禍以降、子育て世帯の相談件数は増加しており、若い世代には電話ではなくメールやSNS、チャットなど、より身近で気軽に相談できる仕組みを活用し、早期発見・早期対応につなげるための相談しやすい体制づくりが求められる。

現状と傾向、課題5 発達や虐待、いじめ、ヤングケアラーなどへの対応

- ふだんから家事や家族の世話をしている子どもは全体の68.6%（566人中388人）で、そのうち、家のことや家族の世話の時間を減らしたいと感じている子どもは29.4%（388人中114人）となっている。
- ヤングケアラーは子どもたち自身を含め、家族全員が無自覚で行っている場合も多く、引き続き学校や公共施設などで、「ヤングケアラー」とその内容について周知を行っていく必要がある。
- 施設等アンケートやヒアリング調査結果では、「虐待やネグレクト」の対応や相談は近年増えていると感じる保育所（園）や幼稚園、認定こども園が半数で、半数以上が虐待やネグレクトと経済的な生活困窮の関連性が高いと感じている。
- 子どもやその保護者（家族）に対して、学校の職員や相談支援員等は親身に寄り添った対応を行うことが大切であり、その後、専門機関等へつなげていくことが望ましいとしている。
- 子どもたちが安全・安心に過ごせる家庭環境、学校環境を整備していくために、子どもたち自身の心身のケアや健全な育成と並行して、保護者やその家族の問題の改善・解決に向けた取組を専門機関と連携して丁寧に進めていくことが求められる。

第3章 計画の基本的な方向性

第1節 計画の基本理念

「上三川町子ども・子育て支援事業計画」は、平成 27（2015）年 3 月に策定した第 1 期目から、『子どもが輝く 笑顔の地域 ～みんなで実践しよう“かみのかわ”子育てプラン～』を基本理念として掲げ、町子ども・子育て支援事業に関する各種施策を推進してきました。

第 3 期目となる本計画は、社会情勢や国の基本指針、町の現状や傾向、課題等を踏まえるとともに、町の最上位計画である「上三川町第 7 次総合計画（後期基本計画）」で掲げている町の将来像「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」と、福祉分野の上位計画である「第 2 次上三川地域福祉計画」で掲げている基本理念「支えあい（愛）助けあい（愛）つながり感じて暮らすまち」に沿った子ども・子育て施策の推進に向けた基本理念として、『こどもが輝き 家族が笑顔に 地域でつながるまちづくり ～みんなで実践しよう“かみのかわ”子育てプラン～』とします。

<基本理念>

こどもが輝き 家族が笑顔に 地域でつながるまちづくり

～みんなで実践しよう“かみのかわ”子育てプラン～

「上三川町第 7 次総合計画（後期基本計画）」の基本理念にある“次代に輝く”とは、まちづくりの効果が次世代で発現し、いつまでも住み続けることのできる魅力にあふれた環境が形成されることを表しています。

本計画では、次代を“こども”として表し、こどもたちが心身ともに生き生きと健やかに輝くため、子育て中の家族が笑顔で過ごせるよう、まち全体でサポートしていきます。

さらに、こどもたちが生まれ育った地域を故郷として慈しみ、おとなになっても暮らし続けたいと思えるよう、友達や仲間を大切にし、思いやりの心を育むことができる豊かな生活環境の整備を行うことで、子育て世帯をはじめ、誰もが笑顔あふれるまちづくりを目指します。

第2節 計画の基本目標

本計画の基本理念『こどもが輝き 家族が笑顔に 地域でつながるまちづくり ～みんなで実践しよう“かみのかわ”子育てプラン～』の実現に向けて取り組む各種施策の基本目標として、「ライフステージごとの支援」と「ライフステージによらず行う支援」の2種類の支援をもとにした6つの目標を設定します。

ライフステージごとの支援

基本目標1 誕生前から幼児期までの支援

子どもの誕生前から妊娠期、出産、幼児期までの保護者と子どもが、安全かつ健康に過ごせるよう、保健と医療などの切れ目のない支援を充実します。

また、幼児教育と幼児保育がすべての子どもたちにいきわたるよう、質と量の提供に努めます。

基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援

就学後の小学校児童、中学校生徒及び18歳までの子どもたちが、心身ともに健全に育つよう、子どもたちが過ごす主要な場である学校や遊び場、放課後児童クラブ等の安全かつ安心な環境づくりと質の向上に努めます。

また、悩みや不安を抱える子どもたちに対して、適切な支援や安心して過ごせる環境づくりの整備に取り組みます。

基本目標3 18歳以降の若者への支援

町の未来の担い手である18歳以上の若者たちが、健全に社会と関わり続けていくために、就労支援のほか、抱えている悩みや不安に応じた各種相談支援などのサポート体制の充実に努めます。

また、結婚や出産、定住の機会づくりに取り組み、若者が安心して暮らせるまちづくりに向けて福祉分野の充実に推進します。

基本目標4 課題や困難を抱える子どもや家族への支援

貧困により、子どもが適切な養育、教育並びに医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、及び権利や利益を害され社会から孤立することがないように、保育所（園）、学校、相談窓口などでの発見から支援へつなげるため、各関係機関と各種サービスが連携して対応できる体制づくりを推進します。

発達を含めた子どもの障がい、いじめ、不登校、虐待、ネグレクト、ヤングケアラーなど、子どもたち自身が抱える悩みや不安に起因する、心身の負担や負荷に対する適切なサポート環境の整備を充実していきます。

また、子どもの安全かつ安心な暮らしを確保するために関係施設や機関と連携し、保護者やその家族に寄り添ったフォローとサポートから着実な支援へつなげるよう、“人対人”に重点を置いた、思いやりと配慮のある対応ができる体制づくりを推進します。

基本目標5 子育て当事者への支援

共働きや子育て、家族の世話などで心身に余裕がなくなっている保護者たち子育て当事者が、安心して子育てができるよう各種制度の活用や支援メニューの充実を推進します。

基本目標6 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり

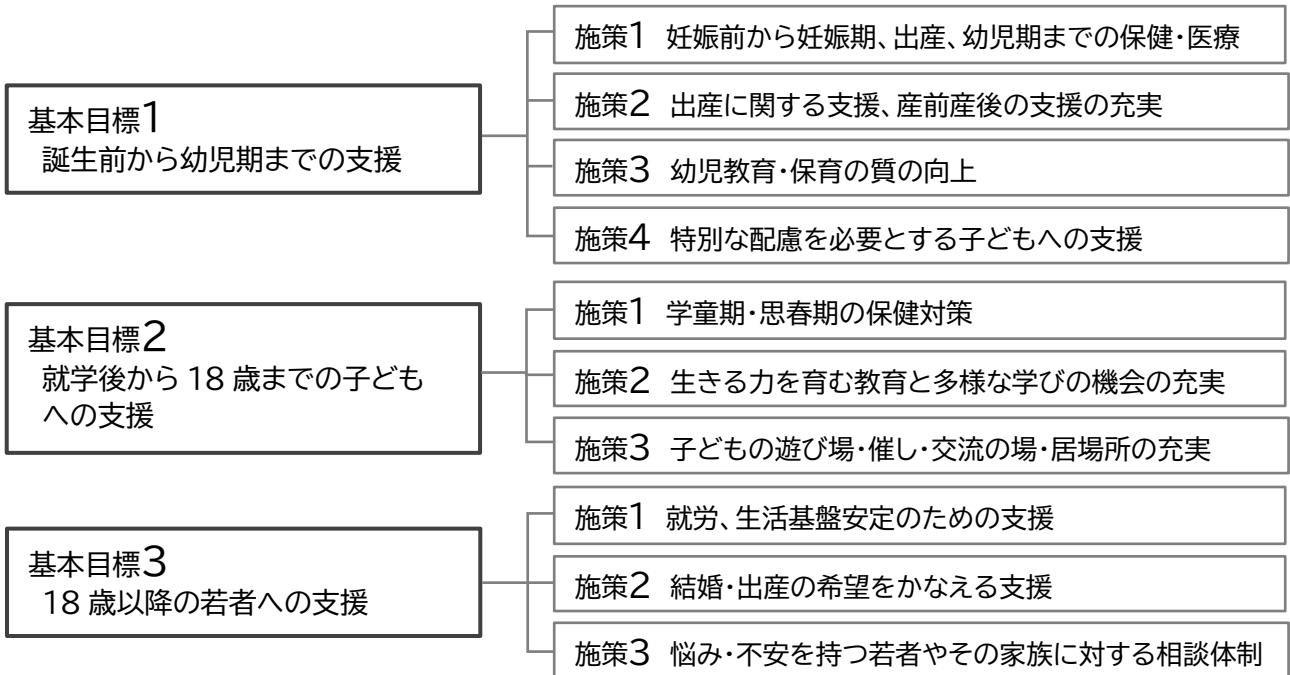
子どもたちが様々な体験を通じて成長できるよう、公共の場での活躍の機会づくりを推進するとともに、若者たちが積極的に社会に関わることができるように、地域社会など様々なコミュニティとの交流機会の創出に取り組むことで、子どもや若者、子育て世代にやさしい社会づくりを推進します。

第3節 施策の体系

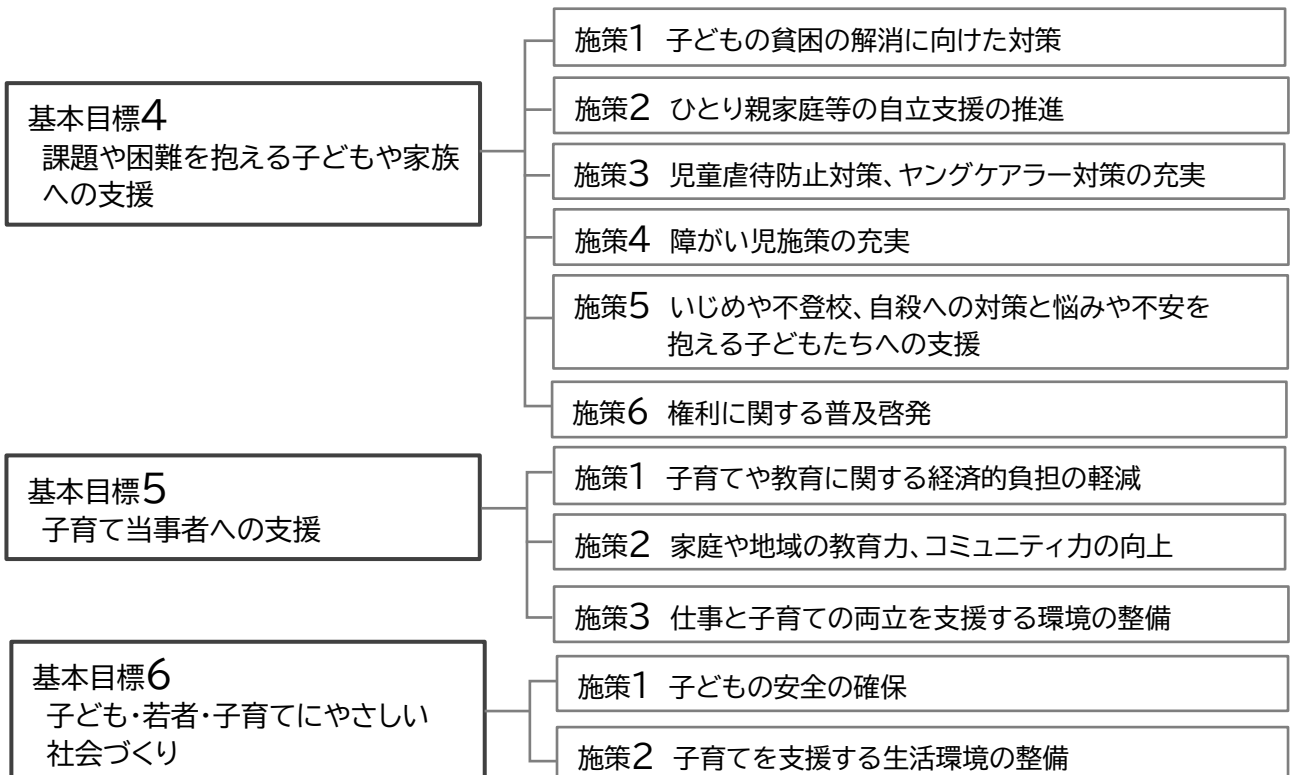
【基本理念】

こどもが輝き 家族が笑顔に 地域でつながるまちづくり
～みんなで実践しよう“かみのかわ”子育てプラン～

ライフステージごとの支援の展開



ライフステージによらず行う支援の展開



第4章 施策の展開

ライフステージごとの支援

基本目標1 誕生前から幼児期までの支援

施策1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療

施策の方針

- 妊娠中の母子の健康管理、指導を行うため、母子健康手帳の交付や各種健康診査、相談対応等を行います。
- 産後の母親の健康状態や新生児から乳幼児の体調管理を行うため、新生児訪問や定期的な健康診査を行い、あわせて、子育ての悩みや不安があれば話をうかがい、必要に応じて適切な支援へつなげます。

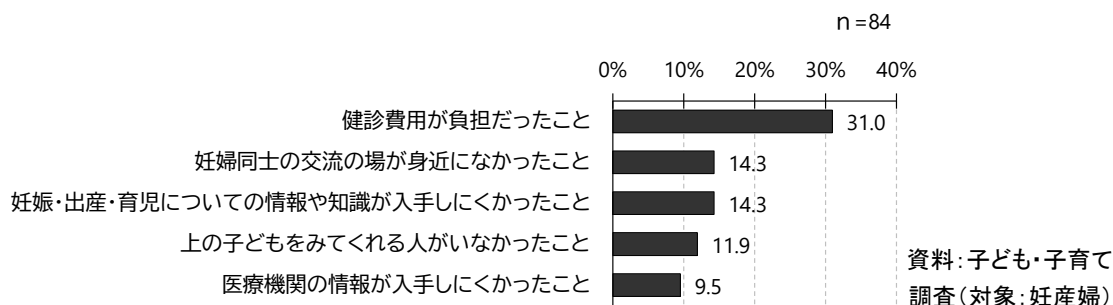
現状と課題

- 近年、妊娠や出産をめぐる課題として、第1子の出産年齢が上昇し、妊娠・出産等に対するリスクの増加、早産・低出生体重児の増加、不妊などがあげられます。子どもを産み、育てたいという女性の気持ちを尊重し、母子の安全を確保するための各種健診が重要になりますが、経済的な負担があることから、すべての家庭で徹底することは難しい状況です。
- アンケート調査結果をみると、今まで妊娠や出産で困ったことは「健診費用が負担だったこと」が最も多くなっています。
- このことから、出産費用のサポートなど、妊産婦の負担軽減を図る取組の充実が求められます。また、生まれてくる子どもとその母親の健康管理を行い、安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や、妊産婦及び乳幼児期の子育て家庭への保健・医療制度の周知と相談体制の強化が求められます。

関連するデータ・調査結果

▼問 今まで妊娠や出産で困ったこと(複数回答)上位5位まで

「健診費用が負担だったこと」が31.0%で最も多く、次いで「妊婦同士の交流の場が身近になかったこと」及び「妊娠・出産・育児についての情報や知識が入手しにくかったこと」が14.3%、「上の子どもをみてくれる人がいなかったこと」が11.9%となっています。



具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センターの設置	町内すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に母子保健と児童福祉に関する切れ目のない一体的な相談支援	子ども家庭課
母子健康手帳の交付	妊娠届を提出した際に、母子健康手帳を交付し、育児情報の提供や母子の健康管理を指導	子ども家庭課
妊婦一般健康診査	妊婦の方の一般健康診査費用の一部助成	子ども家庭課
妊産婦歯科健康診査	妊産婦の歯科健康診査費用の助成	子ども家庭課
産婦健康診査	産後2週間、1か月の産婦に実施する健康診査費用の一部助成	子ども家庭課
1か月児健康診査	1か月の乳児の健康診査費用の一部助成	子ども家庭課
新生児訪問指導	新生児期に、母子の健康管理を目的とした助産師等による自宅訪問と適切な育児・健康等の指導 ※乳児家庭全戸訪問事業を含む	子ども家庭課
新生児聴覚検査	生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえ方を検査する費用の一部助成	子ども家庭課
乳幼児健康診査 (4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査)	4か月、10か月、1歳6か月、3歳、合計4回の集団健康診査を行い、乳幼児の疾病や障がい等の早期発見の促進 主な健康診査の内容は問診、計測、医師の診察、栄養・保健指導、心理相談など	子ども家庭課
予防接種(個別接種)	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防のため実施	子ども家庭課
2歳児歯科健康診査	幼児期の口腔衛生に関する正しい知識の普及指導	子ども家庭課
フッ素塗布	年少児から年長児を対象としたフッ素塗布と歯の健康相談	子ども家庭課
歯科検診	保育所(園)・幼稚園・小中学校において、年1回歯科検診と指導	子ども家庭課 教育総務課
小児救急医療	休日・夜間の医療の確保、小児医療体制の指導及び夜間休日診療所・救急電話相談の周知	健康福祉課
児童医療費助成事業	高校3年生相当までの子どもの通院及び入院の医療費助成	子ども家庭課
親と子の栄養相談	妊娠中の食事、離乳食、幼児食に関する相談等	子ども家庭課

施策2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実

施策の 方針

- 出産後、今後の子育ての一助となるよう町からお祝い金やベビーギフトを贈呈します。
- 産後のケアから育児において必要な知識を習得する機会を提供するとともに、子育てへの悩みや不安に関する相談支援を行います。

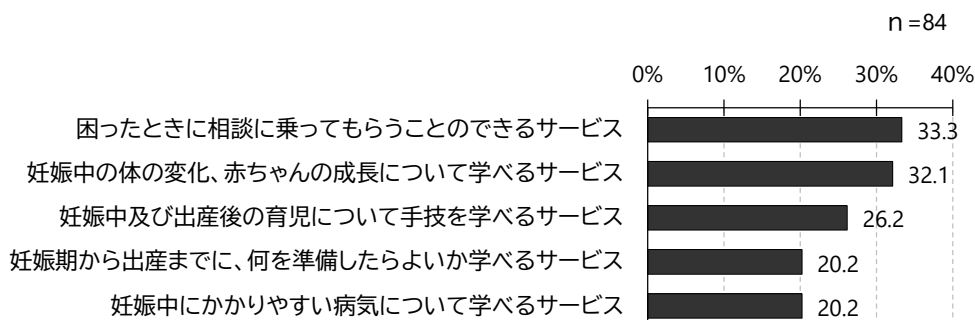
現状と 課題

- 妊娠中の女性は、つわりや気分不調など様々な症状が発症し、マタニティハラスメントをはじめ仕事や家のことに対する責任と負担に苦しむ期間が続きます。また、出産後も情緒不安定、涙もろさ、抑うつ気分、不安感等や産後うつになる女性もいます。そのため、身近な相談相手やスムーズな対処、ケアが求められますが、核家族化の進行などから1人で解決しようとしたり、誰にも頼れずにつらい思いをしている女性がいることが示唆されます。
- アンケート調査結果をみると、妊娠中の困りごとに対して求める町のサービスの第1位は「困ったときに相談に乗ってもらえることのできるサービス」となっています。また、産後の困りごとに対して求める町のサービスは「一時保育など母親が休息を取れるサービス」が最も多くなっています。
- このことから、産後ケアをはじめ、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う『こども家庭センター』の機能を充実させ、子どもと母親の心身のケアを推進していくことが求められます。

関連するデータ・調査結果

▼ 問 妊娠中の困りごとに対して求める町のサービス(複数回答)上位5位まで

「困ったときに相談に乗ってもらえることのできるサービス」が33.3%と最も多く、次いで「妊娠中の体の変化、赤ちゃんの成長について学べるサービス」が32.1%、「妊娠中及び出産後の育児について手技を学べるサービス」が26.2%となっています。

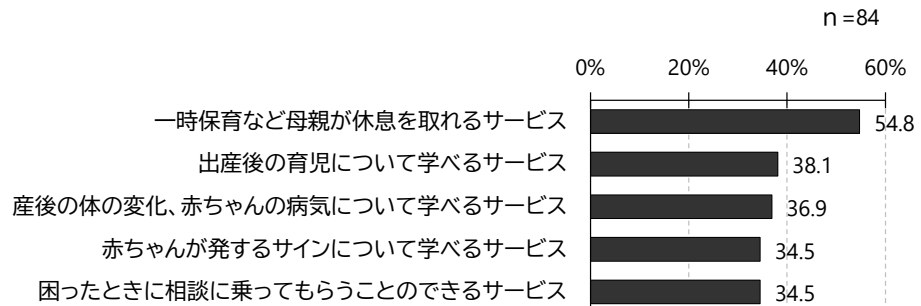


資料: 子ども・子育て調査(対象: 妊産婦)

関連するデータ・調査結果

▼問 産後の困りごとに対して求める町のサービス(複数回答)上位5位まで

「一時保育など母親が休息を取れるサービス」が54.8%と最も多く、次いで「出産後の育児について学べるサービス」が38.1%、「産後の体の変化、赤ちゃんの病気について学べるサービス」が36.9%となっています。



資料: 子ども・子育て調査(対象: 妊産婦)

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
産後ケア	出産後の母子の心身のケア、育児のサポート等	子ども家庭課
産後ママ応援教室	生後2～3か月になる乳児とその保護者を対象とした産後の運動、参加者同士の交流、育児相談	子ども家庭課
ベビーギフト「ハグ・はぐ かみのかわ」	子の出産に際し、ベビー用品や育児用品等を対象としたギフトカタログの贈呈	子ども家庭課
子育て・母乳相談	育児に関する個別の相談支援	子ども家庭課
すくすく離乳食教室	離乳食に関する講話、調理実習等	子ども家庭課
プレママ・パパ教室	妊婦とその配偶者(パートナー)に対し、妊娠・出産・育児に関する知識の習得及び相談	子ども家庭課
赤ちゃん誕生祝い金	第3子以降の子どもの誕生に対し、誕生祝い金を支給	子ども家庭課

施策3 幼児教育・保育の質の向上

施策の方針

- 保育所（園）や認定こども園等から小学校へ就学する際に、子どもたちがスムーズに学校環境になじめるよう、就学前から学校間と情報共有を行う連携体制を整備します。
- 保育所（園）や認定こども園等で子どもたちが健やかに成長できるよう、環境の整備と幼児教育・保育の質の向上に向けた人材確保等を推進します。

現状と課題

- 近年の少子化や核家族化などの影響により、子育て環境は昔と比べて大きく変化しています。幼児教育は、保育所（園）等と家庭・地域が総合的に行うものとされていますが、現代では家庭と地域の教育の質の低下が問題視されています。幼児によっては、運動能力の低下、消極的な姿勢、言語表現能力や集団との関わりの中で自己発揮する力が不十分、様々な体験の不足なども見受けられることから、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等における幼児教育・保育の質の向上への期待は高まっています。また、子どもたちの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校と保育所（園）等との連携体制を強化していくことも重要です。
- アンケート調査結果をみると、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を利用している未就学児童保護者は8割弱となっていますが、0～2歳が48.5%の利用状況に対して3～5歳（6歳を含む）は96.5%とほぼすべての子育て家庭が利用している状況です。
- このことから、未就学児童のうち特に、基礎となる教育や体づくり、多様な体験機会を通してコミュニケーション力などを育む時期にある3～5歳児のほとんどが、日中の多くの時間を過ごす保育所（園）等の環境や取組などから大きく影響を受けることが考えられます。教育・保育施設の質の向上には、人材の確保と現場の職員の学びや経験の充実も不可欠です。教育・保育の質の向上を目指すには、施設的环境改善や向上とともに、人材の確保や質の向上も重要な取組として整備が求められます。

関連するデータ・調査結果

▼ 問 保育所、認定こども園、幼稚園などの利用状況について

（子ども・子育て調査）対象：未就学児保護者）

調査結果は 41 ページ参照

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
幼稚園、保育所（園）等と小学校との連携	町内の小学校及び幼稚園・保育所（園）等の連携を密にすることにより、不登校や問題行動等などのいわゆる「小1プロブレム」を解消	子ども家庭課 教育総務課
保育士登録募集	町ホームページにおいて、保育士不足を解消できるよう、保育士登録の募集フォームを設置	子ども家庭課

施策4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

施策の方針

- 乳幼児健康診査等により、子どもの発達の状況を把握し、必要に応じて医療機関と連携し、適切な支援へつなげます。
- 障がいがある児童や発達が気になる子どもに対して、保護者や家族に寄り添ったサポートを心がけ、各種支援へつなげます。
- 外国籍の子どもをはじめ、生活習慣や言語が異なる子どもとその保護者への適切なサポートを行います。

現状と課題

- 発達障がいは、社会背景や医療の発展により診断件数が増えるとともに、認知や理解も広がっており、保育所(園)等での職員の発見から医療機関を通して適切な支援へつながっています。また、小学校に就学する際に、いじめや不登校にあうなどいわゆる“二次障害”が生じることのないよう、早期発見と子どもたちの特性に応じた早期療育支援の対応も徐々に拡充しています。さらに、施設における、医療的ケアが必要な重度の障がいがある幼児等への適切な対応も求められています。
- アンケート調査結果をみると、子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることで、病気や発育・発達(障がいを含む)に関することは、未就学児童保護者は30.8%、小学生保護者は19.2%となっており、未就学児童保護者はおよそ3人に1人が子どもの病気や発育・発達(障がいを含む)を気にしていることがわかります。
- このことから、乳幼児健康診査をはじめ保健師など子どもと接する機会のある専門員が、子どもの発達状況を把握し、医療機関や療育支援等へ早期につなげ、子どもの発達をサポートする体制を引き続き充実させていくとともに、目に見えない子どもの発達障がいに対して、保護者や子どもたちと関わる関係機関や地域において、正しい知識と理解を深める取組の推進が求められます。加えて、周囲のサポートが必要な重度も含めた障がいのある幼児に対して、保護者や家庭も含めて周囲の負担軽減につながる支援・サポートの検討が引き続き求められます。

関連するデータ・調査結果

- ▼子育てで日頃悩んでいることや不安に感じること
(子ども・子育て調査)対象:未就学児保護者、小学生保護者)

調査結果は51ページ参照

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査 【再掲】 (4か月児、10か月児、 1歳6か月児、3歳児健 康診査)	4か月、10か月、1歳6か月、3歳、合計4回の集 団健康診査を行い、乳幼児の疾病や障がい等の早期発 見の促進 主な健康診査の内容は問診、計測、医師の診察、栄 養・保健指導、心理相談など	子ども家庭課
5歳児発達相談	軽度発達障がい児の早期発見、集団保育の場での行 動観察等	子ども家庭課
ことばの相談	幼児健康診査や訪問等でことばの遅れ等の問題が 疑われる子どもとその保護者の個別指導	子ども家庭課
にこにこ相談(子育て 発達支援相談)	幼児健康診査や訪問等で精神発達遅滞や発達障が い等の問題が疑われる子どもとその保護者の個別指 導	子ども家庭課
のびのび教室	乳幼児健康診査等において、精神発達・運動発達等 の遅れが気になる子どもの小集団指導	子ども家庭課
障がい児保育	障がい児担当保育士の加配費用の一部を保育施設 に助成	子ども家庭課
就学教育相談	小学校入学前に不安や課題等がある児童の保護者 に対する就学説明会の開催、町教育研究所の相談員に よる教育相談等	教育総務課

基本目標2 就学後から18歳までの子どもへの支援

施策1 学童期・思春期の保健対策

施策の方針

- 学童期・思春期の子どもたちが健やかに成長できるよう、各種健康診査を通して子どもたちの健康管理に取り組みます。
- 学校において正しい食育や生活習慣、保健・健康に関する知識を習得する多様な学習の機会づくりを推進します。

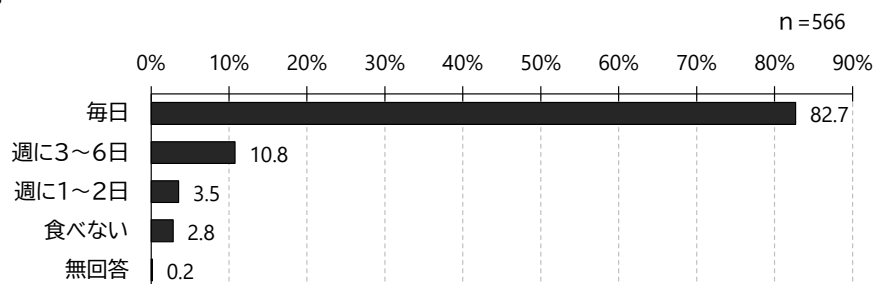
現状と課題

- 学童期及び思春期は、身体面や精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題が生涯の健康に様々な影響を及ぼすことが指摘されています。そのため、学童期及び思春期には、心身の健康の保持・増進が特に重要な役割を担っているといえます。
- アンケート調査結果をみると、朝ご飯を食べていない子ども（小学5年生と中学2年生）は2割弱となっており、学校のある日の寝る時刻が22時以降の子どもは半数以上となっています。
- このことから、家庭での生活習慣改善を促していくとともに、子どもたちの心身の健全な成長のために、悩みや不安を抱えている子どもたちを含めすべての子どもたちに対して学校での適切な身体活動や睡眠、食事などの健康行動の大切さの教育と指導の促進が求められます。

関連するデータ・調査結果

▼問 1週間のうち朝ご飯を食べる頻度

「毎日」が82.7%と最も多く、次いで「週に3～6日」が10.8%、「週に1～2日」が3.5%となっています。

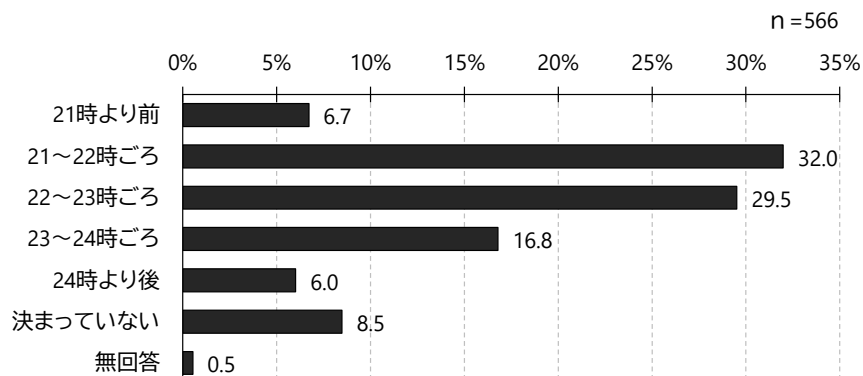


資料：生活実態調査(対象：子ども(小学5年生、中学2年生))

関連するデータ・調査結果

▼問 学校がある日の寝る時刻

「21～22 時ごろ」が 32.0%と最も多く、次いで「22～23 時ごろ」が 29.5%、「23～24 時ごろ」が 16.8%となっています。



資料:生活実態調査(対象:子ども(小学5年生、中学2年生))

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
歯科検診【再掲】	保育所(園)・幼稚園・小中学校において、年1回歯科検診と指導	子ども家庭課 教育総務課
小児救急医療【再掲】	休日・夜間の医療の確保、小児医療体制の指導及び夜間休日診療所・救急電話相談の周知	健康福祉課
児童医療費助成事業【再掲】	高校3年生相当までの子どもの通院及び入院の医療費助成	子ども家庭課
学校給食の充実	学校給食献立の工夫や学校における食育の推進	教育総務課
生活習慣病予防の教育	小児生活習慣病予防のための健康教育	教育総務課
禁煙教育	思春期の禁煙に対する正しい知識の普及及び将来への健康意識の育成	子ども家庭課
薬物乱用等防止教育	喫煙、飲酒、薬物乱用についての教育	教育総務課
サマースクール保健学習	思春期保健に関する保健指導、命の誕生や命の大切さについて体験	子ども家庭課
小中学生のための保健学習	学校保健との連携による、性と生き方の考え方や正しい知識等についての講話、相談機関の紹介	子ども家庭課
多様な関係者が連携・協働した食育活動の推進	家庭、地域、教育機関、各種団体等の連携、協働による、食に関する情報や知識、伝統や文化等を理解することに寄与する食育活動の推進	健康福祉課

施策2 生きる力を育む教育と多様な学びの機会の充実

施策の方針

- 学校において教育の基礎となる「生きる力」を育む多様な学びの機会づくりを推進します。
- スポーツや芸術、道徳、ICTメディアなど多岐にわたる教育内容を習得する学習カリキュラムを組み立て、児童生徒が現代社会で自立して生きていけるよう、知識と教養が身につく各種取組を推進します。

現状と課題

- 文部科学省が2020年に公表した新しい学習指導要領で定義する「生きる力」は「知・徳・体のバランスのとれた力」を示します。また、「生きる力」を身につけるための3つの柱として、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をあげています。
- 「生きる力」を育む必要がある背景には、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す「知識基盤社会」時代の到来があります。知識基盤社会においては「課題を見だし解決する力」、「知識・技能の更新のための生涯にわたる学習」、「他者や社会、自然や環境とともに生きること」などの変化に対応するための能力が求められます。また、その中には多様な学びの機会の充実も重要な機会として求められます。

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
地域福祉センター事業の充実	健全な遊び場を提供して情操豊かな児童を育成	健康福祉課
図書館活動の充実	児童書購入、ボランティアによる本の読み聞かせ会及び子ども参加のイベント等を実施	生涯学習課
学校図書館活動の充実	図書の充実を図るとともに心豊かでたくましく生きる児童生徒を育成	教育総務課
道徳教育推進事業	家庭や地域社会が学校と一体となった心の教育	教育総務課
学校保健・安全	学校保健・安全計画を作成して、学校保健、学校の安全管理を推進	教育総務課
スポーツ活動の推進	土曜、日曜、長期休み時の対応策として、年齢や体力に応じたスポーツ活動を推進	生涯学習課
スポーツ施設の充実	子ども向けの種目を中心に、年齢や体力に応じた施設設備を整備	生涯学習課
スポーツ少年団活動の支援	子どもたちの体力向上とスポーツを通じて、社会的ルールを学ぶために実施しているスポーツ少年団活動を積極的に支援	生涯学習課
芸術文化活動の振興	音楽や演劇活動など、子どもたちの芸術文化活動の振興	生涯学習課

子ども会の活性化 (生涯学習センター)	子ども会の活性化のための支援	生涯学習課
キッズひろば (生涯学習センター)	子どもたちの学校外活動として、体験学習の場を提供	生涯学習課
学校運営協議会の運用	学校運営に関して、保護者を含む地域住民が参画することにより、信頼関係を深めつつ地域の特色を生かした教育活動を展開することで、地域とともにある学校づくりを一層推進するため、学校運営協議会を全小中学校に設置	生涯学習課
ICTメディア情報の取扱い	町 ICT 教育推進員研究会の実施による ICT 教育及び情報モラル教育の普及拡大 町内小中学校の総合的な学習の時間や特別活動における年間指導計画に情報活用や情報モラルに関する指導を位置づけるための支援の推進	教育総務課

施策3 子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実

施策の方針

- 町内の遊び場や催し・交流の機会づくりを含めた新しい子どもたちの“居場所”となる安全・安心な空間、環境、機会づくりの展開を推進します。

現状と課題

- 女性の社会進出の促進や共働き家庭の増加、核家族化の進行などにより、就学後の子どもの放課後の居場所の在り方が変わってきています。家庭教育、養育の時間の確保が難しい中、子どもたちだけで行ける安全に過ごせる施設や、習い事や塾などに通っていない子どもにも放課後の時間を活用した学習機会と多様な体験機会を求めるニーズが高まっています。
- 上三川町のデータをみると、放課後児童クラブの利用者数は増加しています。学年別に利用率をみると低学年（小学1～3年生）は約半数が利用しており、高学年（小学4～6年生）も年々利用率が増えています。
- 子どもの意見聴取（アンケート調査）をみると、放課後や休日にいられる場所として、小学生（小学1～6年生）は「友達と話ができる場所がある」が最も多く、中学生（中学1～3年生）は「勉強や宿題ができるスペースがある」が最も多くなっています。また、小学生は「勉強できる場所がある」が3番目に多く、中学生は「友だちと話せるテーブルやいすがある」が2番目に多いことから、年齢を問わず、友達といられる、勉強ができる空間のニーズは高くなっています。さらに、自由意見では、小学生は「ゲーム、おもちゃ」に関する回答が最も多く、中学生は「勉強」に関する回答が最も多くありましたが、どちらも2番目に多い回答は「運動、スポーツ」となっています。
- このことから、子どもの放課後（休日も含む）の居場所について、放課後児童クラブをはじめとして子どもたちが利用しやすい既存の施設の役割や機能を時代の潮流に沿ったものとして検討していくことが求められます。加えて、子どもたちが求める“友だちといられる”、“勉強ができる”、“運動、スポーツができる”などのニーズを踏まえた検討も求められます。

関連するデータ・調査結果

▼放課後児童クラブ利用者数の推移（統計データ）

統計データは 32 ページ参照

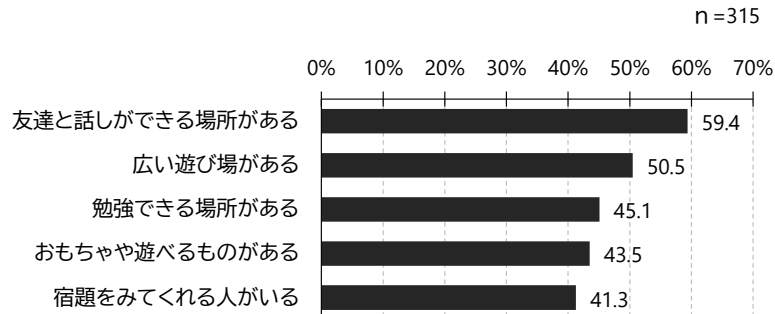
▼児童に占める放課後児童クラブ利用者割合の推移（統計データ）

統計データは 33 ページ参照

関連するデータ・調査結果

▼問 放課後や休日にいられる場所(複数回答)上位5位まで【小学生票】

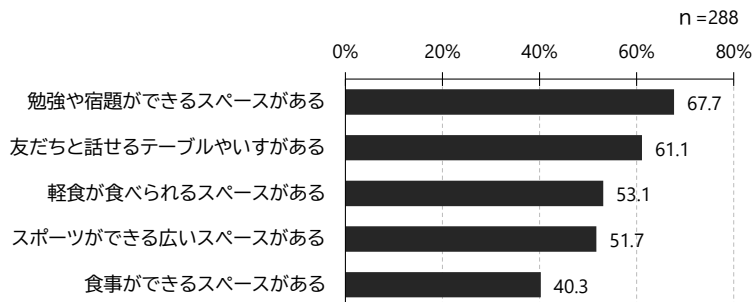
「友達と話しができる場所がある」が59.4%で最も多く、次いで「広い遊び場がある」が50.5%、「勉強できる場所がある」が45.1%となっています。



資料: 子どもの意見聴取(アンケート調査)(対象: 子ども(小学生(小学1~小学6年生)))

▼問 放課後や休日にいられる場所(複数回答)上位5位まで【中学生票】

「勉強や宿題ができるスペースがある」が67.7%で最も多く、次いで「友だちと話せるテーブルやいすがある」が61.1%、「軽食が食べられるスペースがある」53.1%となっています。



資料: 子どもの意見聴取(アンケート調査)(対象: 子ども(中学生(中学1~中学3年生)))

▼問 放課後や休日にいられる場所(自由意見)上位5位まで

小学生票		中学生票	
順位	区分(件数)	順位	区分(件数)
1	ゲーム、おもちゃ(69件)	1	勉強、勉強+α(33件)
2	運動、スポーツ(37件)	2	運動、スポーツ、スポーツ+α(31件)
3	遊び場、公園(29件)	3	カフェ、軽食、飲食(23件)
4	部屋、落ち着く空間(24件)	4	遊び場、公園、屋内遊び場、自由な場所(14件)
5	イベント、お祭り(18件)	5	お店、カラオケ、ショッピングモール(14件)

資料: 子どもの意見聴取(アンケート調査)(対象: 子ども(小学生(小学1~中学3年生)))

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターなど、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	子ども家庭課
放課後子ども教室	放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点となる居場所	生涯学習課
交流事業	高齢者や障がい者に対する理解や思いやりの心を育てるための交流	教育総務課
ボランティア体験学習	中学生がイベント等の手伝いなどを通して、福祉の理解や意欲を育てるためのボランティア体験	教育総務課
学校運営協議会の運用【再掲】	学校運営に関して、保護者を含む地域住民が参画することにより、信頼関係を深めつつ地域の特色を生かした教育活動を展開することで、地域とともにある学校づくりを一層推進するため、学校運営協議会を全小中学校に設置	生涯学習課
世代間交流	保育所（園）・小中学校等と老人クラブ等との交流	教育総務課

基本目標3 18歳以降の若者への支援

施策1 就労、生活基盤安定のための支援

施策の方針

- 18歳以降の若者を対象に、就労の機会が十分にいきわたるよう関係機関と連携しながら各種支援や情報発信に関する取組を推進します。

現状と課題

- 近年の民間企業の就職状況は、企業が求める人材数に対して就職希望者数が少ない状況にあり、新卒採用も含めて若者の就職状況は厳しい状況ではありません。一方、“若年無業者”といわれる15～34歳以下の働いていない若者の割合はコロナ禍で大きく増加し、その後は減少するものの、コロナ禍以前よりわずかに高い割合のままです。また、若年無業者に加えて求職していないニートやひきこもりの若者も含めると割合はさらに高いことが考えられます。
- このことから、町の就労支援・サービスの周知や情報発信に取り組むとともに、就労の機会創出に努め、若者の生活基盤の整備につながる仕組みを検討していくことが求められます。

施策2 結婚・出産の希望をかなえる支援

施策の 方針

- 結婚・出産を希望する若者が、社会潮流や置かれている環境に左右されず、望んだタイミングでその希望がかなえられるよう、結婚に向けた支援と妊娠・出産・子育てが安心・安全にできる環境づくりの充実に取り組みます。

現状と 課題

- 日本の婚姻、出産状況は、依然として未婚化、晩婚化、晩産化が進行しています。令和3（2021）年の社会保障・人口問題基本調査『出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）』の結果をみると、結婚・出産に対する考え方について、18～34歳の未婚者では、いずれ結婚するつもりと回答した割合は男女、年齢問わず減少傾向にある状況です。その背景にある要因は、社会景気・情勢の不透明さ、埋まらないジェンダーギャップ、ライフスタイルの変化、夫婦生活に良いイメージがないなど多岐にわたることが示唆されます。また、出生数が減少している理由としても、同様に未婚化、晩婚化、晩産化によるところが大きくあると考えられています。
- 上三川町のデータをみると、男女ともに20歳代、30歳代の未婚率はおおむね増加傾向にあり、特に女性の25～29歳、30～34歳、35歳～39歳は平成17（2005）年から令和2（2020）年の15年間で、10%以上も未婚率が増加しています。また、出生数についても減少傾向で推移しています。
- このことから、若者の婚姻や出産事情は、社会情勢や時代の変化等によるところが大きいと考えられますが、子どもを産み育てたいと思える安全・安心なまちづくりを推進することが、結果として婚姻し、出産したいと思える若者を増やすことにつながると捉えた場合、町としての子育て施策のさらなる充実が求められます。

関連するデータ・調査結果

▼年齢別、未婚男女の割合の推移（統計データ）

統計データは21ページ参照

▼出生数の推移（統計データ）

統計データは17ページ参照

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
とちぎ結婚支援センター 一入会登録料補助	栃木県が実施する結婚を支援する事業「とちぎ結婚支援センター」の入会登録料の一部を補助	子ども家庭課
結婚新生活支援事業	結婚に伴う新婚世帯の住宅取得・リフォーム・賃貸・引っ越し費用の一部を助成	子ども家庭課
不妊治療費助成事業	不妊治療にかかる費用負担の軽減を目的として、治療費の一部を助成	子ども家庭課
妊産婦歯科健康診査 【再掲】	妊産婦の歯科健康診査費用の助成	子ども家庭課
新生児聴覚検査 【再掲】	生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえ方を検査する費用の一部助成	子ども家庭課
ベビーギフト「ハグ・はぐ かみのかわ」 【再掲】	子の出産に際し、ベビー用品や育児用品等を対象としたギフトカタログの贈呈	子ども家庭課
赤ちゃん誕生祝い金 【再掲】	第3子以降の子どもの誕生に対し、誕生祝い金を支給	子ども家庭課
児童医療費助成事業 【再掲】	高校3年生相当までの子どもの通院及び入院の医療費助成	子ども家庭課

施策3 悩み・不安を持つ若者やその家族に対する相談体制

施策の方針

- ひきこもりやニートをはじめ、若者とその家族が抱える悩みや不安に対応する相談支援と、若者の社会参画に向けた機会づくりを推進します。

現状と課題

- 内閣府が公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4（2022）年度）」で、全調査のうち15～39歳を対象としたアンケート調査の結果をみると、回答者の2.1%が“ひきこもり”に該当しており、これを令和4（2022）年10月時点の15～39歳の日本人人口で換算すると約61.9万人が該当することになります。しかし、これはアンケート調査結果をもとにした推計であり、実態はより多くの潜在的ひきこもりの若者がいると考えられます。一方で、文部科学省が発表した「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、小中学校における不登校の児童生徒数は29万9,048人で過去最多となっています。今後、不登校のまま社会に関わることなく過ごしていくことになれば、その子どもたちも“ひきこもり”の若者になる可能性が懸念されます。
- 施設等ヒアリング調査結果をみると、「基本的に若者が相談（支援）に来ることはほとんどない」、「ひきこもりの若者へのアウトリーチが難しい」、「地域の希薄化が進み民生委員でも家庭の状況がよくわからない」などの意見があり、実態の把握が難しい状況です。
- このことから、何かしらの理由で不登校や退学になったり、進学せずに働いていない若者が少なからずいることは考えられますが、具体的な状況を把握する手段はなく、支援を必要とする“声”があがらない限り支援へつなげられない状況です。学校、地域、相談支援事業者と行政機関等が連携し、様々な手段を活用して相談の間口を広げ、できるだけ早期に支援につなげることが求められます。あわせて、保護者や家族への不登校やひきこもりに対する理解促進と、危機感や不安感に寄り添う情報発信の取組も重要です。

関連するデータ・調査結果

- ▼若者への支援について<若者支援の状況><支援対応と多機能連携>（施設等ヒアリング調査）

調査結果は79ページ参照

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
ひきこもり等相談支援先の周知冊子の配付	町外のひきこもり相談支援先である「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）」、「とちぎ若者サポートステーション」、「県南健康福祉センター」などを紹介・周知する冊子を配付	社会福祉協議会 健康福祉課

基本目標4 課題や困難を抱える子どもや家族への支援

施策1 子どもの貧困の解消に向けた対策

施策の 方針

- 子どもの貧困解消に向けた、家族に対する経済的支援と生活安定に向けた取組や各種制度の周知徹底に向けた取組を推進します。
- 子どもたちがいかなる環境においても学びの機会が損なわれることのないよう、また、将来の選択肢が狭まることのないよう、学習機会の充実にに向けた取組を推進します。

現状と 課題

- 厚生労働省が公表した「2022（令和4）年国民生活基礎調査」では、子どもの貧困状況を表す指標の1つである“子どもの相対的貧困率”が11.5%で、約9人に1人の子どもが相対的貧困状況にあるとしました。子どもの相対的貧困率は、平成24（2012）年の16.3%（約6人に1人）をピークに減少傾向で推移しています。その背景には、共働き家庭が増え、世帯収入が増加したことが要因の1つと考えられています。しかし、ひとり親家庭の収入は変わることがないため、ひとり親家庭の約半数は依然として貧困状況にあります。また、日本の子どもの貧困は、家がない、明日食べるものがないなどの“絶対的貧困”ではなく、周囲の子どもが得られていること（習い事や進学、様々な体験の機会など）が与えられていない“相対的貧困”に重点が置かれています。地域格差や経済的格差による子どもへの不自由が生じない社会づくりが進められています。
- アンケート調査結果をみると、C層（困窮層）の半数は離婚や未婚・非婚、死別などでいわゆるひとり親家庭です。また、C層の子どもはA層（一般層）、B層（周辺層）と比べて大学進学への希望が低く2割程度となっています。
- このことから、家庭の事情や経済的な理由により、学びの機会や体験、将来の選択肢が狭められることのないよう、家庭への経済的支援等を進め生活基盤を安定させていくサポートに取り組んでいくとともに、子どもたちの心身のケアや学習、体験の機会の充実に図っていくことが求められます。

関連するデータ・調査結果

- ▼子どもの両親の婚姻状況について(子どもの生活実態調査)対象:保護者)

調査結果は 55 ページ参照

- ▼子ども自身が希望する高等学校以上の進学先について(子どもの生活実態調査)対象:子ども)

調査結果は 65 ページ参照

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
要保護・準要保護児童生徒援助費支給	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に就学費用の一部を援助	教育総務課

施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策の方針

- 母子家庭、父子家庭などのいわゆる“ひとり親家庭”が経済的困窮や地域で孤立することがないように、各種制度の周知徹底や身近な相談支援機関の設置に向けた取組を推進します。

現状と課題

- 厚生労働省が公表した「全国ひとり親世帯等調査」の各年結果では、母子世帯、父子世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の数を直近10年間でみると微減傾向で推移しています。一方、母子世帯、父子世帯ともに平均収入は増加傾向で推移しており、令和4（2022）年に公表した同調査結果（令和3（2021）年度）では、母子世帯が236万円、父子世帯は496万円ですが、一般世帯の平均収入545万円（令和3（2021）年）と比較すると母子世帯は半分以下となっています。
- アンケート調査結果をみると、ひとり親家庭の養育費の受け取り状況については、受け取っていない家庭が6割以上となっています。
- ひとり親家庭は依然として厳しい経済的状況が続いているとともに、今は生活的困窮状態ではなくても、体調不良や子育て事情、社会情勢の変化などの要因で困窮状況に陥ってしまう可能性が高い状況にあることがうかがえます。そのため、養育費を確実に受け取れるように、ひとり親に対する各種制度や支援の整備と周知を徹底するとともに、ひとり親家庭が相談しやすい体制の整備や工夫も求められます。

関連するデータ・調査結果

▼離婚相手との子どもの養育費の取り決めについて(子どもの生活実態調査)対象:保護者)

調査結果は55ページ参照

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
自立支援・就業相談事業の周知	家庭生活支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの活動内容等の情報提供	子ども家庭課
遺児手当	父母の一方または両方が死亡している中学校卒業までの児童を養育している方へ支給される手当	子ども家庭課
児童扶養手当	高校生年代修了のまでの児童を監護、養育する母子・父子家庭への手当に関する各種手続き	子ども家庭課
ひとり親家庭への医療費助成	ひとり親家庭等において高校生年代修了までの児童を扶養している場合に助成	子ども家庭課
母子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭への貸付に関する情報提供	子ども家庭課

施策3 児童虐待防止対策、ヤングケアラー対策の充実

施策の方針

- 児童虐待がなくなる社会を目指して、その基本的な知識と理解の周知を徹底するとともに、相談しやすい窓口の開設、養育支援訪問事業の導入や要保護児童対策地域協議会の活用など、専門機関の整備と適切な支援につなげる体制づくりを推進します。
- ヤングケアラーの実態を把握するとともに、ヤングケアラーについての知識と理解の周知を徹底します。

現状と課題

- 全国の児童相談所及び市町村で受ける児童虐待に関する相談件数はどちらも増加傾向で推移しています。しかし、相談件数の増加が、即虐待事態の増加というわけではなく、児童虐待への理解促進や相談窓口が身近になったなどの要因から、件数増加へつながっているとも考えられます。また、近年の傾向を虐待の種類別の割合で見ると、身体的虐待やネグレクトから心理的虐待へ移行しており、令和2（2020）年度でその割合は全体の半数以上を占めています。主な心理的虐待は、家庭内の夫婦喧嘩やDV行為を子どもの前で行う「面前DV」が大勢となっています。
- 家族にケアを要する人がいる場合に、おとなが担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことを“ヤングケアラー”といいます。昨今、子どもを取り巻く課題の中で注目されており、子どもも保護者（家族）も自覚がないまま年数を重ねてしまっている場合があり、そのまま孤独にケアを続けてしまう場合や、社会参画の機会が遅れてしまうことが社会問題となっています。
- 施設等調査結果（アンケート調査）をみると、虐待やネグレクトへの対応や相談が増えたと感じる割合は5割以上で、虐待を含めた困りごとを抱えている子どもとその保護者（家族）への対応及び支援で心がけていることとして、子どもとその保護者（家族）との信頼関係構築に努めた、丁寧に話を聞くことを心がけた、といった回答が多くありました。
- アンケート調査結果をみると、おとなが子どもに家のことやお世話が必要な家族を子どももお世話していると認識している人数と比べて、お世話等をしていると感じている子どもの人数の方が多く、その時間を減らしたいと思っている子どもも少なくないことから、親と子どもで認識に差があることが示唆されます。
- このことから、子どもたちが虐待の被害を受けることのないよう、また、気づかれないままヤングケアラーとなってしまうのを防ぐため、子どもの権利を擁護するため、おとなや保護者に対して虐待及びヤングケアラーについての理解を深める情報発信や周知を強化することが重要です。さらに、親子の状態を実際に確認、把握できる各種健診の機会や保育所（園）、認定こども園、学校等での早期発見と親身な対応による信頼関係の構築、さらに、悩みや不安などを適切な専門機関や制度へ迅速につなげる連携体制の充実などが求められます。

関連するデータ・調査結果

▼虐待、ネグレクトの近年の対応や相談傾向について(施設等アンケート調査)対象:事業者)

調査結果は 77 ページ参照

▼日ごろから身の回りのお世話を必要とする人のお世話を子どももしているかについて

(子どもの生活実態調査)対象:保護者)

調査結果は 68 ページ参照

▼子ども自身が家のことや家族のお世話をしているかについて

(子どもの生活実態調査)対象:子ども)

調査結果は 70 ページ参照

▼家のことや家族のお世話について感じていること(子どもの生活実態調査)対象:子ども)

調査結果は 71 ページ参照

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センターの設置【再掲】	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に母子保健と児童福祉に関する切れ目のない一体的な相談支援	子ども家庭課
児童相談	18歳未満の児童及び家族・関係者からの相談への対応と、継続的な指導	子ども家庭課
子育て世帯訪問支援事業	子育てに不安や負担を抱えている家庭を訪問し、家事育児支援を行うことにより、虐待リスクの高まりを未然防止	子ども家庭課
子育て短期支援事業(ショートステイ)	子どもを家庭で養育することが困難になった場合に、児童養護施設・その他の施設で短期間子どもを預かる事業※親子利用も含む	子ども家庭課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師等が訪問し、養育者の不安や悩みの解消と、育児の情報提供 ※新生児訪問指導を含む	子ども家庭課
関係機関との連携	養育力が低い家庭の支援と、虐待の早期発見と早期対応の強化	子ども家庭課
虐待防止の住民への啓発	虐待の未然防止と早期発見のため、住民への周知	子ども家庭課
ヤングケアラー相談支援	自分自身がヤングケアラーであると自覚していない、あるいは周囲に相談できない子ども自身や、相談できる人がいなくて子育てに悩んでいる保護者に対して、ヤングケアラーの相談支援を実施	子ども家庭課

施策4 障がい児施策の充実

施策の方針

- 就学後も児童生徒の発達の遅れや障がいの有無などを学校で注意深く意識し、早期の発見に心がけ迅速な対応につなげます。
- 発達で気になる児童生徒や障がいのある場合も、適切な教育や学習の機会が得られる環境づくりを推進します。

現状と課題

- 文部科学省が公表した新しい学校基本調査結果では、特別支援学校等の児童生徒は増加傾向で推移しています。また、特別支援学級の児童生徒数も増加傾向にあり、近年は自閉症・情緒障がいが大きく増加しています。加えて、兄弟姉妹に重い病気や障がいのある子どもを意味するいわゆる“きょうだい児”への支援も重要です。きょうだい児は、置かれた環境から「様々な経験をする機会がない」、「将来への選択肢の幅が狭まる」、「悩みを相談しづらい」などの独自の問題が生じやすいことがわかっています。障がい児施策を推進する上で、きょうだい児へのサポートも視野に入れた取組の検討が求められます。
- 上三川町のデータをみると、18歳未満の障害者手帳所持者数は増加しています。また、施設等ヒアリング調査では、上三川町の発達障がいや情緒障がい、グレーゾーンの子どもは増加傾向にあると感じているという意見がみられます。
- このことから、学校における発達障がいを含む障がいのある児童生徒への個々の特性に応じた学習・指導が十分に提供できる環境づくりと、早期発見・早期対応につなげる学校と専門機関等との連携体制の強化がますます求められるところですが、教員の過度な負担とならない仕組みづくりも重要です。スクール・カウンセラーや支援員の配置、教員の障がいへの理解の促進につながる機会の充実、適切な接し方の工夫など知識を得る機会も必要です。さらに、障がいのある子どもだけではなく、その家族へのサポートも重要なことから、地域や専門機関との連携によるサポート体制の整備など、学校だけでなくまち全体で取り組む姿勢も、今後さらに求められるところではあります。

関連するデータ・調査結果

▼18歳未満の障害者手帳所持者数の推移（統計データ）

統計データは 19 ページ参照

▼学校での相談支援体制について〈子どもや保護者の傾向〉（施設等ヒアリング調査）

調査結果は 79 ページ参照

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査 【再掲】 (4か月児、10か月児、 1歳6か月児、3歳児健 康診査)	4か月、10か月、1歳6か月、3歳、合計4回の集 団健康診査を行い、乳幼児の疾病や障がい等の早期発 見の促進 主な健康診査の内容は問診、計測、医師の診察、栄 養・保健指導、心理相談など	子ども家庭課
5歳児発達相談 【再掲】	軽度発達障がい児の早期発見、集団保育の場での行 動観察等	子ども家庭課
ことばの相談【再掲】	幼児健康診査や訪問等でことばの遅れ等の問題が 疑われる子どもとその保護者の個別指導	子ども家庭課
にこにこ相談(子育て 発達支援相談) 【再掲】	幼児健康診査や訪問等で精神発達遅滞や発達障が い等の問題が疑われる子どもとその保護者の個別指 導	子ども家庭課
のびのび教室【再掲】	乳幼児健康診査等において、精神発達・運動発達等 の遅れが気になる子どもの小集団指導	子ども家庭課
障がい児保育【再掲】	障がい児担当保育士の加配費用の一部を保育施設 に助成	子ども家庭課
就学教育相談	小学校入学前に不安や課題等がある児童の保護者 に対する就学説明会の開催、町教育研究所の相談員に よる教育相談等	教育総務課
障がい児通所支援事 業	障がい児が施設に通い、日常生活の基本動作や集団 生活への適応訓練	健康福祉課
日中一時支援事業	障がい児の日中一時預かり	健康福祉課
学級運営改善事業	発達障がい等で学習面・生活面において、特別な教 育的支援を必要とする児童生徒の個々に合わせた小 集団指導または個別指導	教育総務課
教育支援委員会	障がいがあるために、特別な教育的支援を必要とす る幼児・児童生徒に対し、学校長や専門家が、就学相 談や就学後の教育的支援について助言	教育総務課
特別支援教育	障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりのニー ズに応じた指導及び支援	教育総務課

施策5 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもたちへの支援

施策の方針

- いじめや不登校、自殺など、児童生徒が抱える悩みや不安に対して、気軽に相談できる身近な人材や専門機関の確保を推進し、子どもたちが心身ともに健康に成長できるようサポート体制の充実を図ります。

現状と課題

- 文部科学省が公表した「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、全国のいじめの認知件数はおおむね増加傾向で推移しており、特に小学校の件数の激増が認知件数を増やしている大きな要因となっています。その背景には、いじめに対する認識の変化や現場の体制が強化されたこともあり、一概にこれまでであったいじめをする側とされる側が急増しているわけではないと示唆されます。一方、不登校も増加の傾向で推移していますが、これは実際に学校へ通えない子どもが増えているという事実で、全国的に深刻な問題となっています。また、児童生徒の自殺件数は年々増加の傾向で推移しており、令和4（2022）年の自殺件数は昭和55（1980）年以降最多となっています。直接的・間接的な理由は多岐にわたりますが、自殺対策にあたって、児童生徒が抱える悩みや不安、困りごとを相談できる相手や体制が確保されていることが重要であることは間違いありません。

- このことから、子どもたちが日中多くの時間を過ごす学校において、まずは最も信頼関係が築きやすい担任の先生が児童生徒一人ひとりに対して親身に接し、小さなことにも気づき、改善・解消に向けた教育・指導、相談対応を行うことが重要です。そのためには、教員一人ひとりの時間と心の余裕を確保する仕組みづくりも重要になります。次に、様々な相談先を設けることも相談しやすい体制づくりとして必要な観点であるため、スクール・カウンセラー等の配置など専門員、専門機関をはじめ地域住民との連携体制の整備も求められます。

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
スクール・カウンセラーの配置	スクール・カウンセラーを配置し、不登校や子育て相談など幅広い相談への対応	教育総務課
町教育支援センター「オアシス」での相談	不登校児童生徒を中心とする教育支援センター「オアシス」では、通級の生徒や不登校児童生徒の保護者を中心にして、相談を定期的実施	教育総務課
こころの相談	こころの悩みや精神疾患などについて、本人及び家族からの相談	健康福祉課
ゲートキーパー養成講座	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができるゲートキーパーの担い手を養成する講座を開催	健康福祉課

施策6 権利に関する普及啓発

施策の方針

- 様々な個性や置かれた環境にかかわらず、すべての子どもが最善の利益を得られるよう「子どもの権利条約」に掲げられている内容をもとに、学校教育、家庭教育において理解の促進を図ります。

現状と課題

- こども基本法にも取り入れられている「子どもの権利条約」は、“差別の禁止”、“子どもの最善の利益”、“生命、生存及び発達に対する権利”、“子どもの意見の尊重”の4つの原則を中核にしています。
- このことから、発達障がい、いじめ、差別、虐待、生活困窮、自殺など、子どもたちが不利益を被ることのないよう、また、子どもたちを取り巻く問題を解消していくことにつなげるべく、子どもの権利を全市民が理解し、尊重していくことが求められます。また、“すべての子ども”たちには、外国籍の子どもや在日外国人の子どもも含まれます。こうした子どもたちが、ふだんの生活や学校教育の中で差別や不自由を受けないよう適切な対応や配慮、サポートをしていくことが求められます。

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
人権教育	家庭、学校における人権教育の推進	教育総務課 生涯学習課
人権啓発活動の実施	「人権教室」の開催、啓発冊子の配布など、「こどもの人権を守ろう」の啓発活動を実施	健康福祉課 生涯学習課

基本目標5 子育て当事者への支援

施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施策の方針

●子育てや教育が子育て家庭に経済的負担として大きくのしかかることのないよう、各種制度の周知や利用しやすいアプローチに努め、すべての子育て家庭が充実した子育て・教育ができる環境づくりを推進します。

現状と課題

○国では、これまで幼児教育・保育の無償化や児童手当の拡充など、子育てや教育に関する経済的負担の軽減措置を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大や物価高騰など家計を圧迫する事象が続き、経済的な側面から安心して子育てができている家庭は決して多くはないと考えられます。国は今後も「こども未来戦略」の加速化プランで新たに盛り込んだ「子ども・子育て支援金制度」をもとに出産・子育て応援給付金や児童手当の抜本的拡充、育児休業給付の普及率を手取りの10割相当引上げなど、各種新制度を設けていく予定です。

○アンケート調査結果をみると、子育てで日頃悩んでいることや不安に感じていることについて、未就学児童保護者、小学生保護者ともに子育てや教育にかかる出費のことが最も多くなっています。

○このことから、引き続き国や県の定める各種制度の周知と活用しやすいアナウンス、相談支援等を推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減につなげていくことが求められます。

関連するデータ・調査結果

▼子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることについて

(子ども・子育て調査)対象:未就学児保護者、小学生保護者)

調査結果は51ページ参照

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
児童医療費助成事業【再掲】	高校3年生相当までの子どもの通院及び入院の医療費助成	子ども家庭課
児童手当	高校生年代修了までの児童を養育している人への手当	子ども家庭課
保育料の減免	保育所(園)・認定こども園等に同一世帯から同時に複数人利用する場合に減免	子ども家庭課
白鷺奨学基金 上三川町ふるさと人材育成奨学金	経済的な理由で修学が困難な者に対し、奨学金を支給	教育総務課

施策2 家庭や地域の教育力、コミュニティ力の向上

施策の方針

- 忙しい子育て家庭と地域コミュニティをつなぎ、地域が一体となってみんな子育てができるまちとなるよう、地域における交流や学びの機会づくりを推進します。

現状と課題

- 地域コミュニティの希薄化が問題視されて久しく、その後も核家族化は進行し、共働き家庭が増え、昼間の時間帯を地域で過ごす若者、子育て世代、現役世代はますます減り、地域コミュニティは重要でありながらも創出・持続が困難な状況です。同様に、昔のように子どもを家庭と地域が一緒になって育てたり、学ぶ機会が提供されたりすることも、両親ともに働いていて忙しく、地域と関わる接点が多くなりつつある状況のため、さらに難しくなっています。
- アンケート調査結果をみると、まちの子育て状況について、未就学児童保護者、小学生保護者ともに地域における子育て支援の充実という意見は多く、地域とともに子育てをしていきたい意向はあると考えられます。
- このことから、現在の子育て家庭の事情や状況を把握した上で、家庭や地域の教育力向上につながることも含め、地域コミュニティ力の向上に向けた地域と関わる機会を創出する各種取組の推進が求められます。

関連するデータ・調査結果

▼まちの子育て環境の状況について(子ども・子育て調査)対象:未就学児保護者、小学生保護者)

調査結果は 72～73 ページ参照

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
家庭教育学級〔幼保・小中学校と連携:出前講座〕 (生涯学習センター)	幼保・小中学校等の要望により、家庭教育学級の出前講座として実施 要望内容により幼保・小中学校等と協議の上、講師を依頼し、学校へ派遣	生涯学習課
家庭教育オピニオンリーダーの活動支援 (生涯学習センター)	地域での家庭教育支援者の養成を目指した、栃木県主催「家庭教育オピニオンリーダー養成講座」修了者が、子育て支援グループとして、自主的活動ができるように支援	生涯学習課
立入調査強化事業	青少年の非行問題に取り組む月間に合わせ、事業所等に立入調査	生涯学習課
子育てサロン事業	子育て中の親子を対象に、親と子ども同士の交流活動や体験活動及び育児相談の実施	生涯学習課

施策3 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

施策の方針

- 子育て家庭が、子育てによって希望する仕事ができないことや仕事によって子育てが十分に行えない状況にならないよう、子育て支援の充実に向けて取り組んでいくとともに、民間企業への制度の周知等、子育てしやすい就労環境づくりを推進します。

現状と課題

- 総務省が公表した「労働力調査」では、「雇用者の共働き世帯」は増加傾向にある一方、「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」は減少傾向となっており、共働き家庭は増加傾向にある状況です。また、育児休業取得率は女性で8割台、男性も低水準ですが上昇傾向にある（令和3（2021）年度は13.97%）となっており、女性の出産後継続就業率も5割台で年々増加しています。
- 上三川町のデータをみると、働く女性は増加傾向にあり、特に妊娠・出産の適齢期である20歳代後半から30歳代は大きく増加しています。また、女性の正規職員・従業員及びパート・アルバイト等の割合も増加傾向で推移しています。
- アンケート調査結果をみると、育児休業の取得率は、十分ではありませんが母親・父親ともに増加傾向となっています。一方、子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じていることについて、未就学児童保護者、小学生保護者ともに“仕事や自分のやりたいことができない”と回答している割合は高く、仕事と子育ての両立はまだ十分ではないことがうかがえます。
- このことから、今後も共働き家庭は同程度または今まで以上に増えていくことを踏まえ、仕事と子育ての両立支援のさらなる強化が求められます。民間企業と子育て家庭に子育て支援制度を周知し理解を広げるとともに、安心して子どもを預けられる環境の整備を引き続き推進していく必要があります。

関連するデータ・調査結果

▼年齢別女性の労働力率の推移（統計データ）

統計データは25ページ参照

▼地位別従業者数の割合の推移（統計データ）

統計データは26ページ参照

▼育児休業や短時間勤務制度の利用について（子ども・子育て調査）対象：保護者

調査結果は39ページ参照

▼子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じていることについて

（子ども・子育て調査）対象：保護者

調査結果は52ページ参照

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
企業への意識啓発(育児・介護休業制度の周知)	事業所内保育所の整備や男性の育児休業等の取得推進、子育て期間中の短時間勤務など、子育てをしやすい職場環境の整備についての啓発	商工課
労働者への意識啓発(育児・介護休業制度の周知)	育児休業や看護休暇などの取得を促す呼びかけや広報活動を行うとともに、関係団体等が行う男性が子育てに関わる必要性を伝える講演会等へ参加の呼びかけ	商工課
父親の子育て参加意識の啓発	父親になる男性に対し、妊婦への理解及び積極的な育児参加を促す呼びかけや啓発活動	子ども家庭課
企業における両立支援	企業に向け「仕事と子育ての両立支援をいかに行うべきか」についての呼びかけや啓発活動	商工課
放課後子ども教室【再掲】	放課後や週末等に子どもたちの安全・安心な活動拠点となる居場所	生涯学習課
延長保育	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所(園)等で引き続き保育を実施	子ども家庭課
病児保育事業	保育所(園)等において、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応や保育所(園)等に通所(園)する児童に対する保健的な対応等	子ども家庭課
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により放課後等に十分な保育ができない小学生児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室等を利用し、適切な遊び及び生活の場を提供	子ども家庭課
一時預かり事業	保育所(園)等において子どもを一時的に預かり、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、家庭での保育が困難な場合または育児疲れによる保護者の負担軽減を図る事業	子ども家庭課
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方が会員となり、会員相互による育児の援助活動を行う	子ども家庭課

基本目標6 子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり

施策1 子どもの安全の確保

施策の方針

- 子どもたちが安全、安心して登降園、登下校できるよう、道路整備や注意喚起、災害への備えなど日頃からできることに取り組むまちづくりを推進します。

現状と課題

- 全国で発生しているバス内や車内の事故、登下校中の車等との衝突事故など、道路交通上の不幸な事故をなくしていくための注意喚起が求められています。また、児童買春や児童ポルノの製造等、児童に性的な被害を与える犯罪行為の撲滅や全国各地で発生している大規模な自然災害への備えも重要な取組です。
- このことから、不幸な事故を未然に防ぐためにも、道路や歩道等の計画的な整備、交通安全に向けた基本的な知識やルールの周知徹底、地域住民との協働による安全確保など、子どもたちの命を守るために日頃からの取組を強化していく必要があります。また、子どもたちが犯罪被害にあわないために他機関連携を強化し、また、大規模災害時にも安全を確保できるよう日頃からの広域連携、各施設での危機管理の徹底が求められます。

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
防犯灯の設置	町内各自治会より要望のあった箇所について通学路を優先に防犯灯を設置	地域生活課
交通安全教室	全小学校で町交通指導員や警察官により、交通ルールや横断歩道の渡り方等の教育や指導	地域生活課
災害時要援護者等対策	災害時における乳幼児、障がい児、児童生徒等の安全避難を確保	総務課 健康福祉課 教育総務課
防犯講習会・防犯パトロール	学校等で警察署の協力を得て実施 各自治会等で警察署の協力を得て実施 児童の下校時に合わせ、防犯パトロール車による巡回を実施	教育総務課 地域生活課
こども110番の家	児童生徒が不審者により「つきまとい」や「声かけ」、暴力、わいせつ行為等の被害にあいそうになった、またはあったときに、逃げ込むことができる場所としてこども110番の家を設置	教育総務課
防犯機器の貸与	学校内や周辺地域（通学路など）を見回りするスクールガードに対し、必要とする防犯機器を貸与 小学校新入児童全員に防犯ブザーを配布	教育総務課
校内の危機管理体制の整備	安全安心な学校づくりのため危機管理マニュアルを整備するとともに、スクールガードをはじめとした地域社会、保護者、警察等との連携により、通学路における児童生徒の安全を確保	教育総務課

施策2 子育てを支援する生活環境の整備

施策の方針

- 子育て家庭が日常的に利用している道路や歩道、交通手段、生活用品の販売店舗などの利便性と安全性の向上に向けた取組を計画的に推進します。

現状と課題

- 子育てしやすいまちの環境として、主に公園や公共施設の利便性や整備状況、通園路や通学路の整備状況、交通手段の整備状況、災害時の安全性、医療機関をはじめ日用品や食料が購入できる施設が身近にあるか、などがあげられます。こうしたまち全体で取り組むべき生活環境の整備事業は、まちの財政管理を踏まえた上で計画的に検討、調整し、段階的に実施していくものです。
- アンケート調査結果をみると、子育て支援の充実を図ってほしいことについて、妊産婦、未就学児童保護者、小学生保護者ともに“子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい”が最も多くなっており、5年前、10年前の調査結果でも同様に最も多い回答となっています。
- このことから、子育て世代が望む子育て支援の充実は、子どもと一緒に出かけられる、出かけやすいまちづくりであることがわかります。道路の整備からまちが管理する施設の設備までを子育て世代に利用しやすいよう工夫するほか、子育て世代が子どもと一緒に過ごせる居場所づくりの検討も求められます。

関連するデータ・調査結果

- ▼行政に対して、今後、子育て支援の充実を図ってほしいこと
(子ども・子育て調査)対象:未就学児保護者、小学生保護者)

調査結果は 74 ページ参照

具体的な取組

事業名	事業内容	担当課
道路整備事業	道路整備事業における歩道形式について、すべての人にとって使いやすいバリアフリーを考慮したセミフラット形式を採用 通学路及びキッズゾーンにおいて、区画線やカラー舗装、ゾーン 30 の整備等による安全対策	都市建設課 子ども家庭課 教育総務課 地域生活課
子育てにやさしい公共施設の整備	公園内トイレの整備において、子育て世代に配慮した設備	都市建設課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 第3期上三川町子ども・子育て支援事業計画とは

「第3期上三川町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期計画」という。）は、「上三川町こども計画」と一体的に策定するもので、計画期間は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5か年とします。

同計画は、本町における教育・保育施設の適切な提供量を確保することを目的としており、計画期間中における未就学児童のうち、保育所（園）、幼稚園、認定こども園等の提供する教育・保育サービスが必要な1～3号認定の子どもの人数を算出し、待機児童を出さない十分提供できる教育・保育サービス量を確保するものです。

また、その他の教育・保育に関わる事業である地域子ども・子育て支援事業についても同様に令和7（2025）年度以降の5年間の利用者数（量の見込み）と、それに見合うサービス提供量（確保の方策）を算出し、本町の子育て環境を整備することを目的としています。

第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく本町の教育・保育の提供区域は、第1期計画及び第2期計画に引き続き、第3期計画においても、教育・保育の提供を町全体とし、地域子ども・子育て支援事業計画においては「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」のみ小学校区の提供とし、その他の事業は町全体での提供とします。これは、保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案したものです。

■事業一覧

取組	
保 育 教 育	特定教育・保育施設 幼稚園、保育所(園)、認定こども園
	特定地域型保育事業 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地 域 子 ども 子 育 て 支 援 事 業	①利用者支援事業
	②地域子育て支援拠点事業
	③妊婦健康診査
	④乳児家庭全戸訪問事業
	⑤養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業
	⑥子育て短期支援事業
	⑦ファミリー・サポート・センター事業
	⑧一時預かり事業
	⑨延長保育事業(時間外保育事業)
	⑩病児保育事業、子育て援助活動支援事業
⑪放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
⑭子育て世帯訪問支援事業	
⑮児童育成支援拠点事業	
⑯妊婦等包括相談支援事業	
⑰乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	
⑱産後ケア事業	

第3節 量の見込みの基本的な考え方と町の将来人口の推計

1 量の見込みの基本的な考え方

量の見込みとは、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の利用人数の見込みのことを意味します。

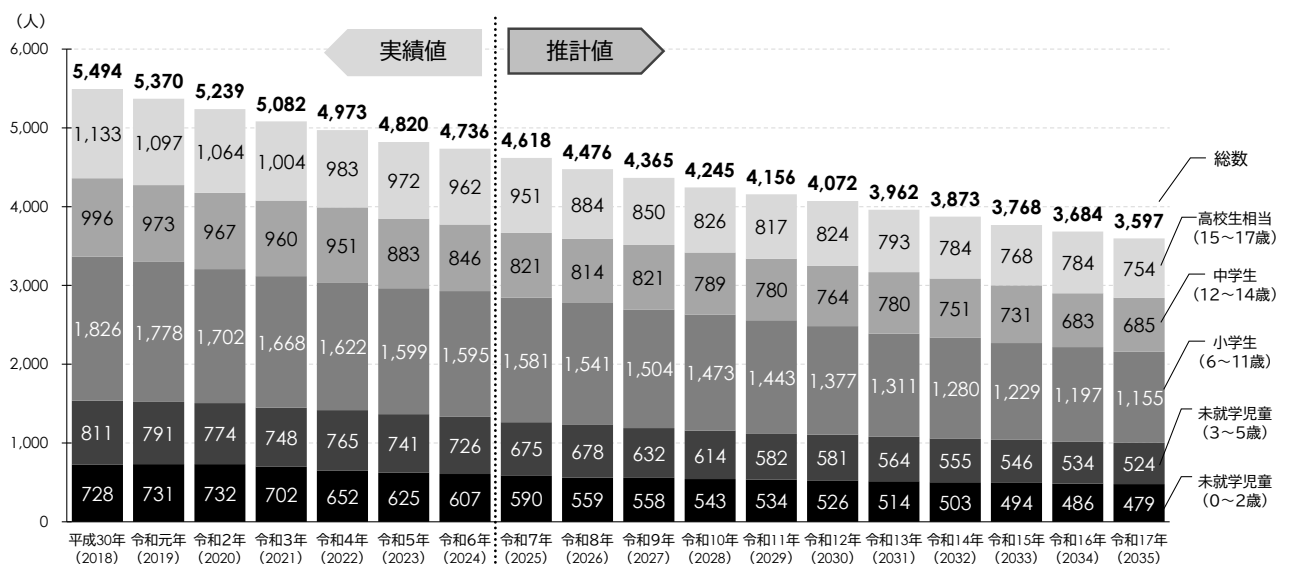
量の見込みの算出方法は、基本的に町の将来人口の推計による各年齢の子どもの数に対して、おおよそ過去5年間の認定区分の対象となった子どもの人数（実績値）や各種事業の利用者数（実績値）から算出した割合の傾向を把握した上で、今後5年間の認定区分対象者数及び各種事業利用者数の変化の方向を検討しながら設定しました。

2 町の将来人口の推計(住民基本台帳によるコーホート変化率法に基づく推計)

町の将来人口の推計は、既存の町の人口推計結果を踏まえつつ、本計画が年齢別の子どもの人数を年度ごとに必要とする特性を考慮し、改めて1歳階級別コーホート変化率法による将来人口推計を算出しました。

なお、15ページに掲載している人口推計は、国勢調査の統計データベースによる社人研推計のため、本推計とは異なる算出方法、算出結果となっています。この推計は、中長期的スパンに適している推計であり、対してコーホート変化率法に基づく本推計は、近い将来の状況を把握することに適している推計であるため、量の見込みの算出においては、本推計を採用しています。

■上三川町の1歳階級別の0~17歳の子どもの将来人口推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）に基づくコーホート変化率法による将来人口推計

コーホート変化率法：ある年の年齢別人口を基準人口とし、一定期間における変化率を求め、将来の人口を推計する手法。例えば、ある年の1歳の人々が翌年2歳となったときの変化の割合と同じ割合での変化が、次の年の1歳の人々が翌年に2歳となるときにも起こるであろうと考えて推計するものです。

第4節 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国が示す基本指針等に沿って、教育・保育提供区域の計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等による確保の内容及び実施時期を「確保の方策」として設定します。

その他、保育の質の向上を図る上で、安定的な保育士の確保と質の向上が喫緊の課題となっています。

今後の保育ニーズの状況等により、国や県の制度も活用し、施設の整備や保育士確保策と質の向上を検討していきます。

■認定区分

認定区分	対象年齢	利用先	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)	・専業主婦(夫)家庭 ・共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5歳	・保育所(園) ・認定こども園(保育所(園)部分)	・共働き家庭
3号認定	0～2歳	・保育所(園) ・認定こども園(保育所(園)部分) ・特定地域型保育事業	

■施設(事業)の類型

施設(事業)の類型	利用先
特定教育・保育施設 (施設型給付)	・幼稚園 ・保育所(園) ・認定こども園
特定地域型保育事業 (地域型保育給付)	・小規模保育(定員:6～19人) ・家庭的保育(定員:5人以下) ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育(事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る)
確認を受けない幼稚園	・施設型給付を受けるための確認を、町から受けない幼稚園 (私学助成の幼稚園)

1 1号認定（3～5歳児で幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)を利用)

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、必要な3～5歳児教育・保育利用定員の確保を図ります。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み (利用者数)		468人	440人	440人	418人	416人	416人	416人	416人	416人	416人
確保の方策	特定教育・ 保育施設※	120人	120人	132人	132人	132人	132人	132人	132人	132人	132人
	確認を受け ない幼稚園	187人	180人	161人	140人	132人	140人	140人	140人	140人	140人
	特定地域型 保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	預かり保育	114人	107人	115人	113人	114人	114人	114人	114人	114人	114人
	広域利用	50人	45人	39人	40人	38人	34人	33人	32人	31人	30人
(確保の方策) - (量の見込み)		3人	12人	7人	7人	0人	4人	3人	2人	1人	0人

※特定教育・保育施設は、認定こども園（幼稚園部分）

2 2号認定（3～5歳児で保育所(園)、認定こども園(保育所(園)部分)を利用)

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、必要な3～5歳児保育利用定員の確保を図ります。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み (利用者数)		367人	355人	373人	371人	374人	374人	374人	374人	374人	374人
確保の方策	特定教育・ 保育施設※	381人	372人	372人	372人	372人	372人	372人	372人	372人	372人
	認可外 保育施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	広域利用	26人	17人	20人	25人	25人	28人	27人	26人	25人	24人
(確保の方策) - (量の見込み)		40人	34人	19人	26人	23人	26人	25人	24人	23人	22人

※特定教育・保育施設は、保育所(園)、認定こども園（保育所部分）

3 3号認定 (0~2歳児で保育所(園)、認定こども園(保育所(園)部分)、特定地域型保育事業を利用)

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、必要な0~2歳児保育利用定員の確保及び特定地域型保育事業の推進を図っていきます。

■量の見込みと確保の方策

0歳児保育		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (利用者数)		88人	88人	96人	88人	88人	88人	87人	86人	85人	84人
確保の方策	特定教育・ 保育施設※1	80人	89人	89人	89人	89人	89人	89人	89人	89人	89人
	認可外 保育施設※2	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	4人	4人	4人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人
	広域利用	7人	4人	9人	10人	10人	8人	7人	6人	5人	4人
(確保の方策) - (量の見込み)		3人	9人	6人	21人	21人	19人	19人	19人	19人	19人

1歳児保育		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (利用者数)		121人	125人	123人	143人	139人	135人	133人	131人	129人	127人
確保の方策	特定教育・ 保育施設※1	104人	107人	107人	108人	107人	107人	107人	107人	107人	107人
	認可外 保育施設※2	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	5人	6人	6人	20人	20人	16人	14人	12人	12人	12人
	企業主導型保育 施設の地域枠	4人	4人	4人	3人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	広域利用	9人	10人	9人	12人	10人	10人	10人	10人	10人	10人
(確保の方策) - (量の見込み)		1人	2人	3人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	4人

2歳児保育		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (利用者数)		120人	128人	121人	142人	138人	134人	132人	130人	128人	126人
確保の方策	特定教育・ 保育施設※1	113人	114人	110人	116人	112人	110人	110人	110人	110人	110人
	認可外 保育施設※2	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	特定地域型 保育事業	2人	2人	6人	8人	8人	10人	9人	9人	9人	9人
	企業主導型保育 施設の地域枠	5人	5人	5人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	広域利用	4人	7人	8人	16人	16人	11人	11人	11人	11人	11人
(確保の方策) - (量の見込み)		4人	0人	8人	1人	1人	0人	1人	3人	5人	7人

※1 特定教育・保育施設は、保育所(園)、認定こども園(保育所(園)部分)

※2 企業主導型保育施設は除く

第5節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び

確保の方策

国が示す基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに確保の内容及び実施時期を「確保の方策」として設定します。

1 利用者支援事業 対象:子どもの保護者(主に未就学児童保護者)

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないサービスを提供するための相談窓口としてこども家庭センターを開設し、専門知識を有する保健師・助産師が、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じるほか、各種サービスの情報提供等を実施しています。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	基本型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	地域子育て 相談機関	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	こども家庭 センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の方策	基本型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	地域子育て 相談機関	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	こども家庭 センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
(確保の方策) - (量の見込み)		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

2 地域子育て支援拠点事業 対象:未就学児

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

町の子育て支援センターのほか、平成 31 (2019) 年度に 1 か所を増やし、2 か所の体制で事業を実施していますが、今後も、乳幼児活動や相談事業、交流・参加型事業など、子育て支援の拠点として事業の充実を図ります。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数	770 人/月	862 人/月	824 人/月	947 人/月	925 人/月	2,920 人/月	2,920 人/月	2,920 人/月	2,920 人/月	2,920 人/月
確保の方策	利用者数	770 人/月	862 人/月	824 人/月	947 人/月	925 人/月	2,920 人/月	2,920 人/月	2,920 人/月	2,920 人/月	2,920 人/月
	施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
(確保の方策) - (量の見込み)		0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月

3 妊婦健康診査 対象:すべての妊婦

妊婦及び胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対し、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦の健康管理及び妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病をはじめとした妊娠中の異常や、切迫流産等ハイリスク妊婦の早期発見のため、医療機関等との連携強化を図ります。また、妊娠期間中を安心して過ごせるよう、妊婦健康診査の受診を促進します。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数× 利用回数	2,678 人回	2,608 人回	2,466 人回	2,060 人回	1,918 人回	2,000 人回	1,850 人回	1,800 人回	1,750 人回	1,700 人回
確保の方策	利用者数× 利用回数	2,678 人回	2,608 人回	2,466 人回	2,060 人回	1,918 人回	2,000 人回	1,850 人回	1,800 人回	1,750 人回	1,700 人回
(確保の方策) - (量の見込み)		0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

4 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

対象:生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

町内の乳児(生後4か月まで)のいるすべての家庭に対し、助産師等が自宅に訪問し、母子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、育児についての相談や助言、その他必要な支援を行っています。

訪問結果により特に支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数	231人	211人	200人	193人	184人	185人	175人	170人	160人	155人
確保の方策	利用者数	231人	211人	200人	193人	184人	185人	175人	170人	160人	155人
	(確保の方策) - (量の見込み)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

5 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

(1)養育支援訪問事業 対象:養育支援が特に必要な家庭(妊産婦も含む)

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要と認められる児童やその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊産婦等に対し、当該自宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊産婦に対し、助産師、保育士等が対象者の自宅を訪問し、事業を行っています。

引き続き、乳児家庭全戸訪問事業などから対象者の把握に努め、助産師、保育士等による支援体制を維持していきます。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数	73人	30人	54人	32人	29人	50人	50人	50人	50人	50人
確保の方策	利用者数	73人	30人	54人	32人	29人	50人	50人	50人	50人	50人
	(確保の方策) - (量の見込み)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 要保護児童等に対する支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、関係機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

代表者会議や案件の進行管理と、児童についての情報共有を図る実務者会議等を開催します。また、関係機関等の実務者を対象に、虐待防止に関する研修会を開催するなど、資質の向上に努め、児童虐待防止事業を充実させます。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	代表者会議 開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	実務者会議 開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回
確保の方策	代表者会議 開催回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	実務者会議 開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回

6 子育て短期支援事業 対象:0～5歳児

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業・ショートステイ事業）です。

今後も、近隣の児童福祉施設等への委託による対応を図ります。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数	0人	0人	0人	12人	4人	30人	30人	30人	30人	30人
確保の方策	利用者数	0人	0人	0人	12人	4人	30人	30人	30人	30人	30人
	施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
(確保の方策) - (量の見込み)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

7 ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

対象:就学児

子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

利用者のニーズに対応できる人材の確保等に努めます。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用者数	0人	0人	28人	28人	28人	10人	10人	15人	15人	15人
確保の方策	利用者数	3人	3人	3人	8人	10人	10人	10人	15人	15人	15人
	(確保の方策) - (量の見込み)	3人	3人	▲25人	▲20人	▲18人	0人	0人	0人	0人	0人

8 一時預かり事業

(1)一時預かり事業(幼稚園型) 対象:3~5歳児

幼稚園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園で定める通常の保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

本町の幼稚園及び認定こども園の2か所において、預かり保育を実施しています。保護者の利用ニーズに対応できるよう、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用者数× 利用日数	14,562 人日	18,442 人日	20,069 人日	22,288 人日	28,461 人日	22,000 人日	22,000 人日	22,000 人日	22,000 人日	22,000 人日
確保の方策	利用者数× 利用日数	14,562 人日	18,442 人日	20,069 人日	22,288 人日	28,461 人日	22,000 人日	22,000 人日	22,000 人日	22,000 人日	22,000 人日
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	(確保の方策) - (量の見込み)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(2)一時預かり事業(幼稚園型以外) 対象:1~5歳児

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間保育所(園)において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現在、町内3か所の保育所(園)において預かり保育を実施し、学校行事等の行事参加やリフレッシュなど、多様な保育需要に対応しています。ファミリー・サポート・センターによる一時預かり事業と合わせ、必要な事業量の確保を図ります。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用者数× 利用日数	817 人日	965 人日	308 人日	789 人日	896 人日	950 人日	950 人日	950 人日	950 人日	950 人日
確保の方策	利用者数× 利用日数	817 人日	965 人日	308 人日	789 人日	896 人日	950 人日	950 人日	950 人日	950 人日	950 人日
	一時預かり事業 ※1	817 人日	955 人日	308 人日	578 人日	669 人日	750 人日	750 人日	750 人日	750 人日	750 人日
	子育て援助活動 支援事業※2	0 人日	10 人日	0 人日	211 人日	227 人日	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日
	子育て短期支援事業 ※3	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保の方策	施設数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	一時預かり事業 ※1	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	子育て短期支援事業 ※3	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
(確保の方策) - (量の見込み)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※1 在園児対象型を除く

※2 病児・緊急対応強化型事業を除く

※3 トワイライトステイ

9 延長保育事業(時間外保育事業) 対象:0~5歳児

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所(園)、認定こども園において保育を実施する事業です。

利用実績を踏まえるとともに、計画期間においてはニーズ量に応じた体制づくりに努めます。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用者数	182人	147人	140人	141人	134人	140人	140人	140人	140人	140人
確保の方策	利用者数	182人	147人	140人	141人	134人	140人	140人	140人	140人	140人
	施設数	9か所	9か所	9か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
(確保の方策) - (量の見込み)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

10 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

対象:0～5歳児

病児について、病院・保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

体調不良児対応型については、現在、子どもが通っている園にて行う事業で、今後は6か所にて行う予定です。また、病児・病後児対応型については、町外施設での広域利用として委託していきます。

保護者の就労が進み、保育所(園)に通っている子どもが病気になったときに、保護者に代わって病気の子どもの世話をする病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安心・安全な施設や保育体制の充実を図っていきます。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用者数× 利用日数	194 人日	402 人日	1,119 人日	657 人日	544 人日	1,080 人日	1,080 人日	1,080 人日	1,080 人日	1,080 人日
確保の方策	利用者数× 利用日数	194 人日	402 人日	1,119 人日	657 人日	544 人日	1,080 人日	1,080 人日	1,080 人日	1,080 人日	1,080 人日
	病児保育事業	194 人日	402 人日	1,119 人日	657 人日	544 人日	1,080 人日	1,080 人日	1,080 人日	1,080 人日	1,080 人日
	子育て援助活動 支援事業※	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保の方策	施設数	4 か所	4 か所	5 か所	7 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
	病児・病後児対応型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	体調不良児対応型	4 か所	4 か所	5 か所	7 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
	非施設型(訪問型)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
(確保の方策) - (量の見込み)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※ 病児・緊急対応強化事業

11 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 対象:小学1～6年生

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、保護者が昼間家庭にいない小学1～6年生の児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。引き続き、小学校を単位とする町内の学童クラブにおいて事業を実施するとともに、ニーズ量の充足が学校単位で図れるよう、必要に応じて空き教室の確保等に努めます。

量の見込みについては、学童クラブにおいては保育所(園)と異なり、登録者全員が毎日利用するわけではないことから、主に毎日の利用が予想される月額登録者を量の見込みの数として算出しています。

また、「放課後児童健全育成事業」においては、「放課後子ども教室事業」と連携し、「新・放課後子ども総合プラン」の計画的な推進を図り、遊びの場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有及び共働き家庭の子どもに対する放課後の居場所の確保に向けた対応をします。

■量の見込みと確保の方策

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用人数	255(404) 人	316(428) 人	359(486) 人	376(543) 人	397(573) 人	400(574) 人	400(578) 人	401(581) 人	405(582) 人	406(585) 人
	低学年(1～3年生)	181(273) 人	224(279) 人	253(317) 人	273(351) 人	274(365) 人	273(362) 人	274(365) 人	274(365) 人	276(368) 人	278(370) 人
	高学年(4～6年生)	74(131) 人	92(149) 人	106(169) 人	103(192) 人	123(208) 人	127(212) 人	126(213) 人	127(216) 人	129(214) 人	128(215) 人
確保の方策	利用人数	385人	385人	420人	420人	450人	450人	470人	470人	470人	470人
(確保の方策) - (量の見込み)		130人	69人	61人	44人	53人	50人	70人	69人	65人	64人

※ () 内は月額、日額を合わせた登録者数

■小学校区別の量の見込みと確保の方策

本郷小学校区		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用人数	26(40) 人	25(39) 人	28(42) 人	20(33) 人	20(33) 人	20(32) 人	19(31) 人	18(30) 人	18(29) 人	17(28) 人
	低学年(1～3年生)	17(23) 人	15(24) 人	16(26) 人	15(21) 人	10(20) 人	10(19) 人	10(19) 人	9(18) 人	9(18) 人	9(17) 人
	高学年(4～6年生)	9(17) 人	10(15) 人	12(16) 人	5(12) 人	10(13) 人	10(13) 人	9(12) 人	9(12) 人	9(11) 人	8(11) 人
確保の方策	利用人数	30人	30人	30人	30人	30人	30人	30人	30人	30人	30人
(確保の方策) - (量の見込み)		4人	5人	2人	10人	10人	10人	11人	12人	12人	13人

本郷北小学校区		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用人数	55(75) 人	59(78) 人	63(83) 人	60(82) 人	54(81) 人	54(81) 人	54(81) 人	54(81) 人	54(81) 人	54(81) 人
	低学年(1~3年生)	35(46) 人	33(44) 人	38(51) 人	42(52) 人	29(43) 人	29(43) 人	29(43) 人	29(43) 人	29(43) 人	29(43) 人
	高学年(4~6年生)	20(29) 人	26(34) 人	25(32) 人	18(30) 人	25(38) 人	25(38) 人	25(38) 人	25(38) 人	25(38) 人	25(38) 人
確保の方策	利用人数	60人	60人	60人	60人	60人	60人	60人	60人	60人	60人
	(確保の方策) - (量の見込み)	5人	1人	▲3人	0人	6人	6人	6人	6人	6人	6人

上三川小学校区		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用人数	91(125) 人	103(139) 人	128(166) 人	141(202) 人	154(220) 人	157(224) 人	160(229) 人	163(234) 人	167(238) 人	170(243) 人
	低学年(1~3年生)	73(97) 人	90(105) 人	101(114) 人	115(140) 人	120(153) 人	122(156) 人	125(159) 人	127(162) 人	130(165) 人	132(169) 人
	高学年(4~6年生)	18(28) 人	13(34) 人	27(52) 人	26(62) 人	34(67) 人	35(68) 人	35(70) 人	36(72) 人	37(73) 人	38(74) 人
確保の方策	利用人数	140人	140人	140人	140人	170人	170人	170人	170人	170人	170人
	(確保の方策) - (量の見込み)	49人	37人	12人	▲1人	16人	13人	10人	7人	3人	0人

坂上小学校区		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用人数	11(35) 人	32(37) 人	27(29) 人	31(38) 人	34(42) 人	35(43) 人	36(45) 人	37(46) 人	38(47) 人	39(49) 人
	低学年(1~3年生)	6(20) 人	17(19) 人	17(18) 人	19(22) 人	17(22) 人	18(23) 人	18(24) 人	19(24) 人	19(25) 人	20(26) 人
	高学年(4~6年生)	5(15) 人	15(18) 人	10(11) 人	12(16) 人	17(20) 人	17(20) 人	18(21) 人	18(22) 人	19(22) 人	19(23) 人
確保の方策	利用人数	30人	30人	30人	30人	30人	30人	50人	50人	50人	50人
	(確保の方策) - (量の見込み)	19人	▲2人	3人	▲1人	▲4人	▲5人	14人	13人	12人	11人

北小学校区		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用人数	13(48) 人	38(61) 人	49(74) 人	59(93) 人	70(108) 人	70(108) 人	70(108) 人	70(108) 人	70(108) 人	70(108) 人
	低学年(1~3年生)	9(33) 人	32(42) 人	38(50) 人	42(62) 人	49(65) 人	49(65) 人	49(65) 人	49(65) 人	49(65) 人	49(65) 人
	高学年(4~6年生)	4(15) 人	6(19) 人	11(24) 人	17(31) 人	21(43) 人	21(43) 人	21(43) 人	21(43) 人	21(43) 人	21(43) 人
確保の方策	利用人数	35人	35人	70人	70人	70人	70人	70人	70人	70人	70人
	(確保の方策) - (量の見込み)	22人	▲3人	21人	11人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

明治小学校区		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用人数	33(46) 人	31(38) 人	46(59) 人	44(62) 人	47(63) 人	46(61) 人	44(59) 人	43(58) 人	42(56) 人	40(54) 人
	低学年(1~3年生)	21(29) 人	15(19) 人	30(36) 人	24(31) 人	31(37) 人	30(36) 人	29(35) 人	28(34) 人	27(33) 人	26(32) 人
	高学年(4~6年生)	12(17) 人	16(19) 人	16(23) 人	20(31) 人	16(26) 人	16(25) 人	15(24) 人	15(24) 人	15(23) 人	14(22) 人
確保の方策	利用人数	60人	60人	60人	60人	60人	60人	60人	60人	60人	60人
	(確保の方策) - (量の見込み)	27人	29人	14人	16人	13人	14人	16人	17人	18人	20人

明治南小学校区		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	利用人数	26(35) 人	28(36) 人	18(33) 人	21(30) 人	18(26) 人	18(25) 人	17(25) 人	16(24) 人	16(23) 人	16(22) 人
	低学年(1~3年生)	20(25) 人	22(26) 人	13(22) 人	16(23) 人	18(25) 人	15(20) 人	14(20) 人	13(19) 人	13(19) 人	13(18) 人
	高学年(4~6年生)	6(10) 人	6(10) 人	5(11) 人	5(7) 人	0(1) 人	3(5) 人	3(5) 人	3(5) 人	3(4) 人	3(4) 人
確保の方策	利用人数	30人	30人	30人	30人	30人	30人	30人	30人	30人	30人
	(確保の方策) - (量の見込み)	4人	2人	12人	9人	12人	12人	13人	14人	14人	14人

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯等の特定の世帯を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の一部を助成する事業です。なお、副食材料費については、確認を受けない幼稚園を利用する特定の世帯について対象となります。

今後の制度動向等に注視しながら、事業を推進していきます。

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

保育所(園)、小規模保育事業、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業に参入する民間事業者に対して支援を行う事業です。

今後の本町の実態等を踏まえ、必要な取組について検討していきます。

14 【新規】子育て世帯訪問支援事業 対象:0～17 歳児

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

本町では令和6年度から実施しています。

■量の見込みと確保の方策

		計画値				
		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用者数× 利用日数	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
確保の方策	利用者数× 利用日数	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
(確保の方策)－(量の見込み)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

15 【新規】児童育成支援拠点事業 対象:6～17 歳児

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保の方策

		計画値				
		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用者数	0人	0人	10人	15人	15人
確保の方策	利用者数	0人	0人	10人	15人	15人
(確保の方策)－(量の見込み)		0人	0人	0人	0人	0人

16 【新規】妊婦等包括相談支援事業

対象:子どもの保護者(主に未就学児童保護者)

妊婦等包括相談支援事業は、子ども・子育て支援法・児童福祉法の改正により位置づけられた新たな事業です。

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

■量の見込みと確保の方策

		計画値				
		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用者数	543人	504人	489人	477人	462人
確保の方策	利用者数	543人	504人	489人	477人	462人
(確保の方策) - (量の見込み)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

17 【新規】乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

対象年齢:0歳6か月～2歳児

保育所(園)等に通っていない0歳6か月～2歳の乳幼児を対象に、就労要件を問わず月一定時間まで預かる事業です。

■量の見込みと確保の方策

		計画値				
		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	定員数	0人	12人	10人	10人	9人
	0歳児	0人	4人	3人	3人	3人
	1歳児	0人	5人	4人	4人	4人
	2歳児	0人	3人	3人	3人	2人
確保の方策	定員数	0人	12人	10人	10人	9人
	0歳児	0人	4人	3人	3人	3人
	1歳児	0人	5人	4人	4人	4人
	2歳児	0人	3人	3人	3人	2人
(確保の方策) - (量の見込み)		0人	0人	0人	0人	0人

18 【新規】産後ケア事業 対象:産後母子

生後1歳未満の乳児とその母親に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

令和元年に改正された母子保健法に位置づけられた事業であり、子ども・子育て支援法の令和6年改正で同法に新たに位置づけられました。本町では令和元年度から事業を実施しています。

■量の見込みと確保の方策

		計画値				
		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用者数	14人日	14人日	20人日	20人日	20人日
確保の方策	利用者数	14人日	14人日	20人日	20人日	20人日
(確保の方策) - (量の見込み)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

第6節 その他の基本的な取組

1 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1 世帯あたり人員の減少や保護者の就労形態の変化等により、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。また、子どもの人口は減少が続いていますが、幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しています。

幼稚園、認定こども園などにおける一時的な預かりなど、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、保育所（園）、認定こども園による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、各施設がこれまで培ってきた知識・技能を生かしながら、子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、幼稚園、保育所（園）、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、幼稚園、保育所（園）、認定こども園と小学校との連携・交流を推進するため、連携・交流事例に関する情報提供や、連携を図るための環境づくりを進めていきます。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元（2019）年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本町における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 関係機関等との連携

本計画の基本理念「こどもが輝き 家族が笑顔に 地域でつながるまちづくり ～みんなで実践しよう“かみのかわ”子育てプラン～」の実現のためには、行政だけでなく、町民、地域、事業者などの関係者（機関）が互いに協力し、本町の子ども・子育て支援を進めていく必要があります。

計画の推進にあたっては、関係者（機関）や学識経験者、教育・保育・医療などの子ども・子育て支援に従事する方、子育て当事者である保護者などで構成する「上三川町子ども・子育て会議」での意見を聞きながら進めていきます。

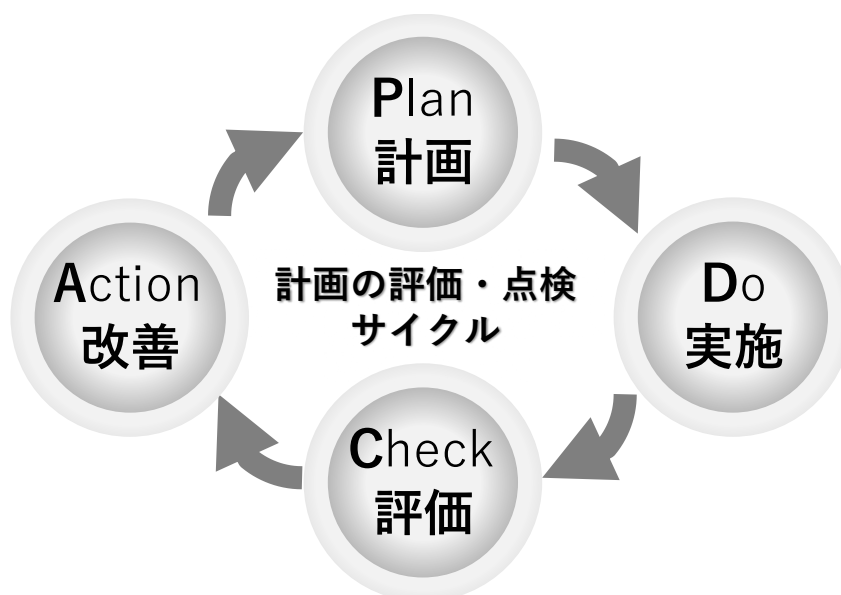
また、地域で活動する町民への支援などを通して、本町の子ども施策、若者施策、子育て施策に関係する人材の育成にも取り組むとともに、地域で活動する団体との連携を深め、団体同士の交流を促進するなど、地域でのサポート体制を強化していきます。

第2節 計画の進捗状況の点検・評価

本計画の進捗状況については、定期的に点検・評価することが重要です。そのため、計画策定後も適切に進行管理を行うにあたり、計画を立案し（Plan）、実施する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）し、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を構築します。

また、計画の進捗状況について、「上三川町子ども・子育て会議」において年度ごとに点検・評価を行います。

■PDCA サイクルによる計画の推進イメージ



資料編

第1節 計画策定の経過

月 日	主な検討事項等
令和6(2024)年1月17日(水)	令和5年度 第1回上三川町子ども・子育て会議開催 ＜主な議事＞ ・第3期上三川町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査について
2月9日(金)～2月26日(月)	・「第3期上三川町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査の実施 ・上三川町子どもの生活実態調査の実施
7月11日(木)～7月19日(金)	・施設等アンケート調査の実施
7月12日(金)	・施設等ヒアリング調査の実施
8月19日(月)～9月12日(木)	・子どもの意見聴取(アンケート調査)の実施
8月30日(金)	令和6年度 第1回上三川町子ども・子育て会議開催 ＜主な議事＞ ・第3期上三川町子ども・子育て支援事業計画策定について ・第3期上三川町子ども・子育て支援事業計画(骨子案) ・上三川町こども計画(仮称)策定について
11月28日(木)	令和6年度 第2回上三川町子ども・子育て会議開催 ＜主な議事＞ ・上三川町こども計画の素案について

第2節 上三川町子ども・子育て会議条例

○上三川町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 17 日
条例第 40 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、上三川町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援に携わる関係機関その他の団体を代表する者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に招集するとき、又は会長及び副会長が欠けたときの会議は、町長が招集する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 35 年上三川町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和 5 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

第3節 上三川町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同 敬称略)

	氏名	所属	備考
1	田崎 幸夫(～R6.2.19)	町議会議員	町産業厚生常任委員会 副委員長
	篠塚 啓一(R6.2.20～)		
2	川西 文明	町民生児童委員	子育て支援部会長
3	篠原 光枝	町民生児童委員	主任児童委員
4	松枝 健一	町教育委員	教育委員
5	小埜 真穂	小学校校長会	坂上小学校 校長(令和5年度) 北小学校 校長(令和6年度)
6	那花 恭子	小学校校長会	明治小学校 校長
7	木村 尚史	認定こども園しらさぎ幼稚園	認定こども園しらさぎ幼稚園 園長
8	古本 祐一	やしお幼稚園	やしお幼稚園 園長
9	加藤 馨代美	あけぼし保育園	あけぼし保育園 園長
10	猪瀬 英彦	認定こども園上三川幼児園	認定こども園上三川幼児園 園長
11	武藤 孝子	ふざかしおひさま保育園	ふざかしおひさま保育園 園長
12	宮崎 有貴	やしお幼稚園保護者	保護者代表
13	蔭山 裕美子	認定こども園上三川幼児園 保護者	保護者代表
14	猪瀬 功寛(～R6.3.31)	大山保育園保護者	保護者代表
	串田 美加(R6.5.1～)		
15	野澤 大介(～R6.3.31)	町小学校 PTA 代表	本郷北小学校 PTA 会長
	星 真紀子(R6.5.1～)		上三川小学校 PTA 会長
16	石川 篤子	放課後児童支援員代表	本郷北小学童クラブ 支援員
17	高橋 有加里	明治小学童クラブ保護者	保護者代表
18	柴山 洋	学識経験者	学識経験者

上三川町こども計画

令和7年3月

発行 上三川町

編集 上三川町子ども家庭課

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL:0285-56-9130



上三川町